

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変更前	変更後	変更理由
<p>2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設</p> <p>2.10.1 基本設計</p> <p>(中略)</p> <p>2.10.1.3 設計方針</p> <p>(1) 貯蔵設備</p> <p>放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫、サイトバンカ、使用済燃料プール、使用済燃料共用プール、使用済樹脂貯蔵タンク、造粒固化体貯槽等に貯蔵、または保管する設計とする。</p> <p>発電所敷地内において、今回の地震、津波、水素爆発による瓦礫や放射性物質に汚染した資機材、除染を目的に回収する土壌等の瓦礫類は、固体廃棄物貯蔵庫、屋外等に一時保管エリアを設定し、一時保管する。</p> <p>伐採木は、屋外の一時保管エリアに一時保管する。</p> <p>使用済保護衣等は、固体廃棄物貯蔵庫、屋外の一時保管エリアに一時保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 貯蔵能力</p> <p>放射性固体廃棄物や事故後に発生した瓦礫等を適切に管理するため、今後の発生量に応じて保管場所を計画的に追設し、保管容量を十分に確保する（Ⅲ.3.2.1 参照）。</p> <p>(5) 津波への対応</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫、瓦礫等一時保管エリア（1ヵ所除く）は、アウターライズ津波が到達しないと考えられる標高の高い場所に設置されている。また、敷地北側の標高の低い1ヵ所（T.P.+約11m）の一時保管エリアについてもアウターライズ津波が遡上しないことを確認している。</p> <p>サイトバンカ、使用済燃料プール、使用済燃料共用プール、使用済樹脂貯蔵タンク、造粒固化体貯槽等の貯蔵設備についても仮設防潮堤によりアウターライズ津波が遡上しないことを確認している（Ⅲ.3.1.3 参照）。</p> <p>(6) 外部人為事象への対応</p> <p>外部人為事象に対する設計上の考慮については、発電所全体の外部人為事象の対応に従う（Ⅱ.1.14 参照）。</p> <p>(7) 火災への対応</p> <p>火災に対する設計上の考慮については、発電所全体の火災への対応に従う（Ⅲ.3.1.2 参照）。</p>	<p>2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設</p> <p>2.10.1 基本設計</p> <p>(中略)</p> <p>2.10.1.3 設計方針等</p> <p><u>2.10.1.3.1 放射性固体廃棄物等の管理施設</u></p> <p>(1) 貯蔵及び保管</p> <p>放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫、サイトバンカ、使用済燃料プール、使用済燃料共用プール、使用済樹脂貯蔵タンク、造粒固化体貯槽等に貯蔵、または保管する。</p> <p>発電所敷地内において、発災以降に発生した瓦礫や放射性物質に汚染した資機材、除染を目的に回収する土壌等の瓦礫類は、固体廃棄物貯蔵庫、屋外等に一時保管エリアを設定し、一時保管する。</p> <p>伐採木は、屋外の一時保管エリアに一時保管する。</p> <p>使用済保護衣等は、固体廃棄物貯蔵庫、屋外の一時保管エリアに一時保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 貯蔵能力</p> <p>放射性固体廃棄物や発災以降に発生した瓦礫等を適切に管理するため、今後の発生量に応じて保管場所を計画的に追設し、保管容量を十分に確保する（Ⅲ.3.2.1 参照）。</p> <p>(5) 津波への対応</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫、瓦礫等一時保管エリア（1ヵ所除く）は、アウターライズ津波が到達しないと考えられる標高に設置する。また、敷地北側の標高の低い1ヵ所（T.P.+約11m）の一時保管エリアについてもアウターライズ津波が遡上しない位置に設置する。</p> <p>サイトバンカ、使用済燃料プール、使用済燃料共用プール、使用済樹脂貯蔵タンク、造粒固化体貯槽等の貯蔵設備についても仮設防潮堤によりアウターライズ津波が遡上しない位置に設置する（Ⅲ.3.1.3 参照）。</p> <p>(6) 外部人為事象への対応</p> <p>外部人為事象に対する設計上の考慮については、発電所全体の外部人為事象への対応に従う（Ⅱ.1.14 参照）。</p> <p>(7) 火災への対応</p> <p>火災に対する設計上の考慮については、発電所全体の火災への対応に従う（Ⅱ.1.14 及びⅢ.3.1.2 参照）。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変更前	変更後	変更理由
	<p><u>2.10.1.3.2 固体廃棄物貯蔵庫</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）、固体廃棄物貯蔵庫第9棟及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟で構成され、特定原子力施設に対する規制基準を満たすため、以下の設計及び対策を行う。</u></p> <p><u>ただし、固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）の設計等については、原則、発災前に許可及び認可を受けた原子炉設置許可申請書及び工事計画認可申請書に従うものとする。</u></p> <p><u>(1) 放射性固体廃棄物等の貯蔵</u></p> <p><u>放射性固体廃棄物等の貯蔵に当たっては、廃棄物の性状に応じ、十分な保管容量を確保し、遮蔽等の適切な管理を行う固体廃棄物貯蔵庫を設置することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計とする。</u></p> <p><u>(2) 放射性気体廃棄物の処理・管理</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、同施設で発生が想定される放射性気体廃棄物の処理に当たって、廃棄物の性状に応じ、当該廃棄物の放出量を抑制し、適切に処理・管理を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計及び運用とする。</u></p> <p><u>(3) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、同施設から大気中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計とする。特に同施設内に保管される発災以降に発生した瓦礫類による敷地境界における実効線量が、その他の施設等の寄与分を含めて1mSv/年未満となるような設計とする。</u></p> <p><u>(4) 作業員の被ばく線量の管理等</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、現存被ばく状況での放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮へい、貯蔵容器の配置、換気、除染等の所要の放射線防護上の措置に加え、作業時における放射線被ばく管理措置を講じることにより、放射線業務従事者が立ち入る場所の線量及び作業に伴う被ばく線量を達成できる限り低減する設計及び運用とする。</u></p> <p><u>(5) 緊急時対策</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫には、事故時において必要な安全避難通路等の他、事故時に施設内に居るすべての人に対する指示が出来る適切な警報系及び通信連絡設備を整備する設計とする。</u></p> <p><u>(6) 設計上の考慮</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、その安全上の重要度を踏まえ、以下に掲げる事項を適切に考慮した設計とする。</u></p> <p><u>① 準拠規格及び基準</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫の設計、材料の選定、製作及び検査については、日本産業規格（JIS）等の適切と認められる規格及び基準によるものとする。</u></p> <p><u>② 自然現象に対する設計上の考慮</u></p>	<p>記載の適正化 （設計上の考慮について「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」の明確化）</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変更前	変更後	変更理由
<p>2.10.1.4 主要な設備</p> <p>(1) 固体廃棄物貯蔵庫 <u>(第1棟～第8棟)</u></p> <p>固体廃棄物貯蔵庫は、原子炉設置許可申請書、工事計画認可申請書に基づく設備であり、1～6号機で発生したドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物であるドラム缶等の他、使用済保護衣等や原子炉設置許可申請書、工事計画認可申請書にて許可されていない瓦礫類を一時保管する。</p> <p>瓦礫類は、材質により可能な限り分別し、容器に収納して一時保管エリアとしての固体廃棄物貯蔵庫内に一時保管する。また、容器に収納できない大型瓦礫類は、飛散抑制対策を講じて一時保管する。</p>	<p>a. <u>地震に対する設計上の考慮</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、2021年9月8日の原子力規制委員会で示された耐震設計の考え方(2022年11月16日一部改訂)を踏まえ、その安全機能の重要度、地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響(公衆被ばく影響)や廃炉活動への影響等を考慮した上で、核燃料物質を非密封で扱う燃料加工施設や使用施設等における耐震クラス分類を参考にして耐震設計上の区分を行うとともに、適切と考えられる設計用地震力に耐えられる設計とする。</u></p> <p><u>ただし、2021年9月8日以前に認可された固体廃棄物貯蔵庫については、この限りでない。</u></p> <p>b. <u>地震以外に想定される自然現象(津波、豪雨、台風、竜巻等)に対する設計上の考慮</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、地震以外の想定される自然現象(津波、豪雨、台風、竜巻等)によって施設の安全性が損なわれないよう設計する。</u></p> <p>③ <u>外部人為事象に対する設計上の考慮</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、想定される外部人為事象によって、施設の安全性を損なうことのない設計とする。また、第三者の不法な接近等に対し、これを防御するため、適切な措置を講じた設計とする。</u></p> <p>④ <u>火災に対する設計上の考慮</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、火災の発生を防止し、火災の検知及び消火を行い、並びに火災の影響を軽減するための対策を適切に組み合わせることにより、火災により施設の安全性を損なうことのない設計とする。</u></p> <p>⑤ <u>環境条件に対する設計上の考慮</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、経年事象を含む想定されるすべての環境条件に適合できる設計とする。</u></p> <p>⑥ <u>運転員操作に対する設計上の考慮</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、運転員の誤操作を防止するための適切な措置を講じた設計とする。</u></p> <p>⑦ <u>信頼性に対する設計上の考慮</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、その安全上の重要度等を考慮して、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とする。</u></p> <p>⑧ <u>検査可能性に対する設計上の考慮</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫は、その健全性及び能力を確認するために、適切な方法によりその機能を検査できる設計とする。</u></p> <p>2.10.1.4 主要な設備</p> <p>(1) 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>a. <u>固体廃棄物貯蔵庫(第1棟～第8棟)</u></p> <p>固体廃棄物貯蔵庫 <u>(第1棟～第8棟)</u> は、原子炉設置許可申請書、工事計画認可申請書に基づく設備であり、1～6号機で発生したドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物であるドラム缶等の他、使用済保護衣等や原子炉設置許可申請書、工事計画認可申請書にて許可されていない瓦礫類を一時保管する。</p> <p>瓦礫類は、材質により可能な限り分別し、容器に収納して一時保管エリアとしての固体廃棄物貯蔵庫内に一時保管する。また、容器に収納できない大型瓦礫類は、飛散抑制対策を講じて一時保管</p>	<p>記載の適正化 (設計上の考慮について「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」の明確化)</p> <p>記載の適正化</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変更前	変更後	変更理由
<p>固体廃棄物貯蔵庫は、第1棟～第8棟の8つの棟からなり、第6棟～第8棟については、地上1階、地下2階で構成している。固体廃棄物貯蔵庫に一時保管する瓦礫類のうち、目安線量として表面30mSv/hを超える高線量の瓦礫類は地下階に保管する。地下階に高線量の瓦礫類を保管した場合には、コンクリート製の1階の床及び天井や壁による遮蔽効果により固体廃棄物貯蔵庫表面またはエリア境界の線量は十分低減されるが、この場合には、固体廃棄物貯蔵庫表面またはエリア境界において法令で定められた管理区域の設定基準線量（1.3mSv/3ヶ月（2.6μSv/h）以下）を満足するよう運用管理を実施する。ただし、バックグラウンド線量の影響を除く。なお、最大線量と想定している表面線量率10Sv/hの瓦礫類を地下2階一面に収納したと仮定した場合でも、固体廃棄物貯蔵庫の建屋表面線量率は約$4 \times 10^{-7} \mu\text{Sv/h}$となり、法令で定められた管理区域の設定基準線量を満足することを評価し、確認している。</p> <p>震災後の固体廃棄物貯蔵庫の建物調査の結果、第1棟については屋根や壁、柱の一部、第2棟については柱の一部に破損があり、第3棟と第4棟については、床の一部に亀裂がみられるため、工事計画認可申請書記載の機能を満足するよう復旧し使用していく。第1棟、第3棟の復旧工事は概ね終了しており、第2棟、第4棟は平成27年中に復旧する予定である。第5棟～第8棟については、大きな損傷はみられない。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵庫の第1棟～第8棟のうち、第4棟～第8棟については遮蔽機能、第5棟～第8棟については耐震性を以下の工事計画認可申請書により確認している。</p> <p>(中略)</p>	<p>する。</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）は、第1棟～第8棟の8つの棟からなり、第6棟～第8棟については、地上1階、地下2階で構成している。固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）に一時保管する瓦礫類のうち、目安線量として表面30mSv/hを超える高線量の瓦礫類は地下階に保管する。地下階に高線量の瓦礫類を保管した場合には、コンクリート製の1階の床及び天井や壁による遮蔽効果により固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）表面またはエリア境界の線量は十分低減されるが、この場合には、固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）表面またはエリア境界において法令で定められた管理区域の設定基準線量（1.3mSv/3ヶ月（2.6μSv/h）以下）を満足するよう運用管理を実施する。ただし、バックグラウンド線量の影響を除く。なお、最大線量と想定している表面線量率10Sv/hの瓦礫類を地下2階一面に収納したと仮定した場合でも、固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）の建屋表面線量率は約$4 \times 10^{-7} \mu\text{Sv/h}$となり、法令で定められた管理区域の設定基準線量を満足することを評価し、確認している。</p> <p>震災後の固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）の建物調査の結果、第1棟については屋根や壁、柱の一部、第2棟については柱の一部に破損があり、第3棟と第4棟については、床の一部に亀裂がみられたが、工事計画認可申請書記載の機能を満足するよう復旧して使用する。なお、第5棟～第8棟については、大きな損傷はみられていない。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）のうち、第4棟～第8棟については遮蔽機能、第5棟～第8棟については耐震性を以下の工事計画認可申請書により確認している。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(中略)</p>	<p>b. <u>固体廃棄物貯蔵庫第9棟</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫第9棟は、固体廃棄物貯蔵庫第8棟の西側に位置する鉄筋コンクリート造で、平面が約125m（東西方向）×約48m（南北方向）、地上高さが約9mの建物及び平面が約27m（東西方向）×約33m（南北方向）、地上高さが約15mの建物から成り、共に地上2階、地下2階である。</u></p> <p><u>1～6号機で発生したドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物であるドラム缶等及び雑固体廃棄物焼却設備より発生する焼却灰を保管する。</u></p> <p><u>瓦礫類は、材質により可能な限り分別し、容器に収納して一時保管する。また、容器に収納できない大型瓦礫類は、飛散抑制対策を講じて一時保管する。</u></p> <p><u>放射性固体廃棄物等からの放射線に対し、放射線業務従事者等を保護するため、また、敷地周辺の線量を達成できる限り低減するため、コンクリート製の壁及び天井により遮蔽を行う。</u></p> <p>c. <u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟は、A棟、B棟及びC棟の3棟で構成され、各棟は廃炉作業で発生する瓦礫類を収納した貯蔵容器を保管する建屋と換気空調設備及び電気設備等を設置する別棟で構成される。建屋は、大型廃棄物保管庫の西側に位置する鉄骨造で、A棟及びB棟の建屋として、平面が約50m（東西方向）×約90m（南北方向）、地上高さが約20mの建物が2棟、またC棟の建屋と</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変更前	変更後	変更理由
<p>(中略)</p> <p><u>(6) 固体廃棄物貯蔵庫第9棟</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫第9棟は、固体廃棄物貯蔵庫第8棟の西側に位置する鉄筋コンクリート造で、平面が約125m(東西方向)×約48m(南北方向)、地上高さが約9mの建物及び平面が約27m(東西方向)×約33m(南北方向)、地上高さが約15mの建物から成り、共に地上2階、地下2階である。</u></p> <p><u>1～6号機で発生したドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物であるドラム缶等及び雑固体廃棄物焼却設備より発生する焼却灰を保管する。</u></p> <p><u>瓦礫類は、材質により可能な限り分別し、容器に収納して一時保管する。また、容器に収納できない大型瓦礫類は、飛散抑制対策を講じて一時保管する。</u></p> <p><u>放射性固体廃棄物等からの放射線に対し、放射線業務従事者等を保護するため、また、敷地周辺の線量を達成できる限り低減するため、コンクリート製の壁及び天井により遮蔽を行う。</u></p>	<p><u>して、平面が約50m(東西方向)×約180m(南北方向)、地上高さが約20mの建物が1棟から成り、共に地上1階である。</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟に搬入する瓦礫類については、専用の貯蔵容器に収納し、当該容器に対して適切な固縛措置等を行った状態で建屋内に保管する。</u></p> <p><u>瓦礫類を収納した貯蔵容器からの放射線に対し、放射線業務従事者等を保護するため、また、敷地周辺の線量を合理的に達成可能な限り低減するため、建屋内に設置するコンクリート製の遮蔽壁及び貯蔵容器上部に設置する遮蔽蓋により遮蔽を行うとともに、収納する瓦礫類の線量に応じて、貯蔵容器を適切に配置する。</u></p> <p><u>保管する貯蔵容器の表面線量について、一時的運用(1mSv/h)と、耐震クラスを満足する将来的運用(20μSv/h)を設定し、一時的運用の期間は、A棟の単独運用の開始を目的とした使用前検査が終了した時点から9年以内とする。</u></p> <p><u>換気空調設備は、送風機、排風機、排気フィルタユニット等で構成され、送風機より建屋内に供給された空気は、建屋内で発生する粒子状の放射性物質を排気フィルタユニットで除去した後、排風機により大気へ放出する。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(記載の削除)</u></p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p> <p>記載削除</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由								
<p>2.10.2 基本仕様</p> <p>2.10.2.1 主要仕様</p> <p>(1) 固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）<u>（1～6号機共用）</u></p> <p>棟数：8</p> <p>容量：約284,500本（ドラム缶相当）</p> <p>(2) サイトバンカ <u>（1～6号機共用）</u></p> <p>基数：1</p> <p>容量：約4,300m³</p> <p>（中略）</p> <p>(5) 固体廃棄物貯蔵庫第9棟 <u>（1～6号機共用）</u></p> <p>大きさ：約125m（東西方向）×約48m（南北方向），地上高さ約9m 約27m（東西方向）×約33m（南北方向），地上高さ約15m</p> <p>棟数：1</p> <p>容量：約61,200m³（ドラム缶約110,000本相当）</p>	<p>2.10.2 基本仕様</p> <p>2.10.2.1 主要仕様</p> <p>(1) 固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）</p> <p>棟数：8</p> <p>容量：約284,500本（ドラム缶相当）</p> <p>(2) サイトバンカ</p> <p>基数：1</p> <p>容量：約4,300m³</p> <p>（中略）</p> <p>(5) 固体廃棄物貯蔵庫第9棟</p> <p>大きさ：約125m（東西方向）×約48m（南北方向），地上高さ約9m 約27m（東西方向）×約33m（南北方向），地上高さ約15m</p> <p>棟数：1</p> <p>容量：約61,200m³（ドラム缶約110,000本相当）</p> <p><u>(6) 固体廃棄物貯蔵庫第10棟</u></p> <p><u>i. 貯蔵エリア</u></p> <p><u>大きさ：約50m（東西方向）×約90m（南北方向），地上高さ約20m，2棟</u> <u>約50m（東西方向）×約180m（南北方向），地上高さ約20m，1棟</u></p> <p><u>棟数：3</u></p> <p><u>容量：約146,000m³（貯蔵容器（約14m³）約6264基相当※）</u></p> <p><u>※全て20フィートハーフハイトコンテナで保管した場合。</u></p> <p><u>10フィートハーフハイトコンテナは20フィートハーフハイトコンテナに対して</u> <u>2倍の数量を保管可能。</u></p> <p><u>ii. 換気空調設備</u></p> <p><u>a-1. 10-A/10-B</u></p> <p><u>(a) 送風機</u></p> <table border="1" data-bbox="1424 1575 2018 1680"> <tr> <td>容 量</td> <td>21,000m³/h/基</td> </tr> <tr> <td>基 数</td> <td>2</td> </tr> </table> <p><u>(b) 排気フィルタユニット</u></p> <table border="1" data-bbox="1424 1743 2018 1848"> <tr> <td>容 量</td> <td>42,000m³/h/基</td> </tr> <tr> <td>基 数</td> <td>1</td> </tr> </table>	容 量	21,000m ³ /h/基	基 数	2	容 量	42,000m ³ /h/基	基 数	1	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>
容 量	21,000m ³ /h/基									
基 数	2									
容 量	42,000m ³ /h/基									
基 数	1									

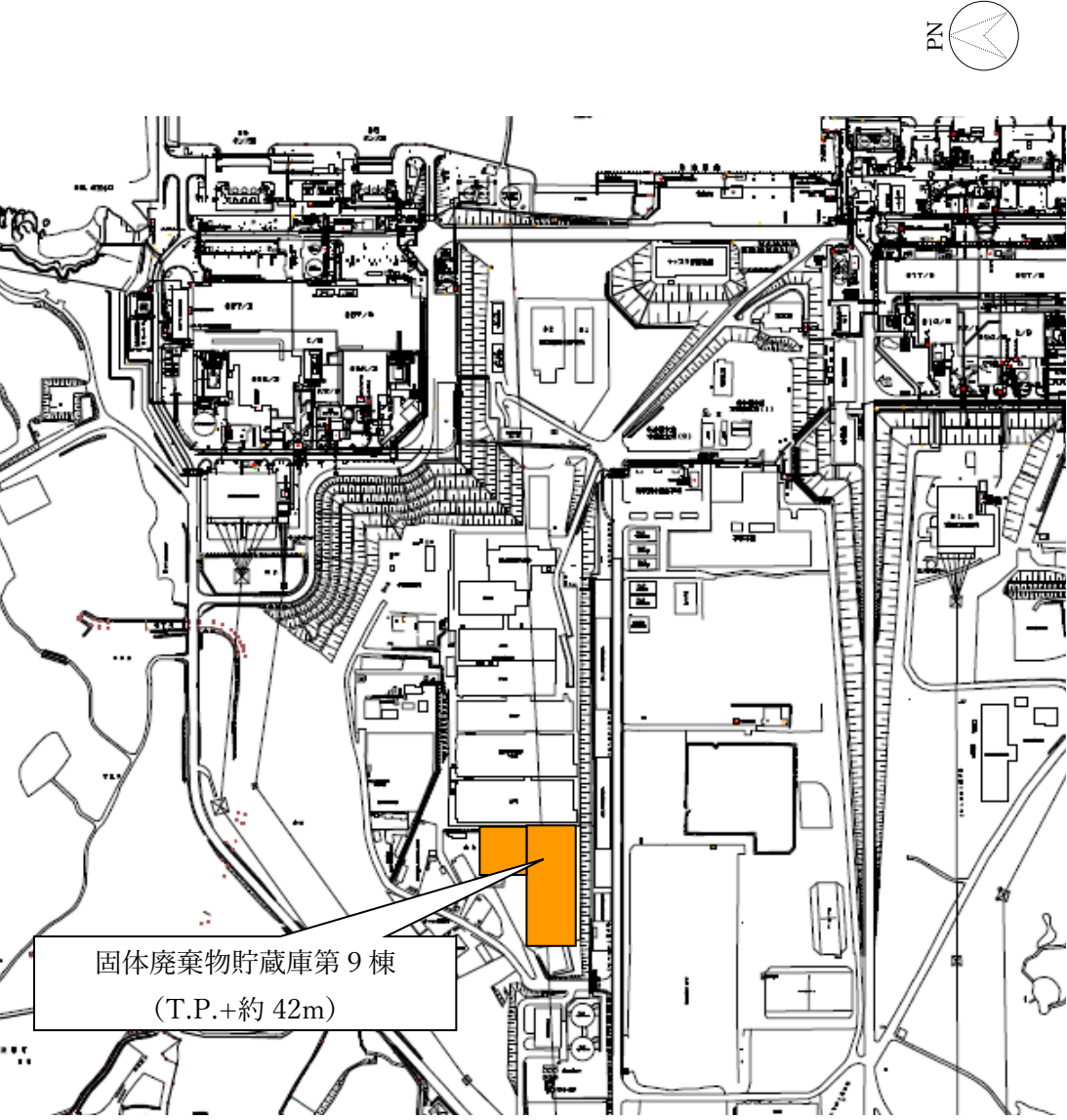
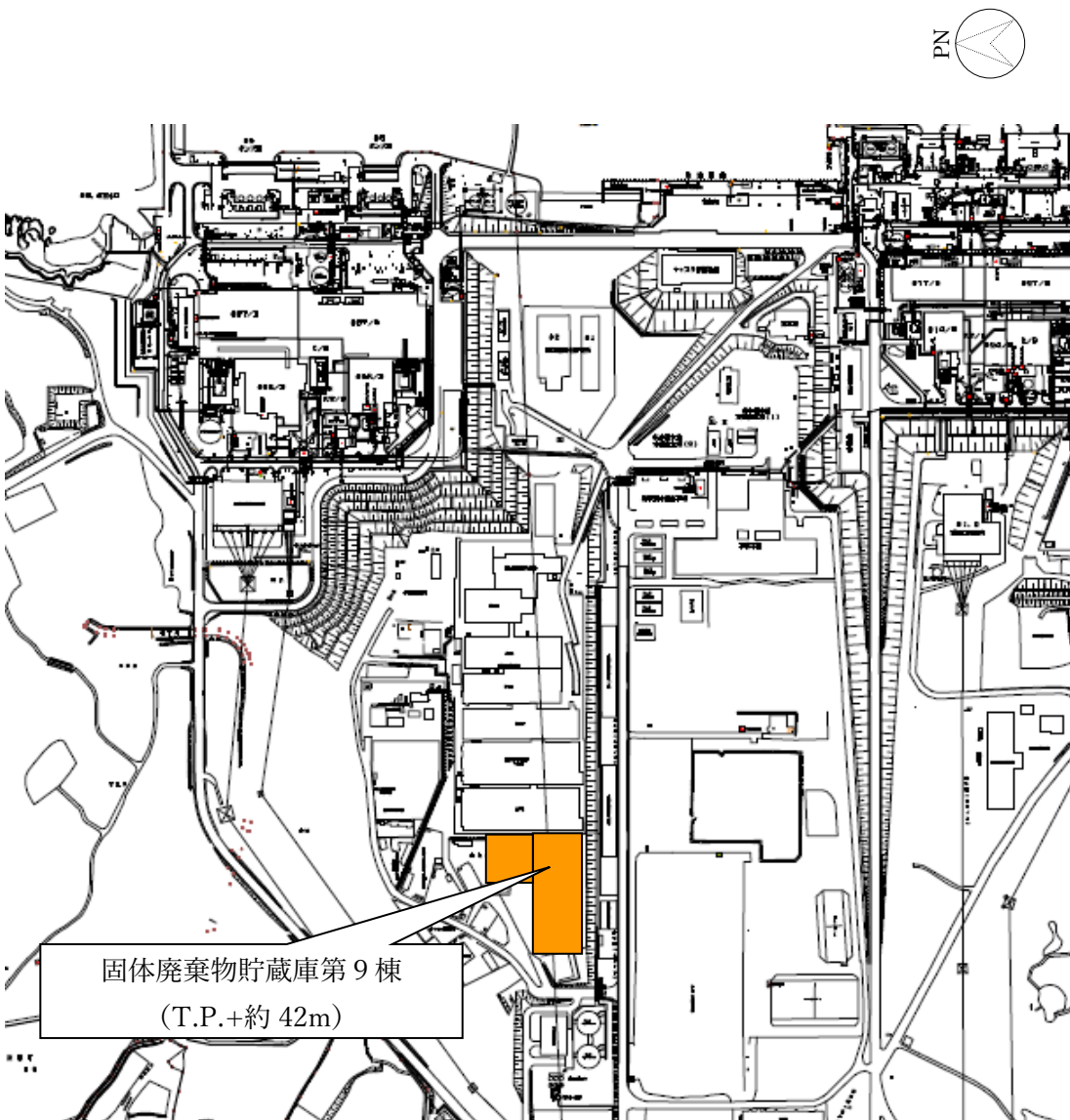
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

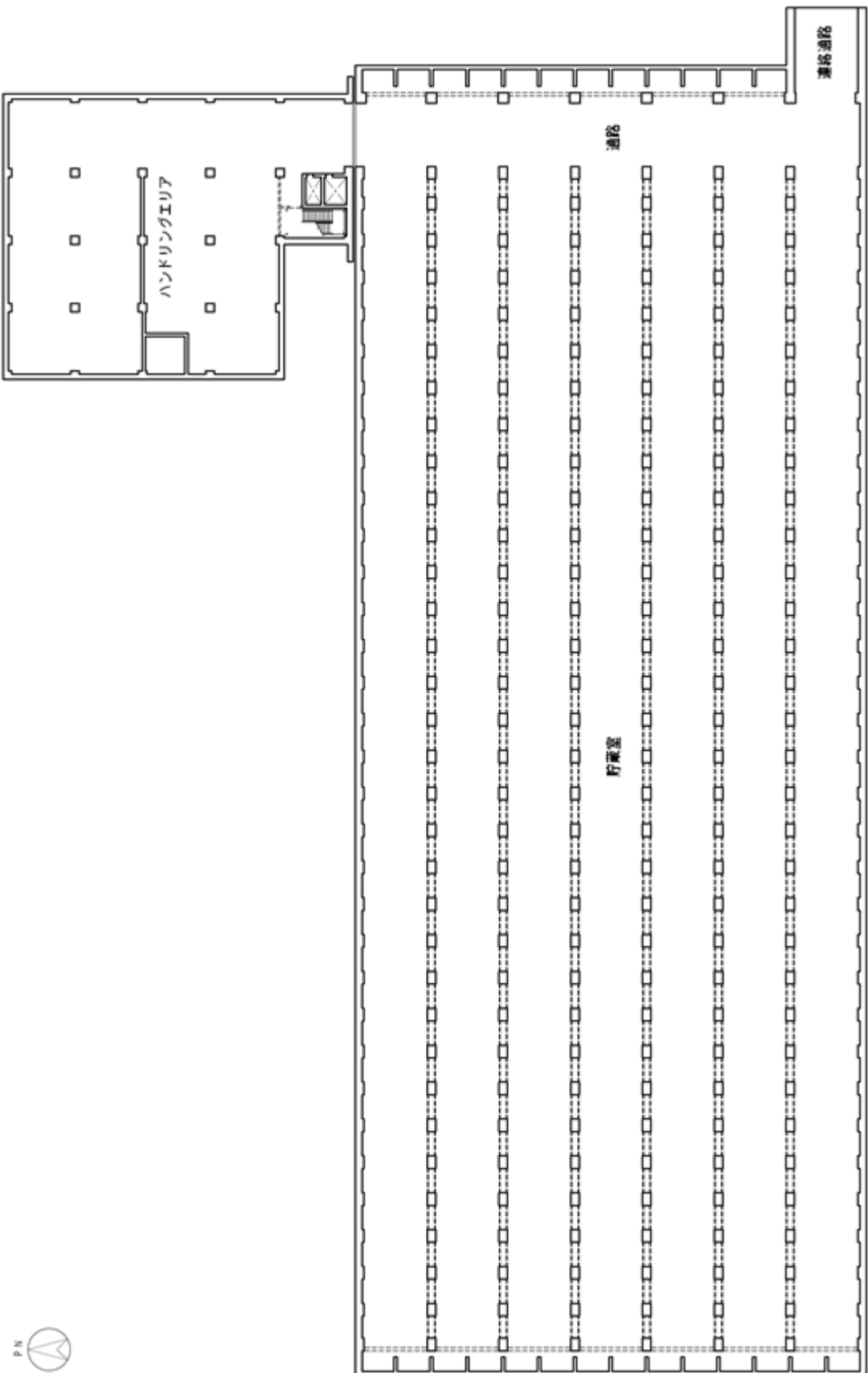
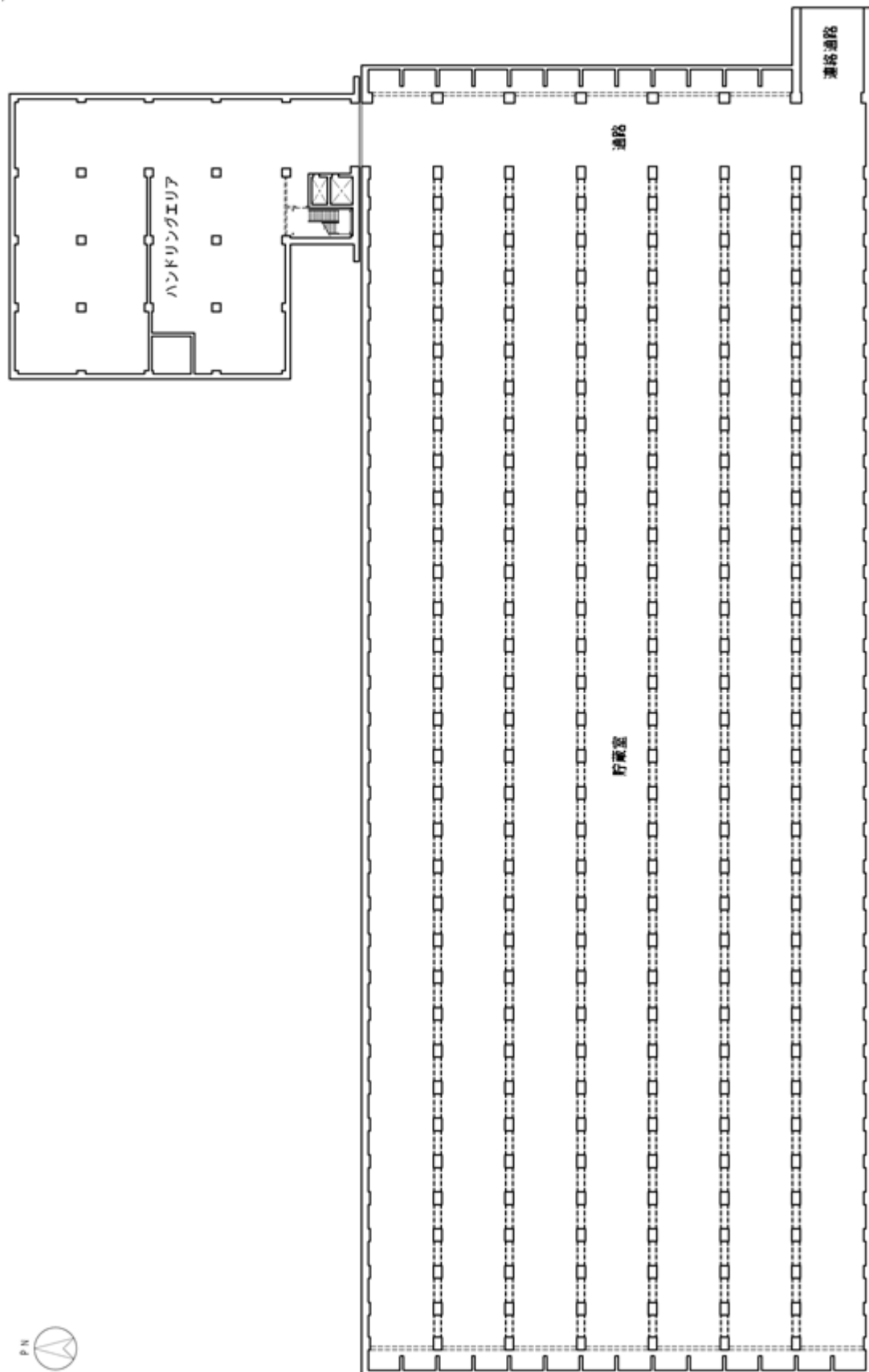
変更前	変更後	変更理由
	<p><u>(c) 排風機</u></p> <p>容 量 <u>21,000m³/h/基</u></p> <p>基 数 <u>2</u></p> <p>※10-A棟単独運用時には、以下の主要仕様とする。</p> <p>a-2. 10-A</p> <p><u>(a) 送風機</u></p> <p>容 量 <u>21,000m³/h/基</u></p> <p>基 数 <u>2 (うち予備1基)</u></p> <p><u>(b) 排気フィルタユニット</u></p> <p>容 量 <u>21,000m³/h/基</u></p> <p>基 数 <u>1</u></p> <p><u>(c) 排風機</u></p> <p>容 量 <u>21,000m³/h/基</u></p> <p>基 数 <u>2 (うち予備1基)</u></p> <p>b. 10-C</p> <p><u>(a) 送風機</u></p> <p>容 量 <u>21,000m³/h/基</u></p> <p>基 数 <u>2</u></p> <p><u>(b) 排気フィルタユニット</u></p> <p>容 量 <u>42,000m³/h/基</u></p> <p>基 数 <u>1</u></p> <p><u>(c) 排風機</u></p> <p>容 量 <u>21,000m³/h/基</u></p> <p>基 数 <u>2</u></p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>

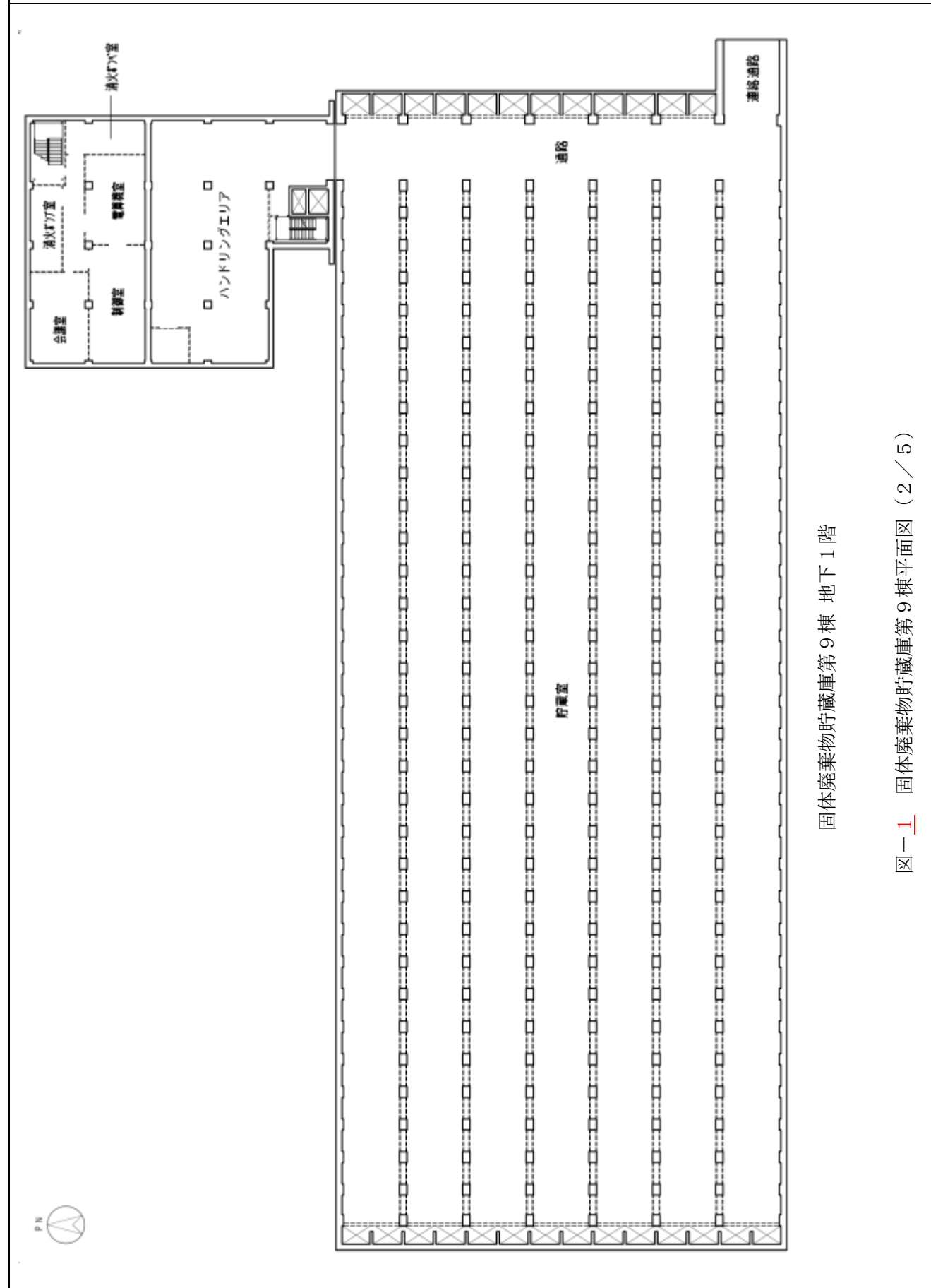
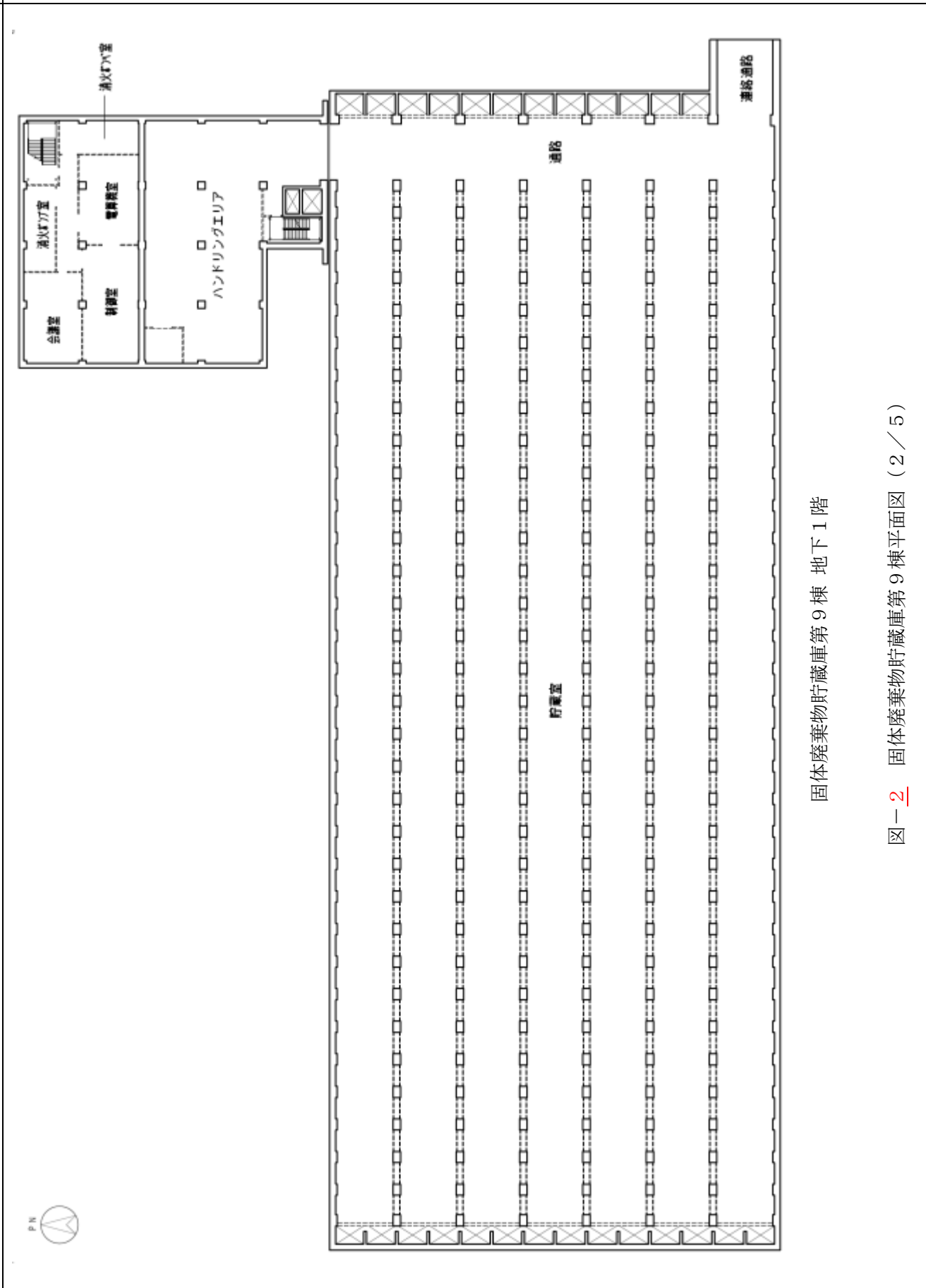
変更前	変更後	変更理由																														
<p>補助遮蔽： (中略)</p>	<p>補助遮蔽： (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1368 457 2439 1272"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>種類</th> <th>主要寸法 (mm)</th> <th>冷却 方法</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補助遮蔽</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">10-A 貯蔵庫</td> <td>遮蔽蓋 (1階)</td> <td>500</td> <td rowspan="9" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自然 冷却</td> <td rowspan="9" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">普通コンクリート (密度2.15g/cm³以上)</td> </tr> <tr> <td>西壁 (1階)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>南壁 (1階)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">10-B 貯蔵庫</td> <td>遮蔽蓋 (1階)</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>西壁 (1階)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>南壁 (1階)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">10-C 貯蔵庫</td> <td>遮蔽蓋 (1階)</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>西壁 (1階)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>南壁 (1階)</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>			種類	主要寸法 (mm)	冷却 方法	材料	補助遮蔽	10-A 貯蔵庫	遮蔽蓋 (1階)	500	自然 冷却	普通コンクリート (密度2.15g/cm ³ 以上)	西壁 (1階)	300	南壁 (1階)	300	10-B 貯蔵庫	遮蔽蓋 (1階)	500	西壁 (1階)	300	南壁 (1階)	300	10-C 貯蔵庫	遮蔽蓋 (1階)	500	西壁 (1階)	300	南壁 (1階)	300	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の 設置に伴う追加</p>
		種類	主要寸法 (mm)	冷却 方法	材料																											
補助遮蔽	10-A 貯蔵庫	遮蔽蓋 (1階)	500	自然 冷却	普通コンクリート (密度2.15g/cm ³ 以上)																											
		西壁 (1階)	300																													
		南壁 (1階)	300																													
	10-B 貯蔵庫	遮蔽蓋 (1階)	500																													
		西壁 (1階)	300																													
		南壁 (1階)	300																													
	10-C 貯蔵庫	遮蔽蓋 (1階)	500																													
		西壁 (1階)	300																													
		南壁 (1階)	300																													

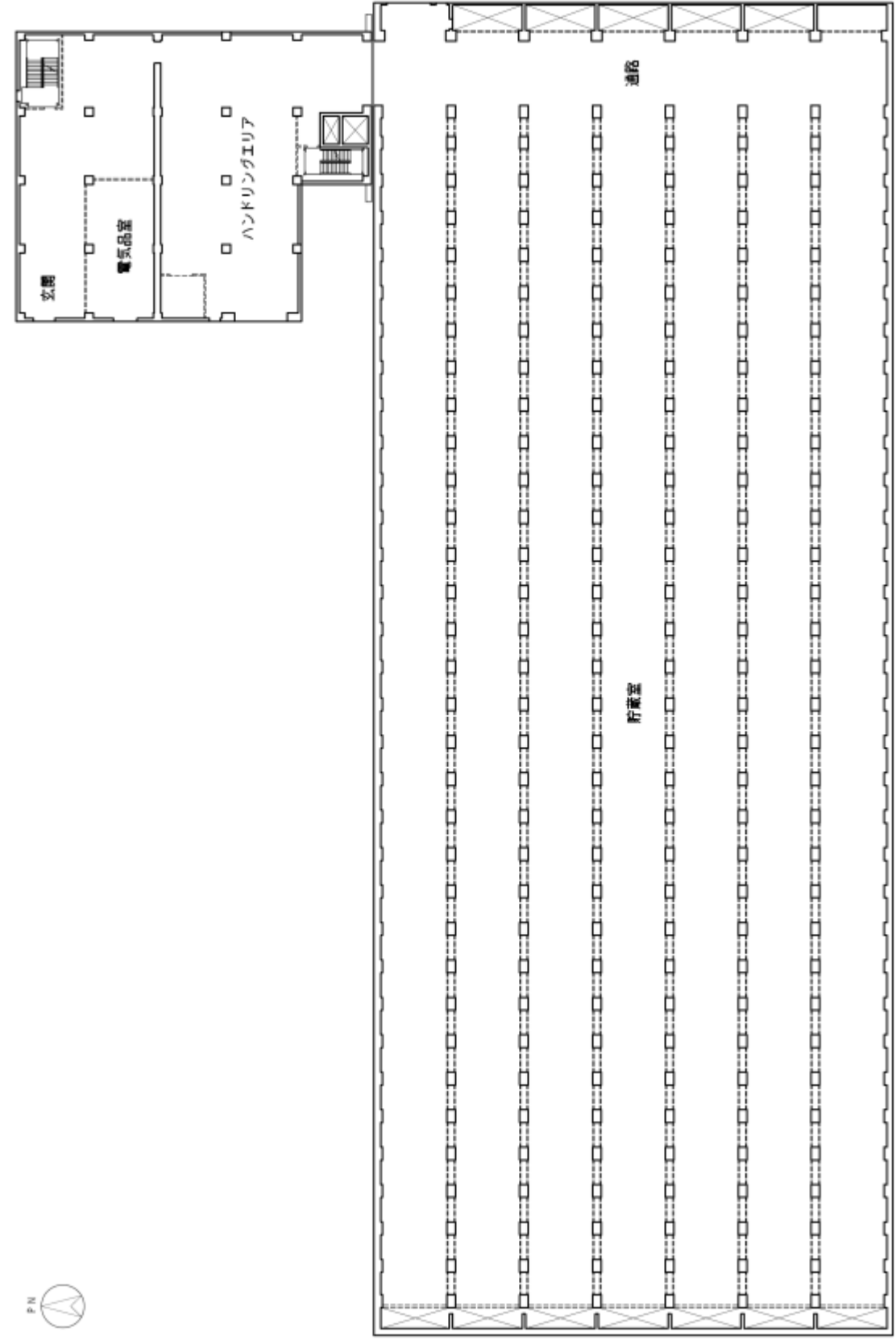
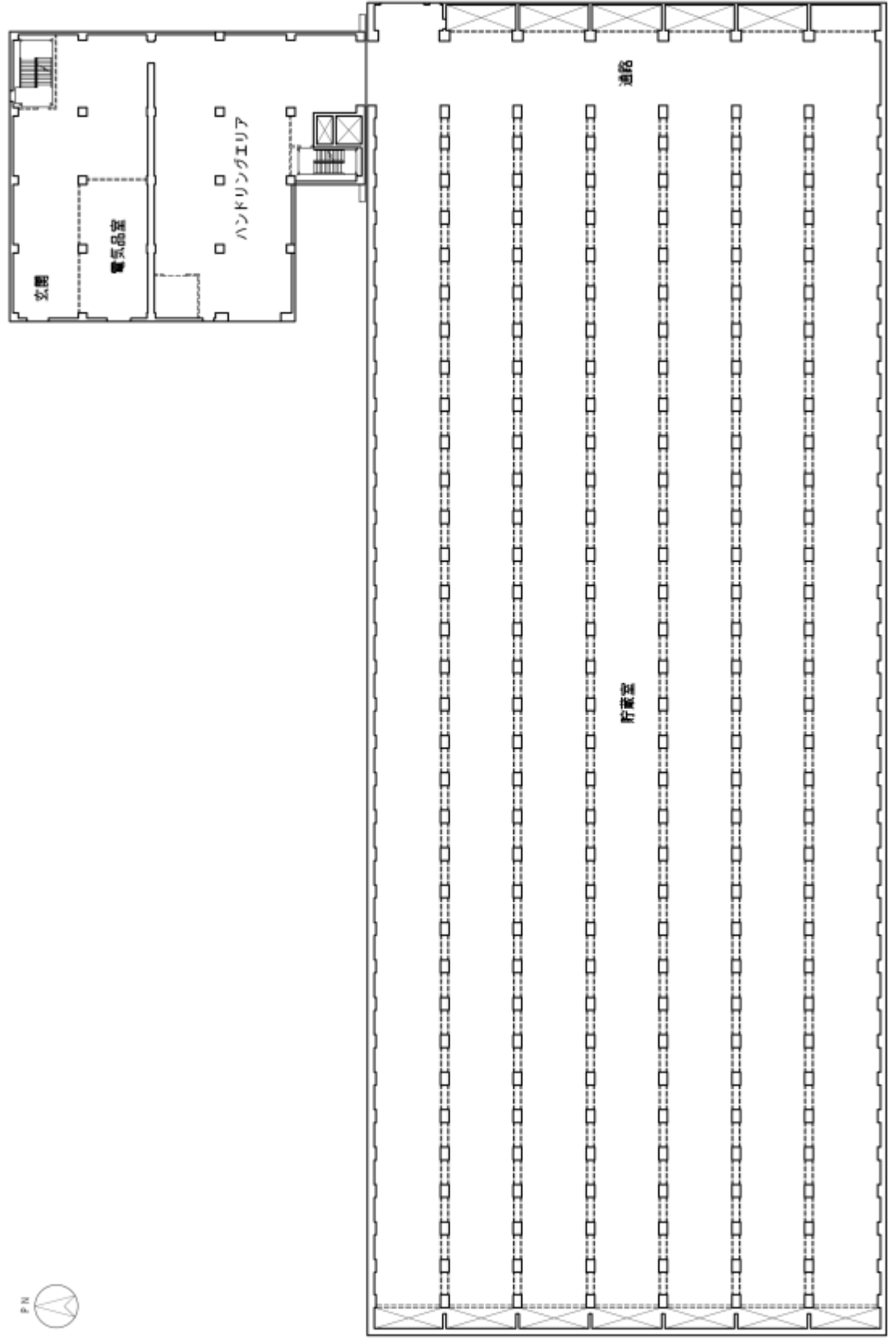
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

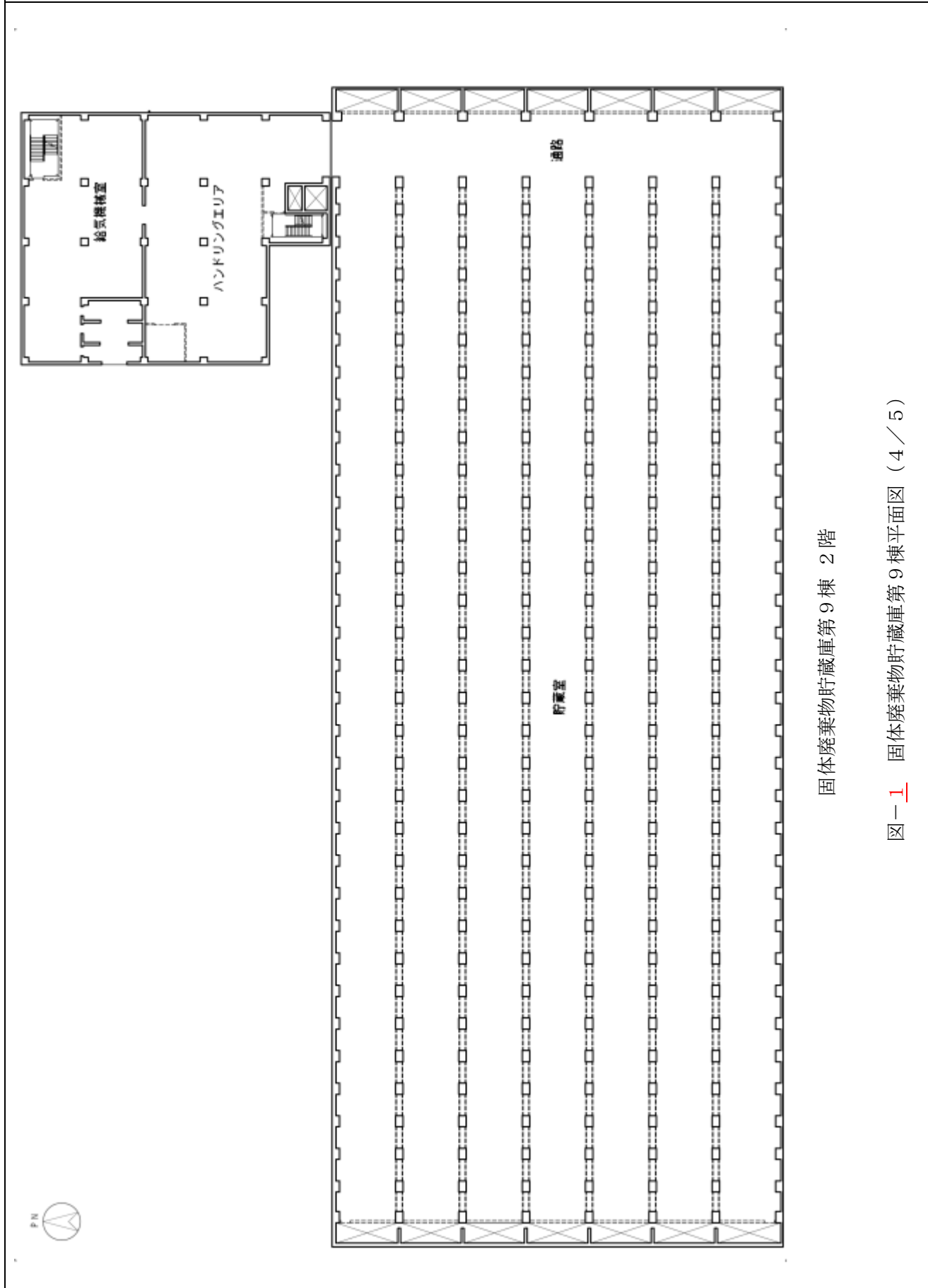
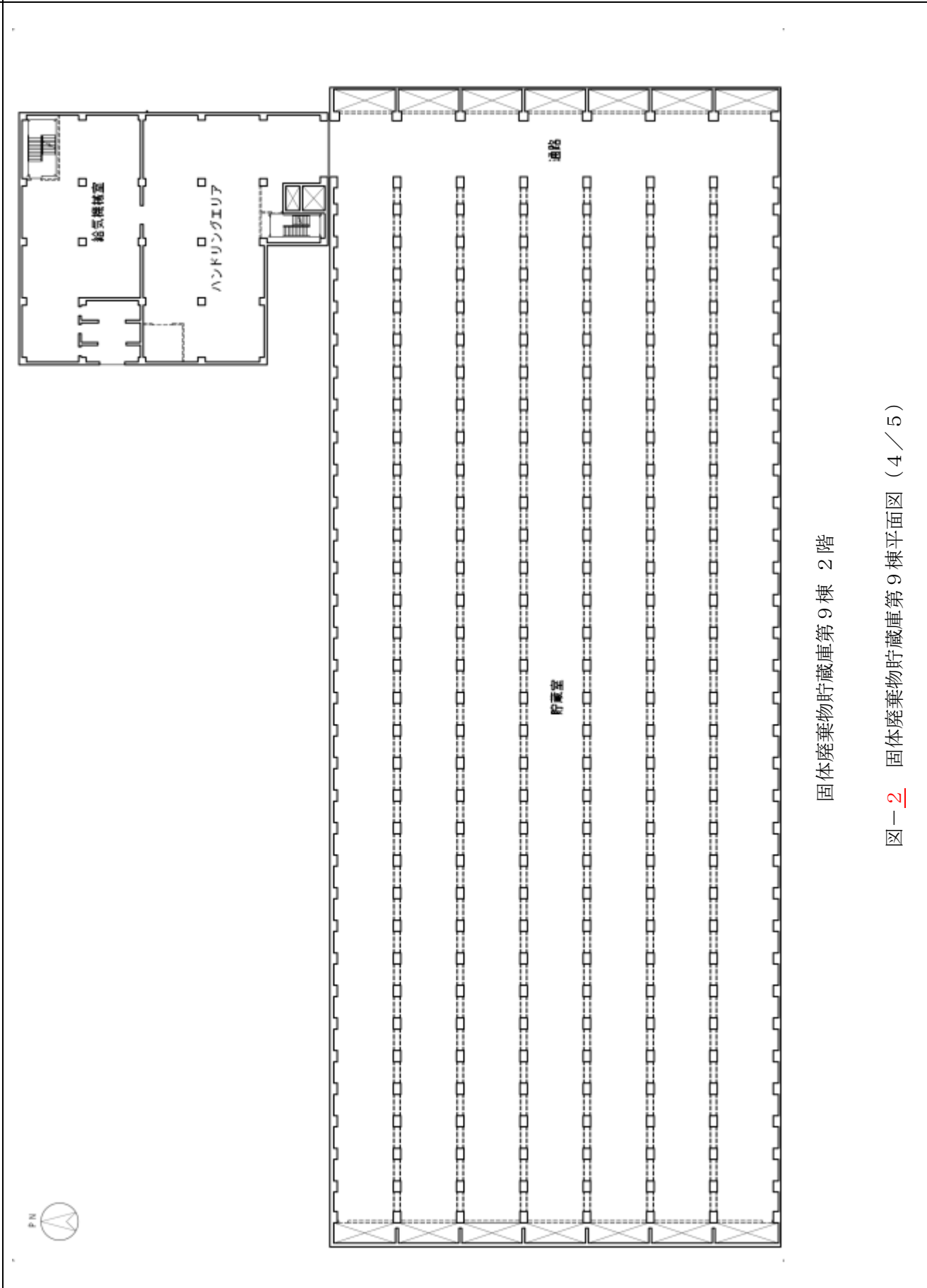
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>2.10.3 添付資料</p> <p>(中略)</p> <p>添付資料－7 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の全体概要図</p> <p>添付資料－8 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図</p> <p>添付資料－9 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の構造強度に関する検討結果</p> <p>添付資料－10 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面</p> <p>添付資料－11 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面</p> <p>添付資料－12 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の火災防護に関する説明書並びに消火設備の取付箇所を明示した図面</p> <p>添付資料－13 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮蔽の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書</p> <p>添付資料－14 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮蔽に関する構造図</p> <p>添付資料－15 固体廃棄物貯蔵庫第9棟に係る確認事項</p> <p>添付資料－16 一時保管エリア A1, A2 仮設保管設備（テント）解体</p> <p>(以上)</p>	<p>2.10.3 添付資料</p> <p>(中略)</p> <p>添付資料－7 固体廃棄物貯蔵庫の全体概要図, <u>平面図及び系統構成図</u></p> <p>添付資料－8 <u>固体廃棄物貯蔵庫の具体的な安全確保策等</u></p> <p>添付資料－9 固体廃棄物貯蔵庫に係る確認事項</p> <p>添付資料－10 一時保管エリア A1, A2 仮設保管設備（テント）解体</p> <p>(以上)</p>	<p>記載の適正化</p>

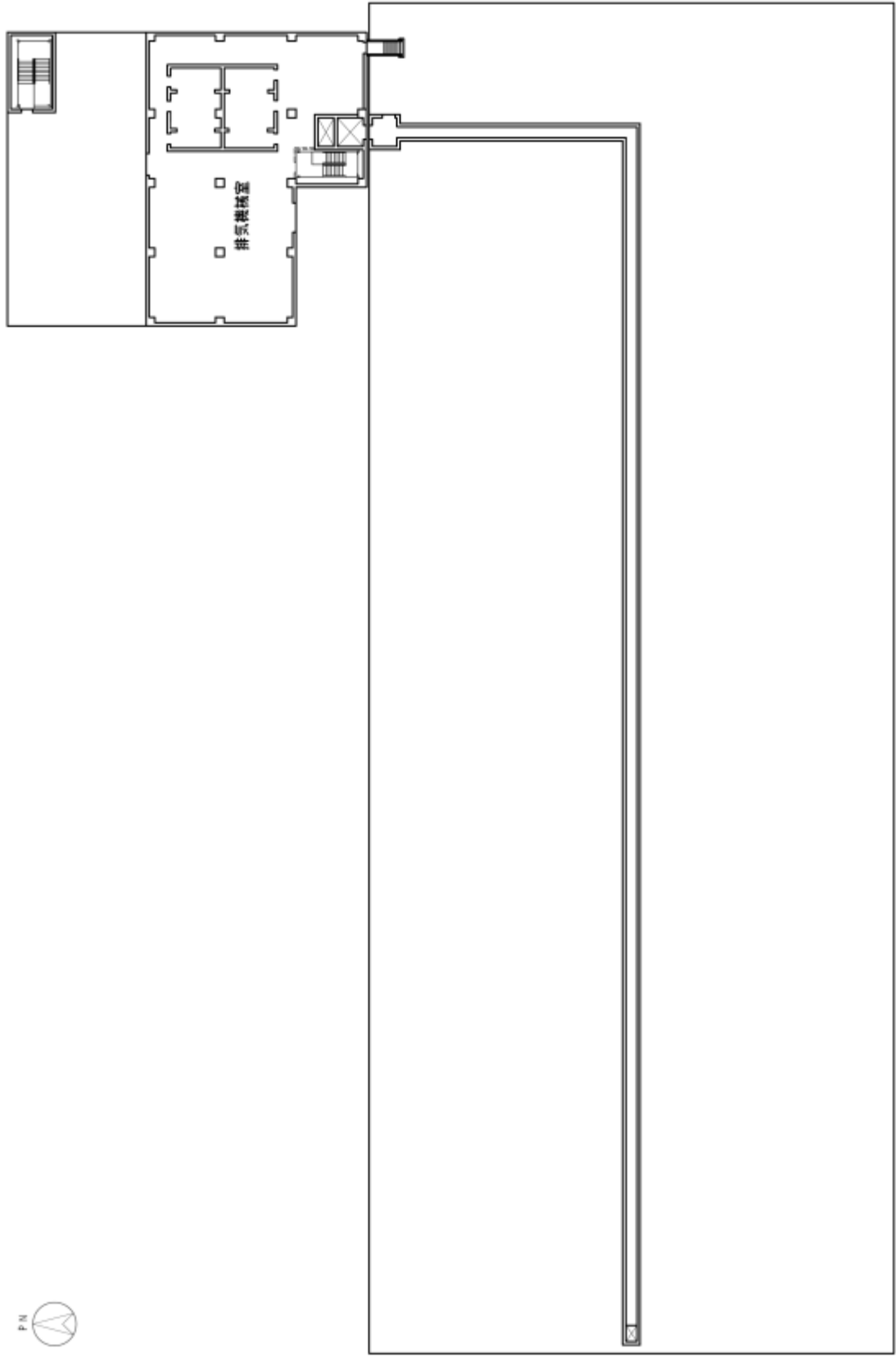
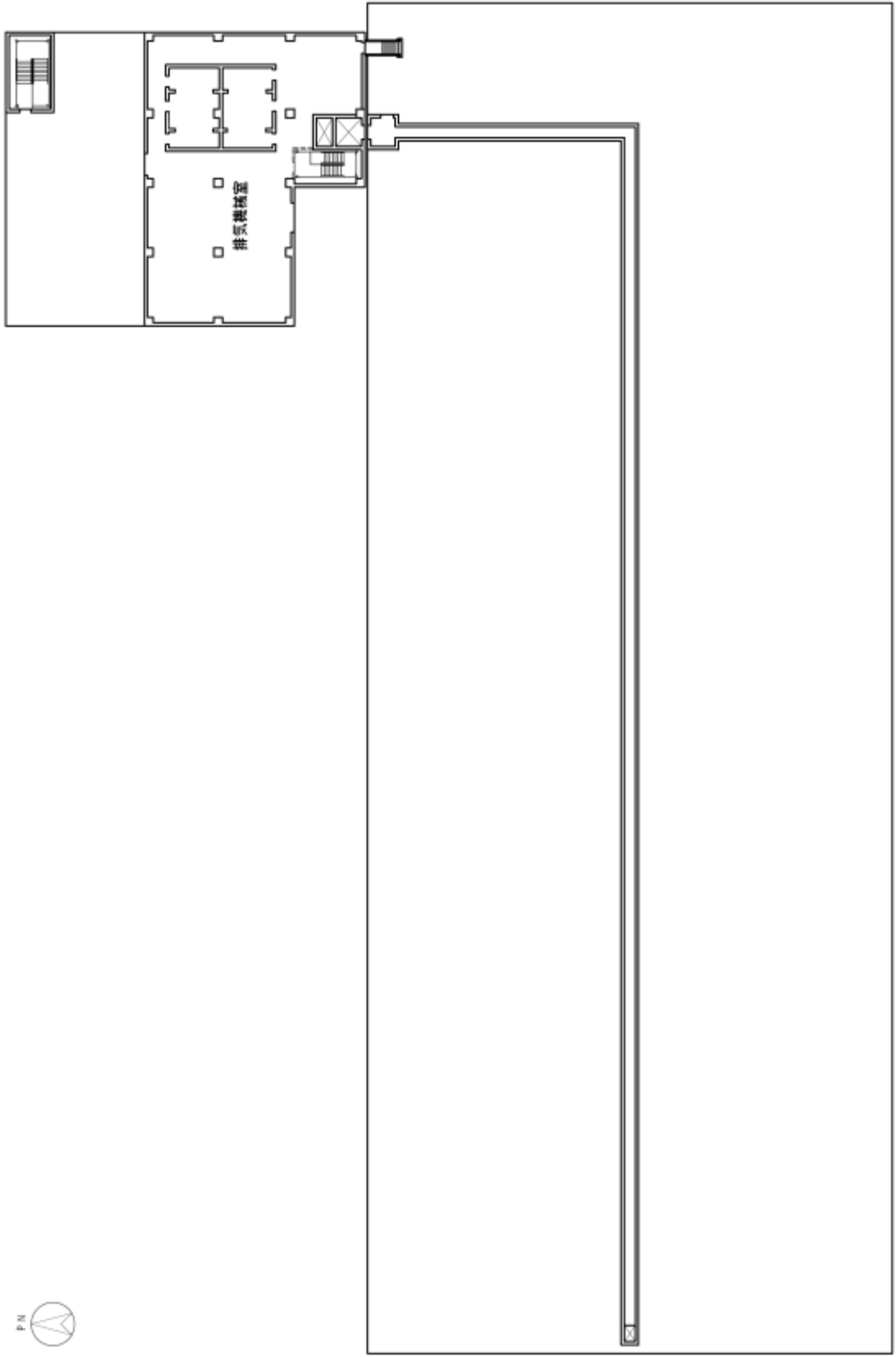
変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付資料-7</p> <p>(現行記載なし)</p>  <p style="text-align: center;">図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の全体概要図</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-7</p> <p style="text-align: center; color: red;">固体廃棄物貯蔵庫の全体概要図, 平面図及び系統構成図</p>  <p style="text-align: center;">図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の全体概要図</p>	<p>記載の適正化</p>

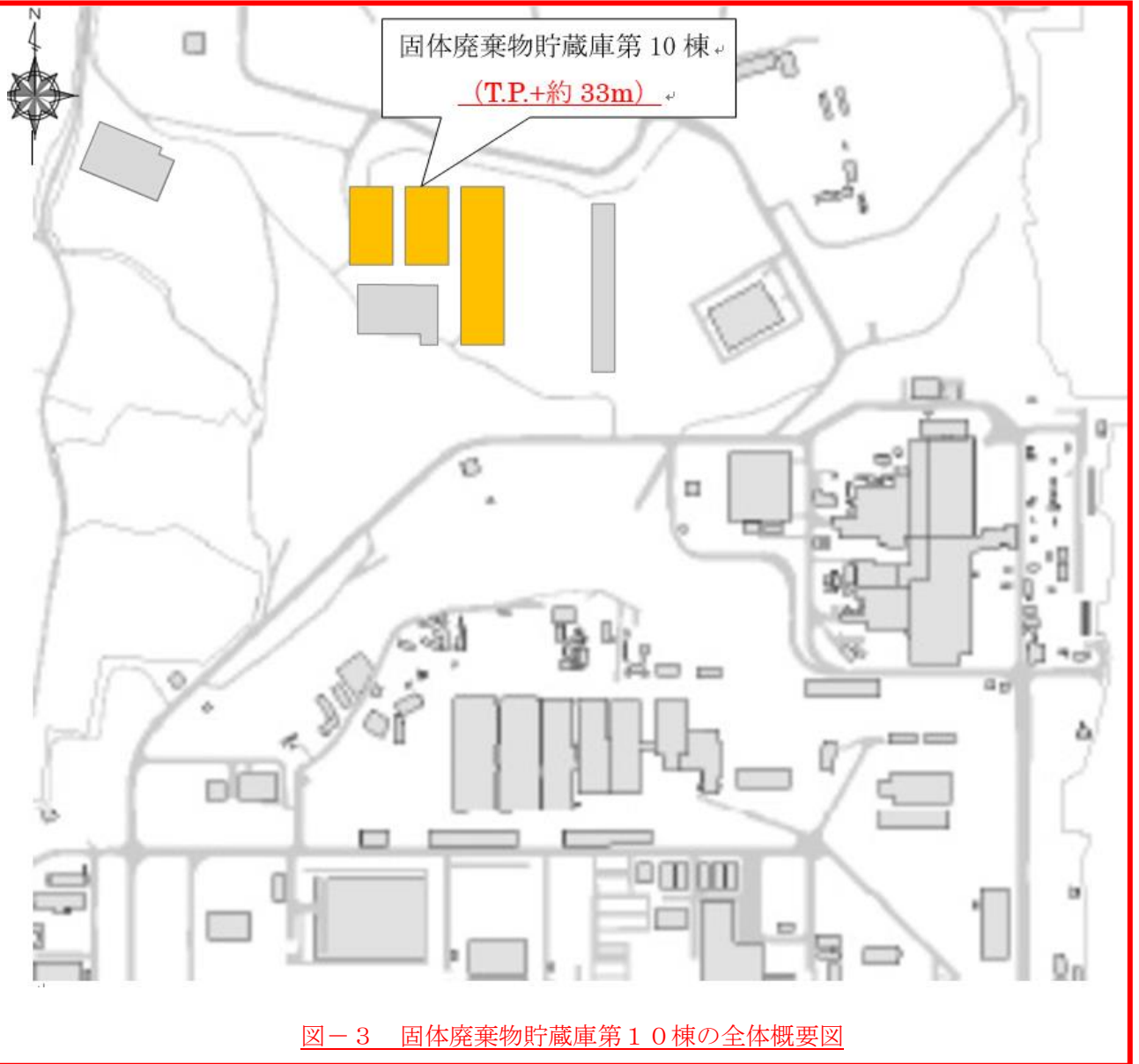
変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付資料-8</p>  <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階</p> <p style="text-align: center;">図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図 (1/5)</p>	 <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階</p> <p style="text-align: center;">図-2 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図 (1/5)</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由
 <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階</p> <p style="text-align: center;">図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図 (2/5)</p>	 <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階</p> <p style="text-align: center;">図-2 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図 (2/5)</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由
 <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟 1階</p> <p style="text-align: center;">図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図 (3/5)</p>	 <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟 1階</p> <p style="text-align: center;">図-2 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図 (3/5)</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由
 <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟 2階</p> <p style="text-align: center;">図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図 (4/5)</p>	 <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟 2階</p> <p style="text-align: center;">図-2 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図 (4/5)</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由
 <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟 屋上階</p> <p style="text-align: center;">図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図 (5/5)</p>	 <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟 屋上階</p> <p style="text-align: center;">図-2 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図 (5/5)</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(現行記載なし)</p>	 <p>図-3 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の全体概要図</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>

変更前

変更後

変更理由

(現行記載なし)

固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加

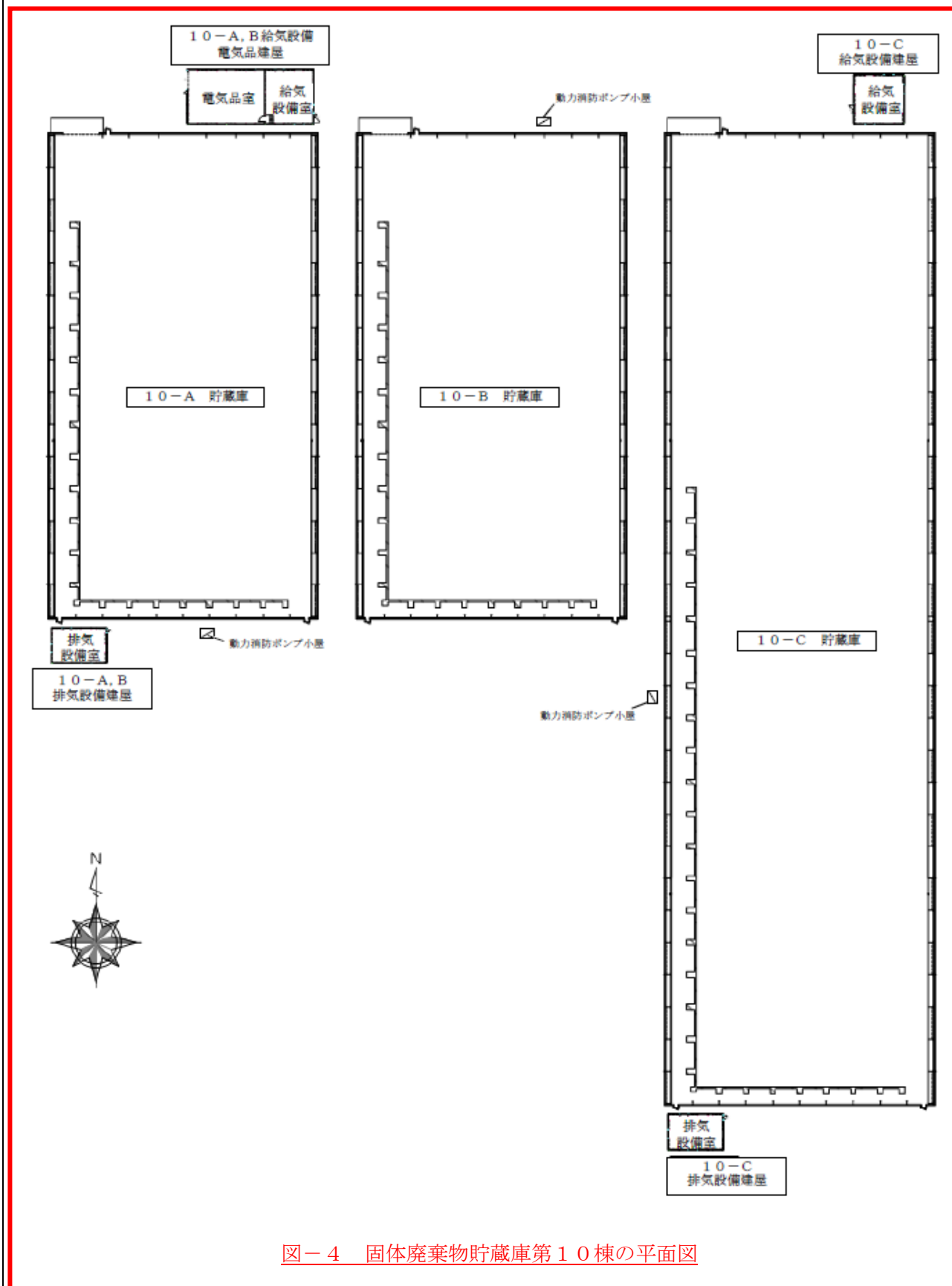
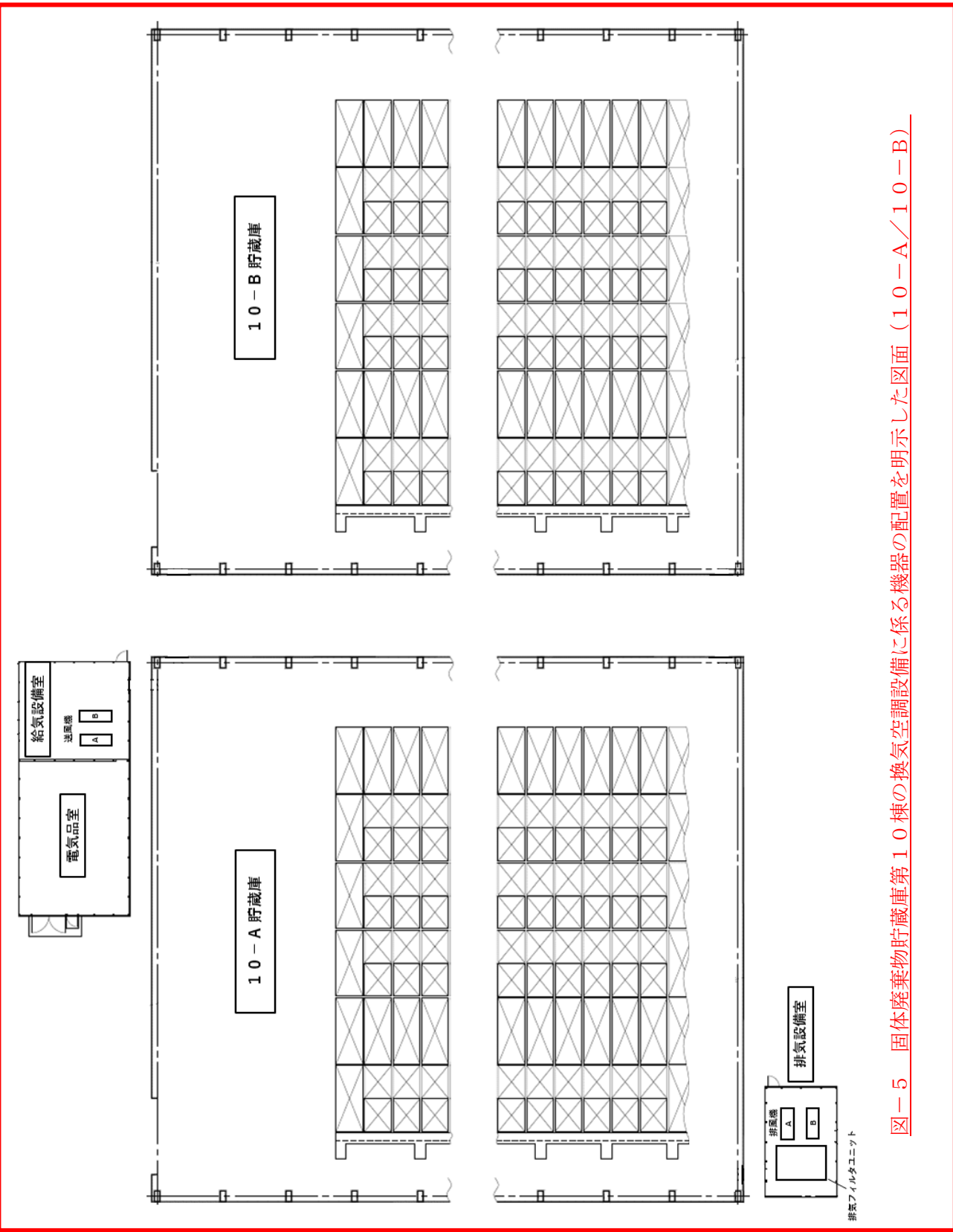
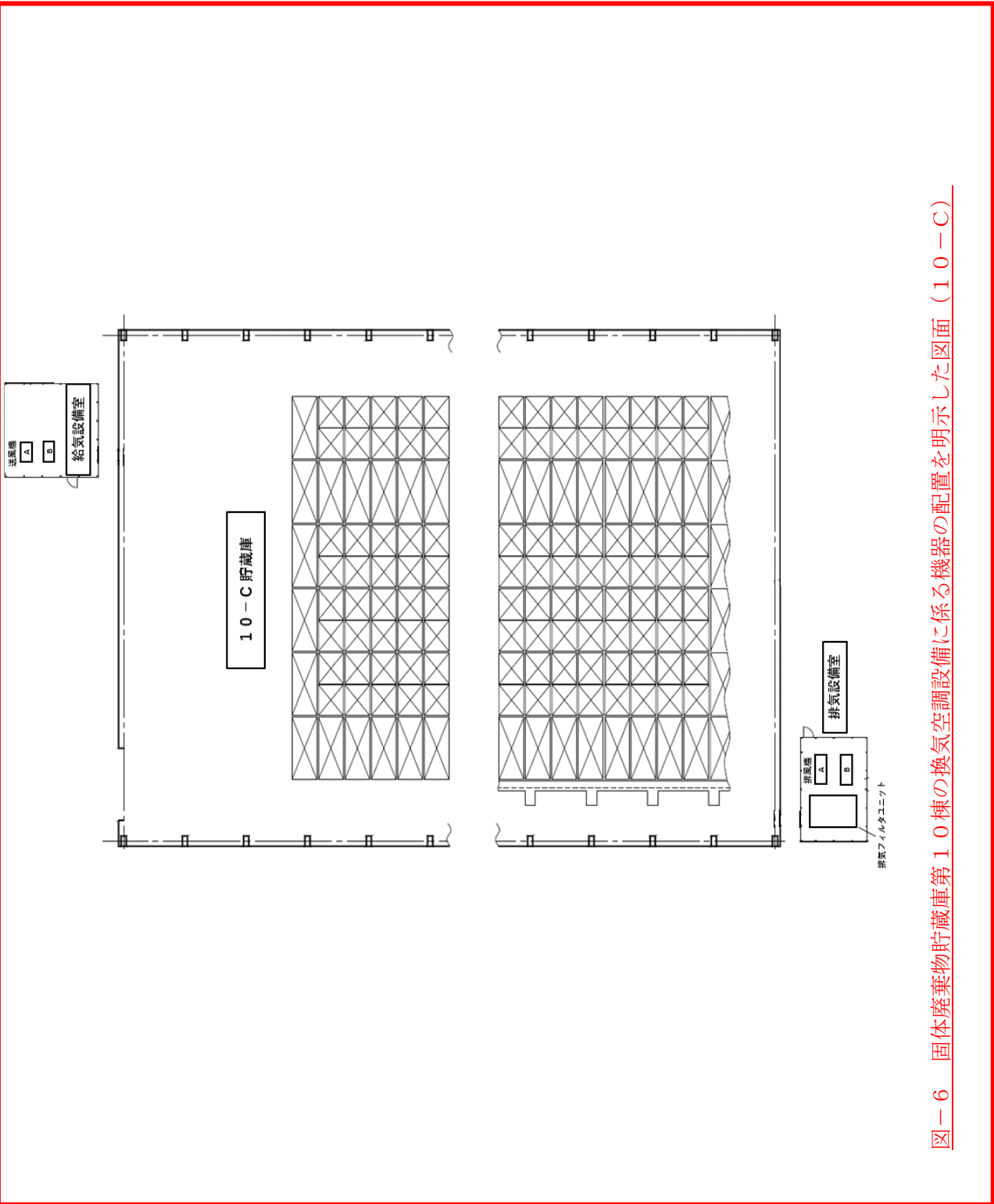


図-4 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の平面図

変更前	変更後	変更理由
<p>(現行記載なし)</p>	 <p>図-5 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の換気空調設備に係る機器の配置を明示した図面 (10-A/10-B)</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(現行記載なし)</p>	 <p style="color: red; text-align: center;">図-6 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の換気空調設備に係る機器の配置を明示した図面(10-C)</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>

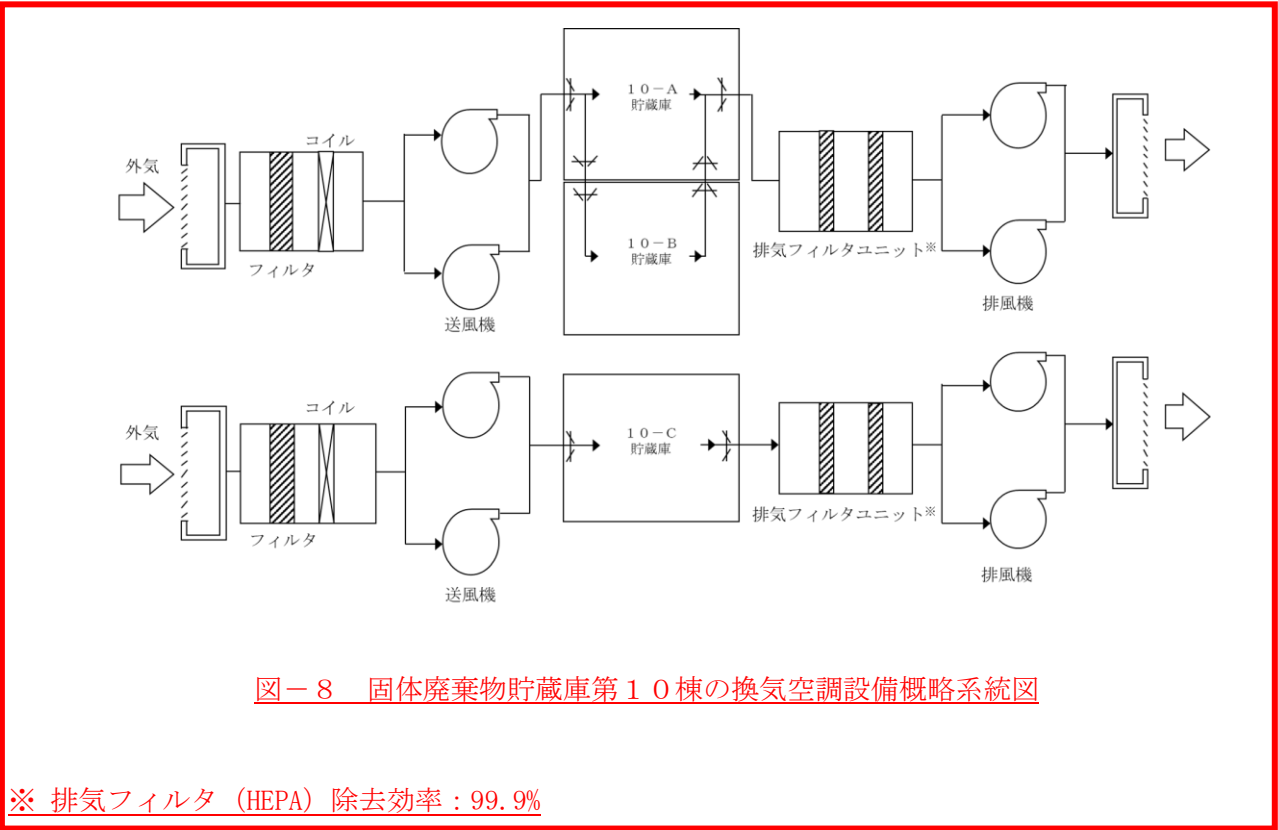
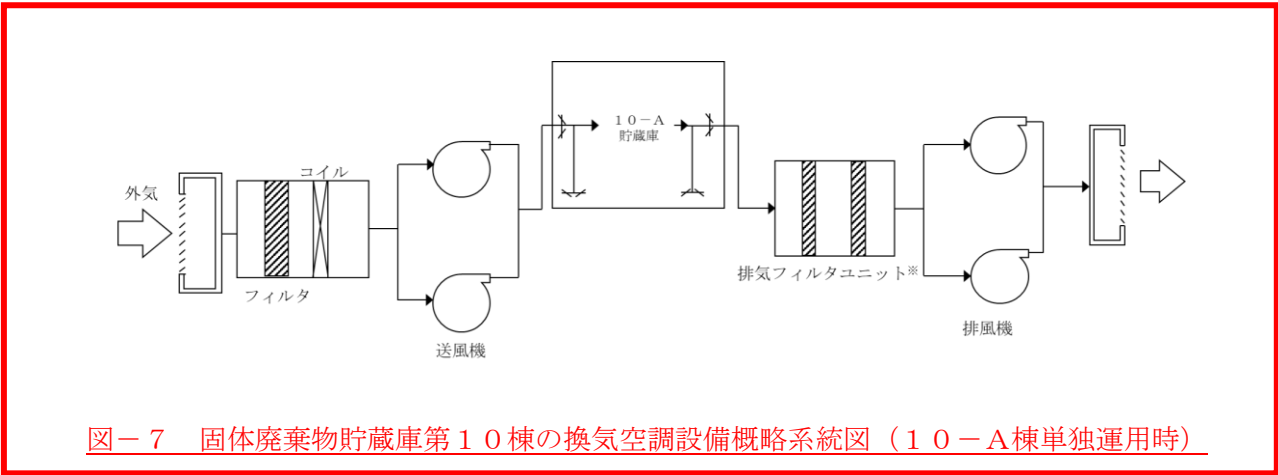
変更前

変更後

変更理由

(現行記載なし)

固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加



福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

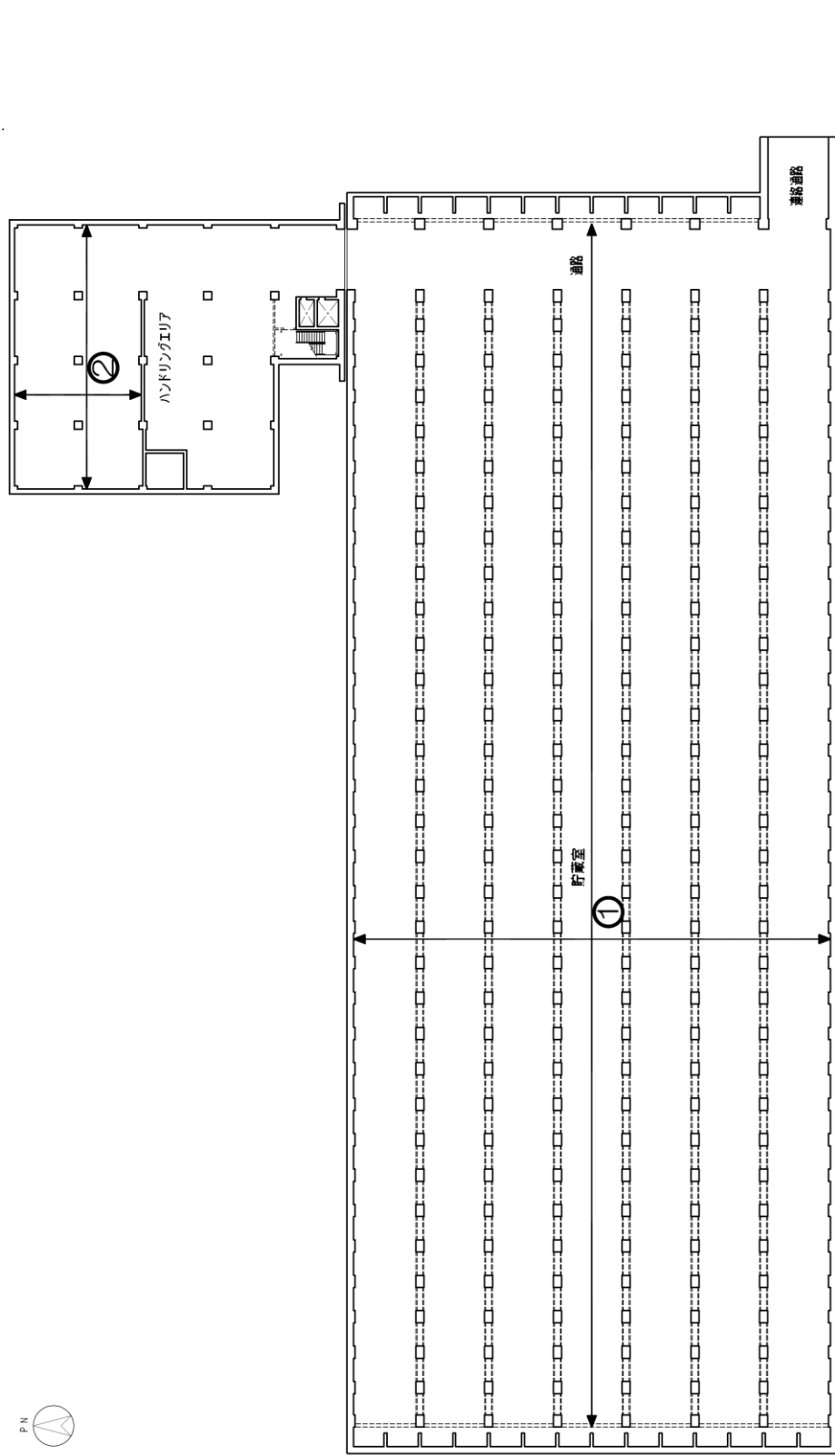
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	<p><u>添付資料－8 固体廃棄物貯蔵庫の具体的な安全確保策等</u> (新規記載)</p> <p>(以下, 省略)</p>	新規追加

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: right;"><u>添付資料-13</u></p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮蔽の放射線の遮蔽及び熱除去についての<u>計算書</u></p> <p>1. 一般事項 (中略)</p> <p>1.1 遮蔽設計評価の基本方針 (中略)</p> <p>1.2 遮蔽設計の設計基準線量率 (中略)</p> <p>1.3 遮蔽設計の方法 (中略)</p> <p>1.4 遮蔽設計の前提条件 (中略)</p> <p>1.5 熱除去に関する設計 (中略)</p> <p>2. 補助遮蔽の計算に用いる線源強度 (中略)</p> <p>3. 補助遮蔽計算</p> <p>3.1 計算方法 (中略)</p> <p>3.2 線量率計算 (中略)</p> <p>3.2.1 線量率計算モデル (中略)</p> <p>3.2.2 線量率計算結果 (中略)</p>	<p style="text-align: right;"><u>別紙-1</u></p> <p>固体廃棄物貯蔵庫の補助遮蔽の放射線の遮蔽及び熱除去についての<u>説明書</u></p> <p><u>1. 固体廃棄物貯蔵庫第9棟</u></p> <p><u>1.1. 一般事項</u> (中略)</p> <p><u>1.1.1 遮蔽設計評価の基本方針</u> (中略)</p> <p><u>1.1.2 遮蔽設計の設計基準線量率</u> (中略)</p> <p><u>1.1.3 遮蔽設計の方法</u> (中略)</p> <p><u>1.1.4 遮蔽設計の前提条件</u> (中略)</p> <p><u>1.1.5 熱除去に関する設計</u> (中略)</p> <p><u>1.2. 補助遮蔽の計算に用いる線源強度</u> (中略)</p> <p><u>1.3. 補助遮蔽計算</u></p> <p><u>1.3.1 計算方法</u> (中略)</p> <p><u>1.3.2 線量率計算</u> (中略)</p> <p><u>1.3.2.1 線量率計算モデル</u> (中略)</p> <p><u>1.3.2.2 線量率計算結果</u> (中略)</p>	<p>記載の適正化</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変更前	変更後	変更理由
<p>4. 補助遮蔽の熱除去計算</p> <p>4.1 補助遮蔽の熱除去計算方法</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 補助遮蔽の熱除去計算結果</p> <p>(中略)</p> <p>5. 引用文献</p>	<p><u>1.4. 補助遮蔽の熱除去計算</u></p> <p><u>1.4.1 補助遮蔽の熱除去計算方法</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>1.4.2 補助遮蔽の熱除去計算結果</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>1.5. 引用文献</u></p> <p><u>2. 固体廃棄物貯蔵庫第10棟</u></p> <p><u>2.1. 遮蔽設計の基本方針</u> <u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟は、福島第一原子力発電所の敷地境界近傍に設置されている。</u> <u>これにより、敷地周辺への影響低減を主目的とする遮蔽を行う事としており、最も近い敷地境界(BP78付近)に対して、効果的な遮蔽となるように検討する。</u></p> <p><u>2.2. 遮蔽設置位置</u> <u>瓦礫類を格納した貯蔵容器を線源とし、直接線の低減を目的として、10-A～10-C貯蔵庫内の西側及び南側に厚さ300mmのコンクリート遮蔽を設置する。加えて、スカイシャイン線の低減を主目的として、貯蔵容器最上段に厚さ500mmのコンクリート遮蔽を設置する。</u></p> <p><u>2.3. 線量率計算結果</u> <u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟から、敷地境界への影響について、表面線量1mSv/hまでの貯蔵容器を格納する一時的運用の期間にて評価を実施。最も高い評価結果はBP82で、約3.71×10^{-2}mSv/yとなっており、最も距離が近いBP78は効果的に低減出来ていることが確認できた。</u></p> <p><u>2.4. 熱除去に関する設計</u> <u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟は、固体廃棄物貯蔵庫第9棟に比べ、入射するガンマ線エネルギー束がより低く、コンクリート壁での発熱量はより小さいことから、放射線による温度上昇は自然冷却で十分おさえることができる。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>

変更前



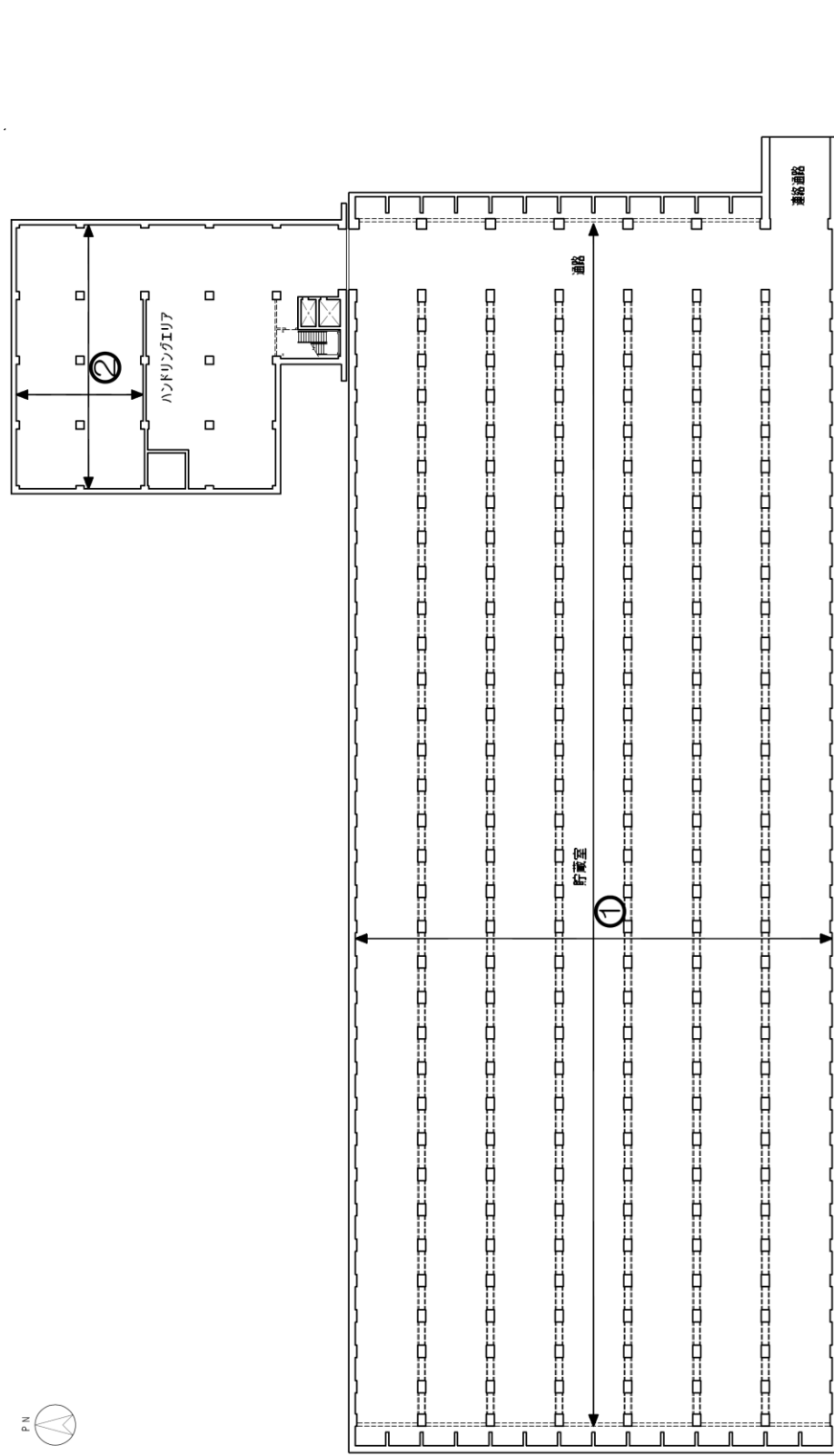
No.	名称	寸法 (mm)
①	貯蔵室	天井 300
②	ハンドリングエリア	天井 600

固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階

図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮蔽に関する構造図 (1/5)

[添付資料-14](#)

変更後



No.	名称	寸法 (mm)
①	貯蔵室	天井 300
②	ハンドリングエリア	天井 600

固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階

図-1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮蔽に関する構造図 (1/5)

変更理由

記載の適正化

(中略)

(中略)

変更前

(現行記載なし)

変更後

変更理由

固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加

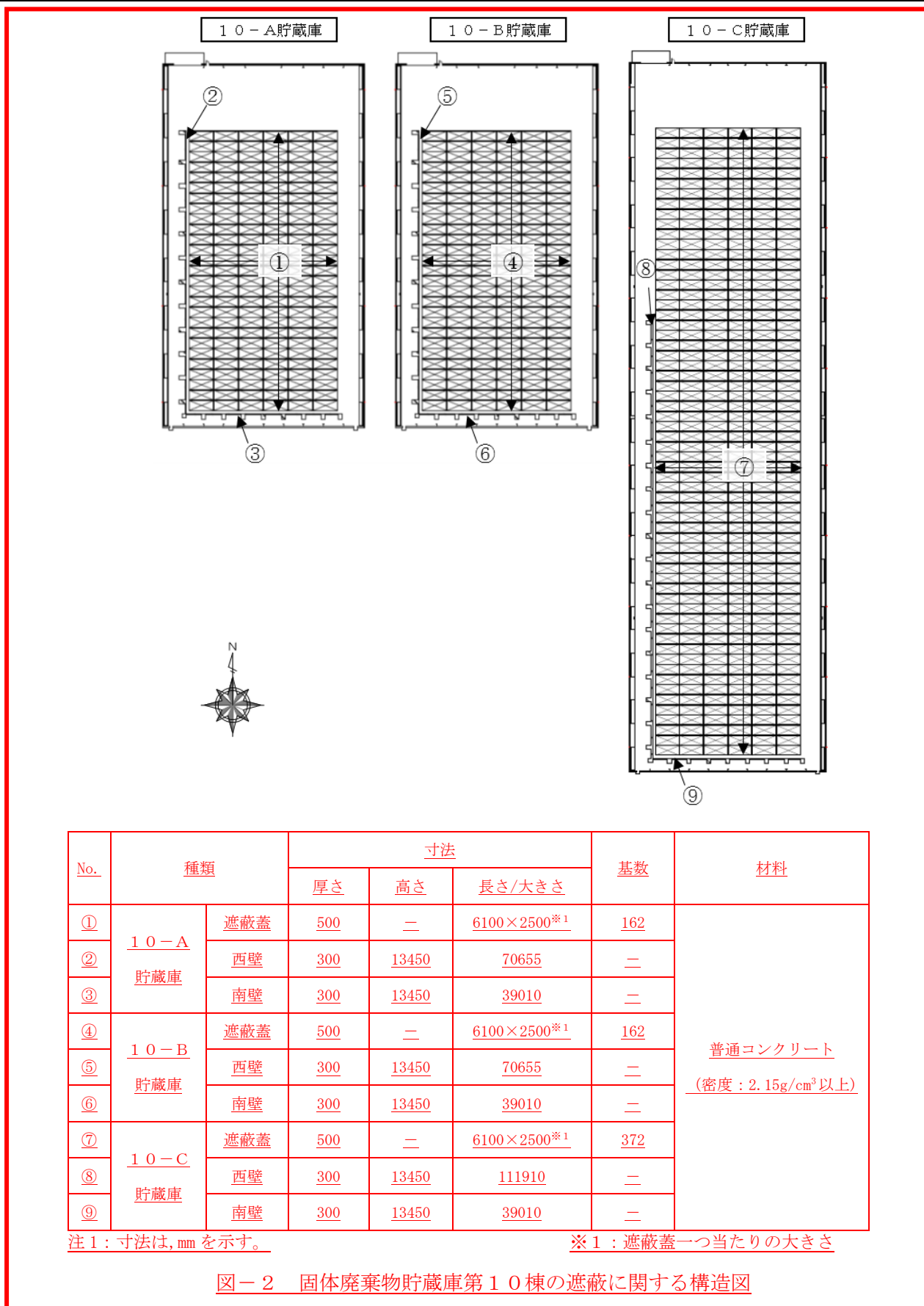


図-2 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の遮蔽に関する構造図

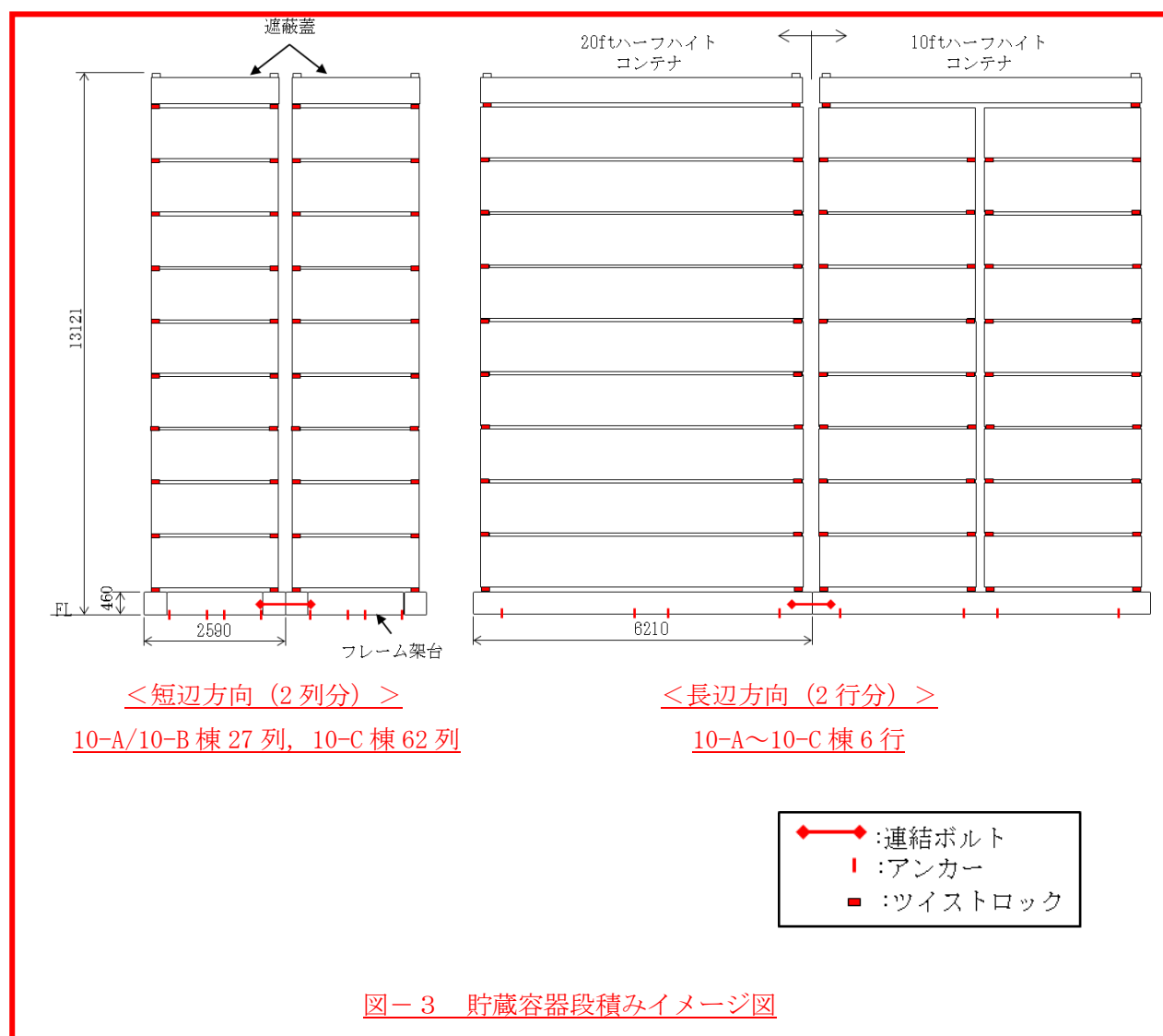
変更前

変更後

変更理由

(現行記載なし)

固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加



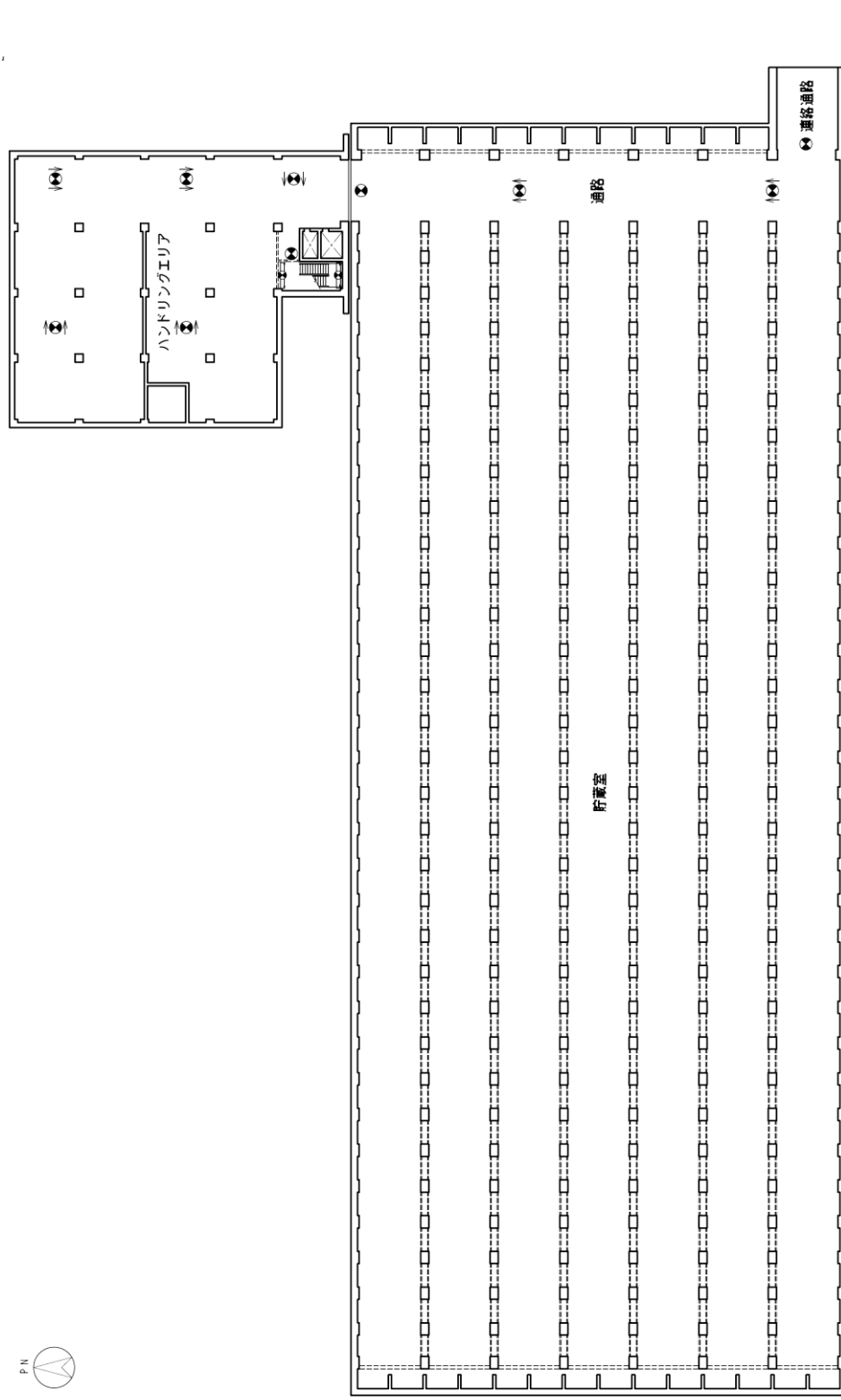
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: right;">添付資料－10</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第9棟の安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面</p> <p><u>1. 安全避難通路の設置方針</u> 固体廃棄物貯蔵庫第9棟には、定期的な放射線測定、建物及び貯蔵品等の巡視点検のための出入りを行うことから、建築基準法及び関係法令並びに消防法及び関係法令に基づく安全避難通路を設定する。避難経路は、建築基準法及び関係法令に基づき、安全な歩行距離を遵守する。また、消防法及び関係法令に基づき、火災時や電源喪失時等にも安全な避難が行えるよう避難方向を示す誘導灯（電池内蔵）及び非常用照明（電池内蔵）を設置し、容易に識別できる安全避難通路を設定する。 安全避難経路を、<u>図－1</u>に示す。</p> <p><u>2. 緊急時対応</u></p> <p>（中略）</p>	<p style="text-align: right;"><u>別紙－2</u></p> <p>固体廃棄物貯蔵庫の安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面</p> <p><u>1. 固体廃棄物貯蔵庫第9棟</u></p> <p><u>(1) 安全避難通路の設置方針</u> 固体廃棄物貯蔵庫第9棟には、定期的な放射線測定、建物及び貯蔵品等の巡視点検のための出入りを行うことから、建築基準法及び関係法令並びに消防法及び関係法令に基づく安全避難通路を設定する。 避難経路は、建築基準法及び関係法令に基づき、安全な歩行距離を遵守する。また、消防法及び関係法令に基づき、火災時や電源喪失時等にも安全な避難が行えるよう避難方向を示す誘導灯（電池内蔵）及び非常用照明（電池内蔵）を設置し、容易に識別できる安全避難通路を設定する。 安全避難経路を<u>図－1</u>、<u>非常用照明の取付箇所を図－2</u>に示す。</p> <p><u>(2) 緊急時対応</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>2. 固体廃棄物貯蔵庫第10棟</u></p> <p><u>(1) 安全避難通路の設置方針</u> <u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟には、定期的な放射線測定、建物及び貯蔵品等の巡視点検のための出入りを行うことから、建築基準法及び関係法令並びに消防法及び関係法令に基づく安全避難通路を設定する。</u> <u>避難経路は、建築基準法及び関係法令に基づき、安全な歩行距離を遵守する。また、消防法及び関係法令に基づき、火災時や電源喪失時等にも安全な避難が行えるよう避難方向を示す誘導灯（電池内蔵）及び非常用照明（電池内蔵）を設置し、容易に識別できる安全避難通路を設定する。</u> <u>安全避難経路を<u>図－3</u>、<u>非常用照明の取付箇所を図－4</u>に示す。</u></p> <p><u>(2) 緊急時対応</u> <u>緊急時の通信設備として、PHSが使用可能であること及び各棟毎にスピーカを設置し、免震重要棟より建屋内にいる作業員等に指示・連絡ができるよう設計している。</u></p> <p>（中略）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: right;"><u>添付資料－11</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫第9棟の非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面</u></p> <p><u>1. 非常用照明の設置方針</u> <u>固体廃棄物貯蔵庫第9棟には、定期的な放射線測定、建物及び貯蔵品等の巡視点検のための出入りを行うことから、建築基準法及び関係法令に基づく非常用の照明装置、並びに消防法及び関係法令に基づく誘導灯を設置する。</u> <u>非常用照明の取付箇所について、図－1に示す。</u></p>	<p><u>(記載の削除)</u></p>	<p>記載削除</p>

変更前



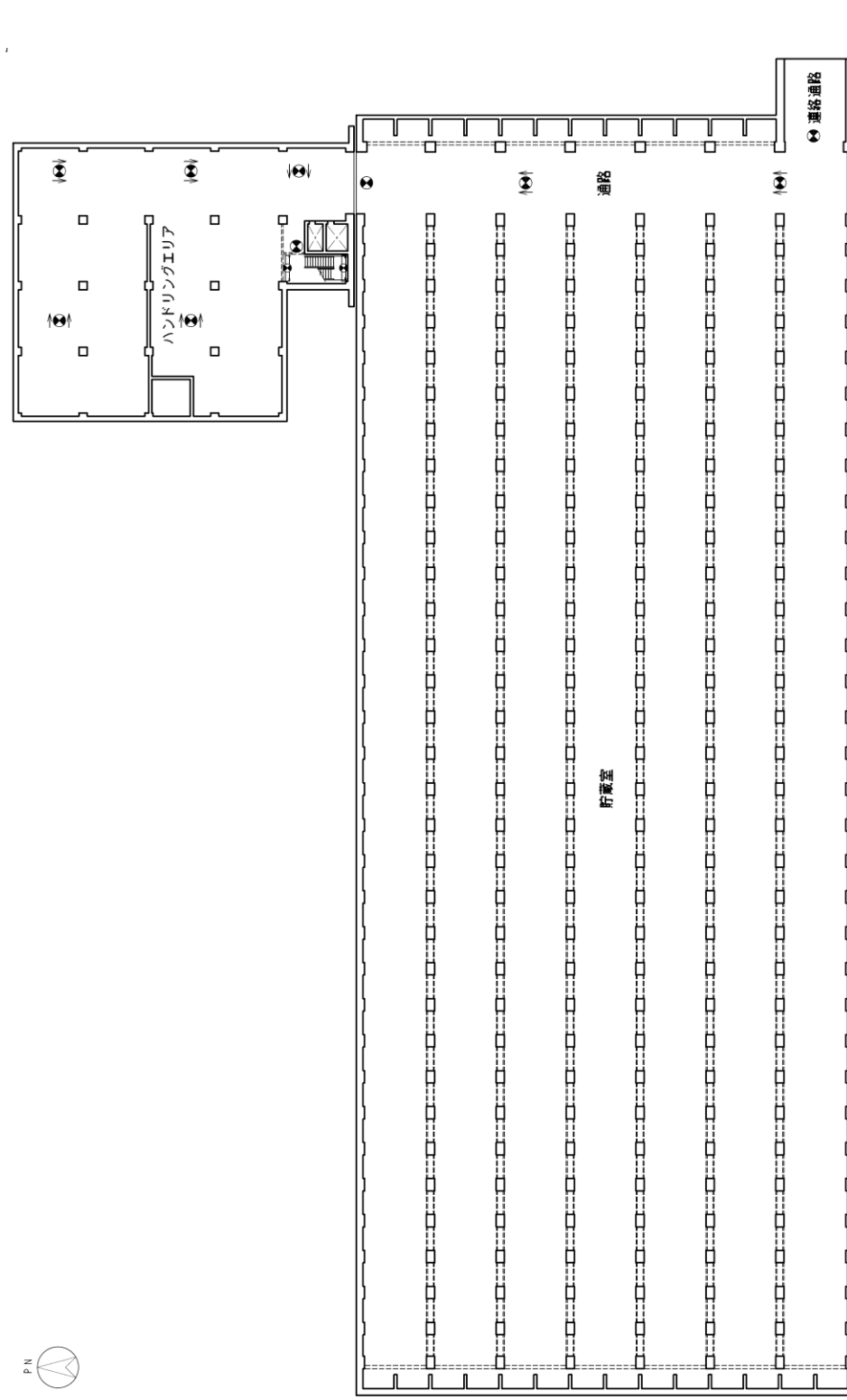
凡 例

●	避難口誘導灯 (電池内蔵型)
○	通路誘導灯 (電池内蔵型)
●	非常用照明器具 (電池内蔵型)
□	階段通路誘導灯 (電池内蔵型)

固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階

図-1 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (1/5)

変更後



凡 例

●	避難口誘導灯 (電池内蔵型)
○	通路誘導灯 (電池内蔵型)
●	非常用照明器具 (電池内蔵型)
□	階段通路誘導灯 (電池内蔵型)

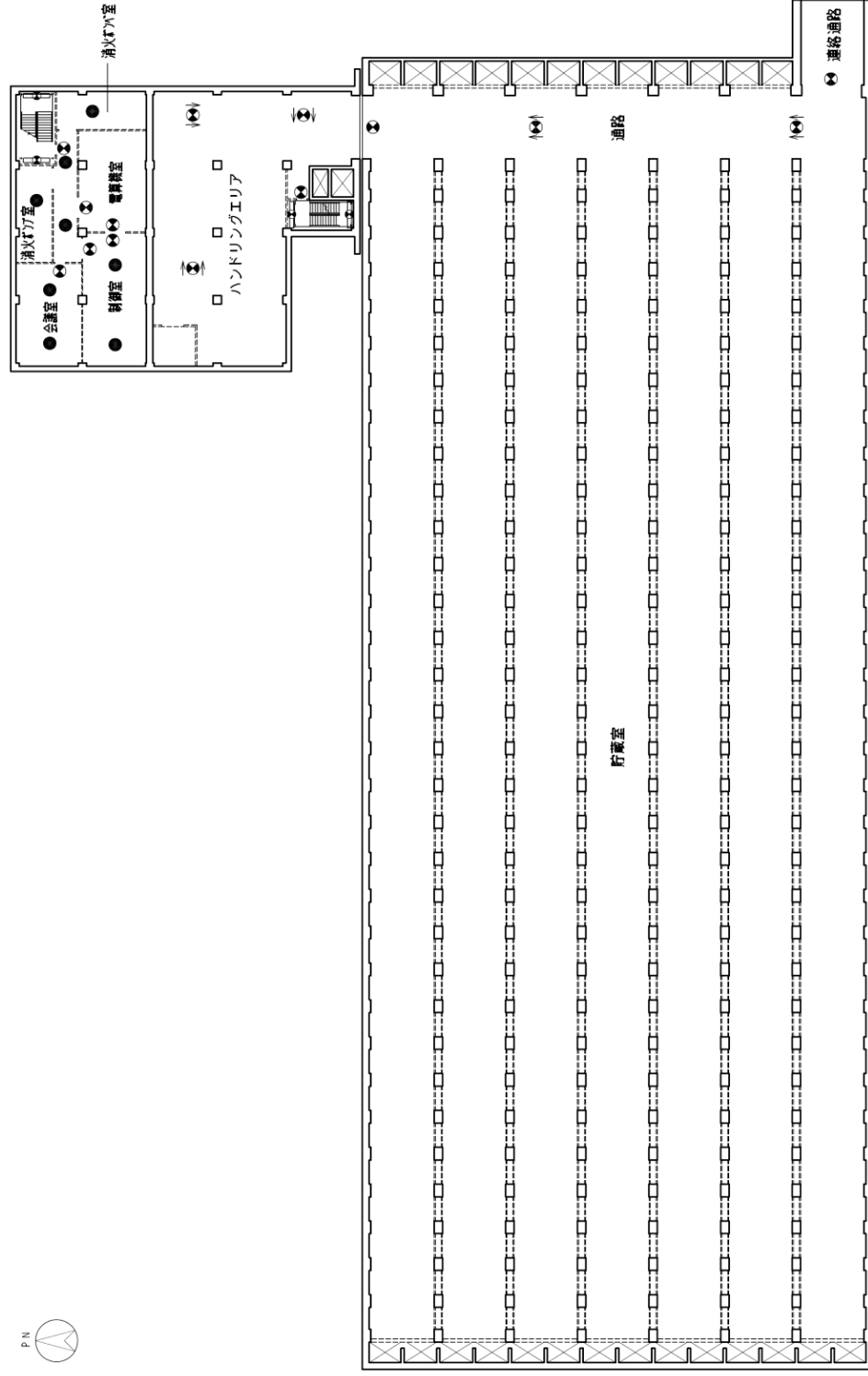
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階

図-2 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (1/5)

変更理由

記載の適正化

変更前

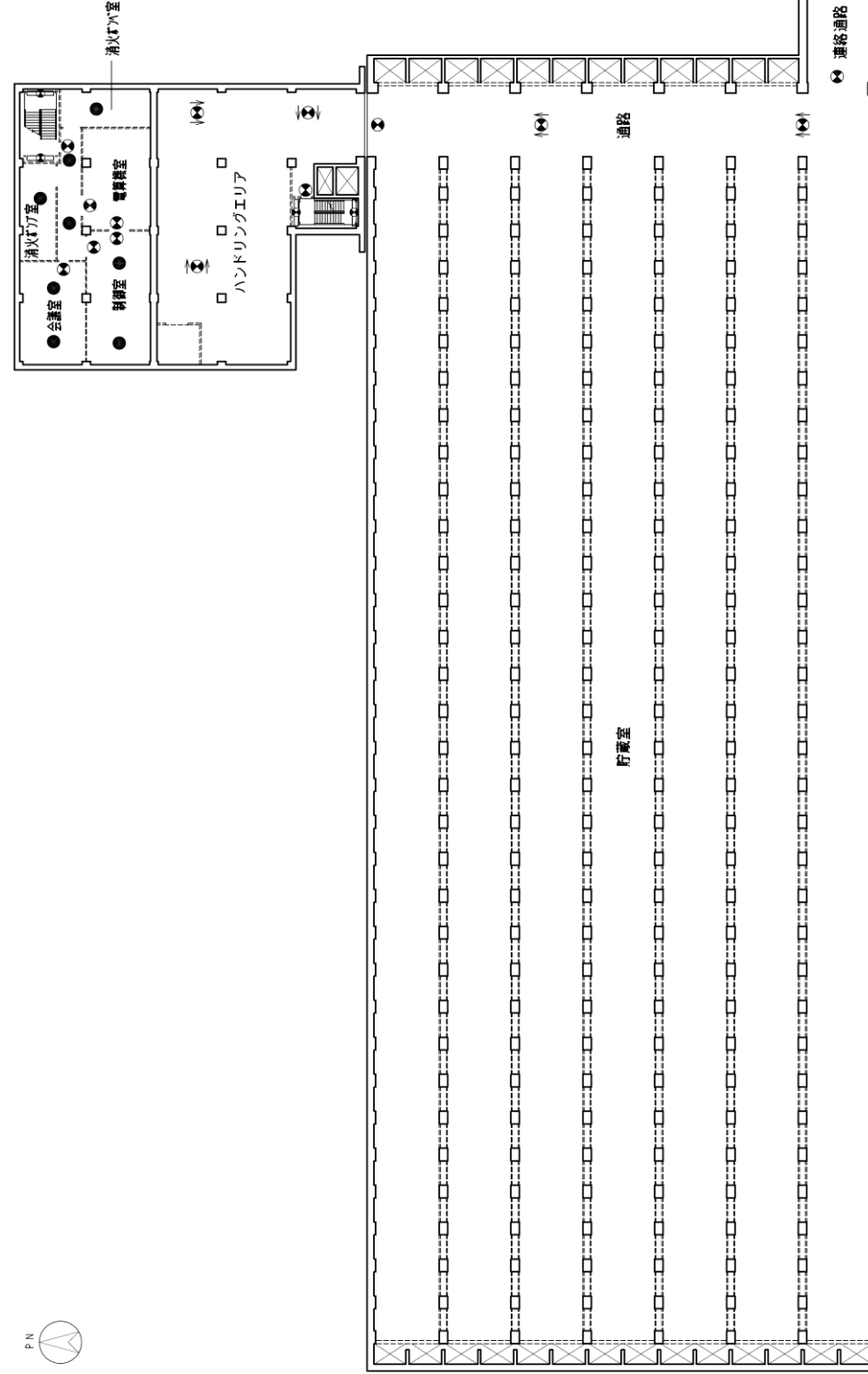


固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階

図-1 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (2/5)

凡 例	
●	避難口誘導灯 (電池内蔵型)
○	通路誘導灯 (電池内蔵型)
○	非常用照明器具 (電池内蔵型)
□	階段通路誘導灯 (電池内蔵型)

変更後



固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階

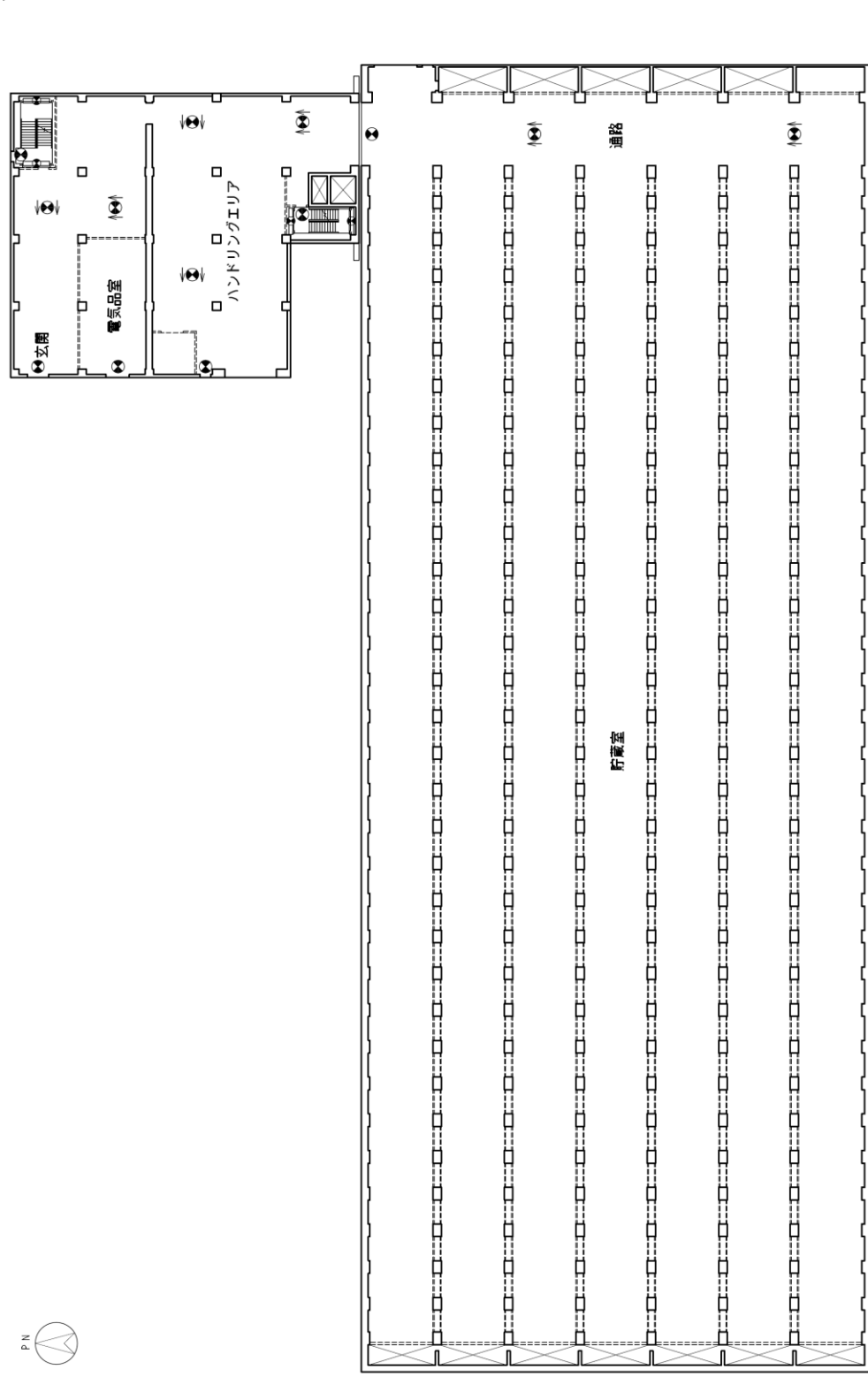
図-2 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (2/5)

凡 例	
●	避難口誘導灯 (電池内蔵型)
○	通路誘導灯 (電池内蔵型)
○	非常用照明器具 (電池内蔵型)
□	階段通路誘導灯 (電池内蔵型)

変更理由

記載の適正化

変更前



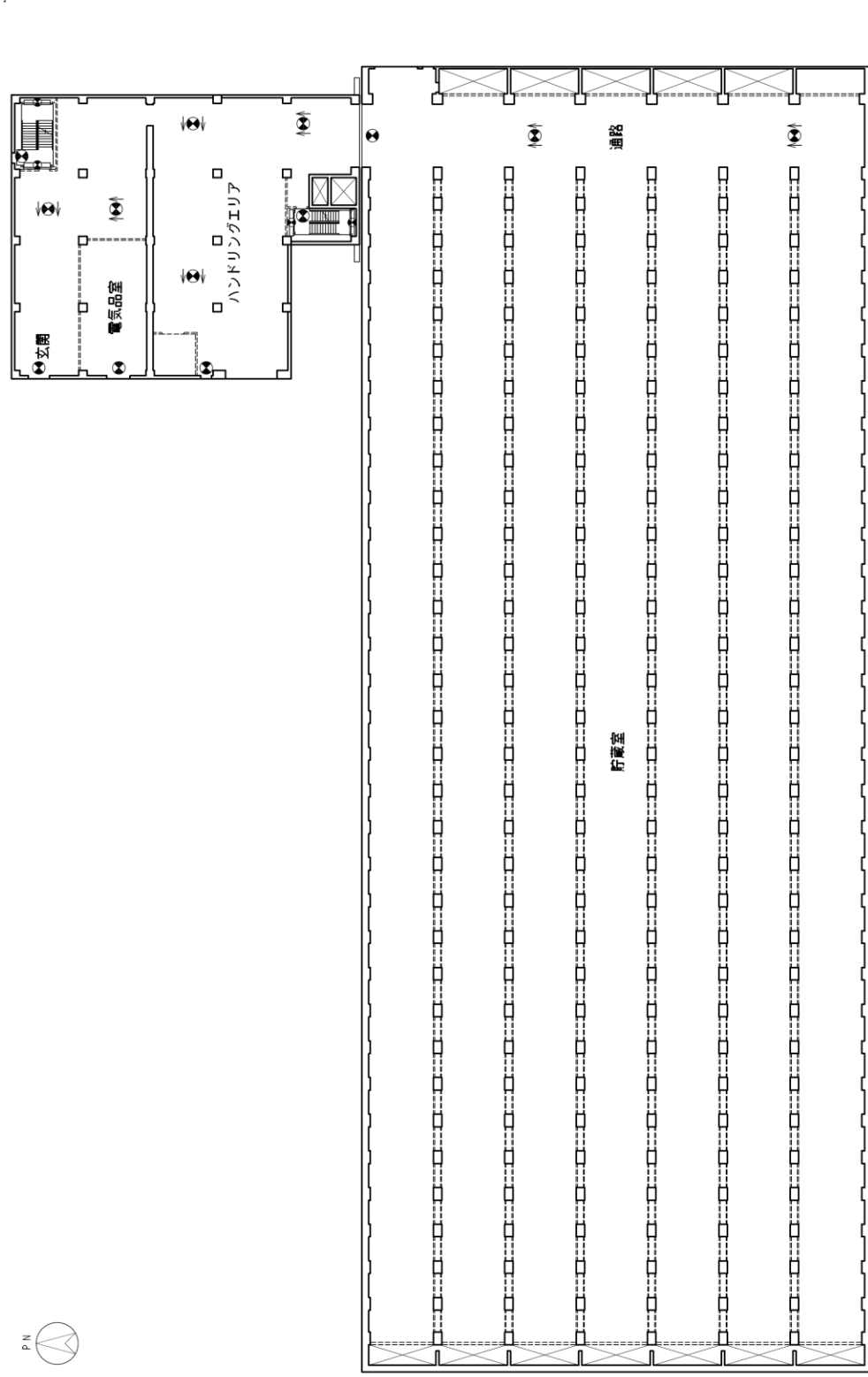
凡 例

●	避難口誘導灯 (電池内蔵型)
○	通路誘導灯 (電池内蔵型)
●	非常用照明器具 (電池内蔵型)
○	階段通路誘導灯 (電池内蔵型)

固体廃棄物貯蔵庫第9棟 1階

図-1 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (3/5)

変更後



凡 例

●	避難口誘導灯 (電池内蔵型)
○	通路誘導灯 (電池内蔵型)
●	非常用照明器具 (電池内蔵型)
○	階段通路誘導灯 (電池内蔵型)

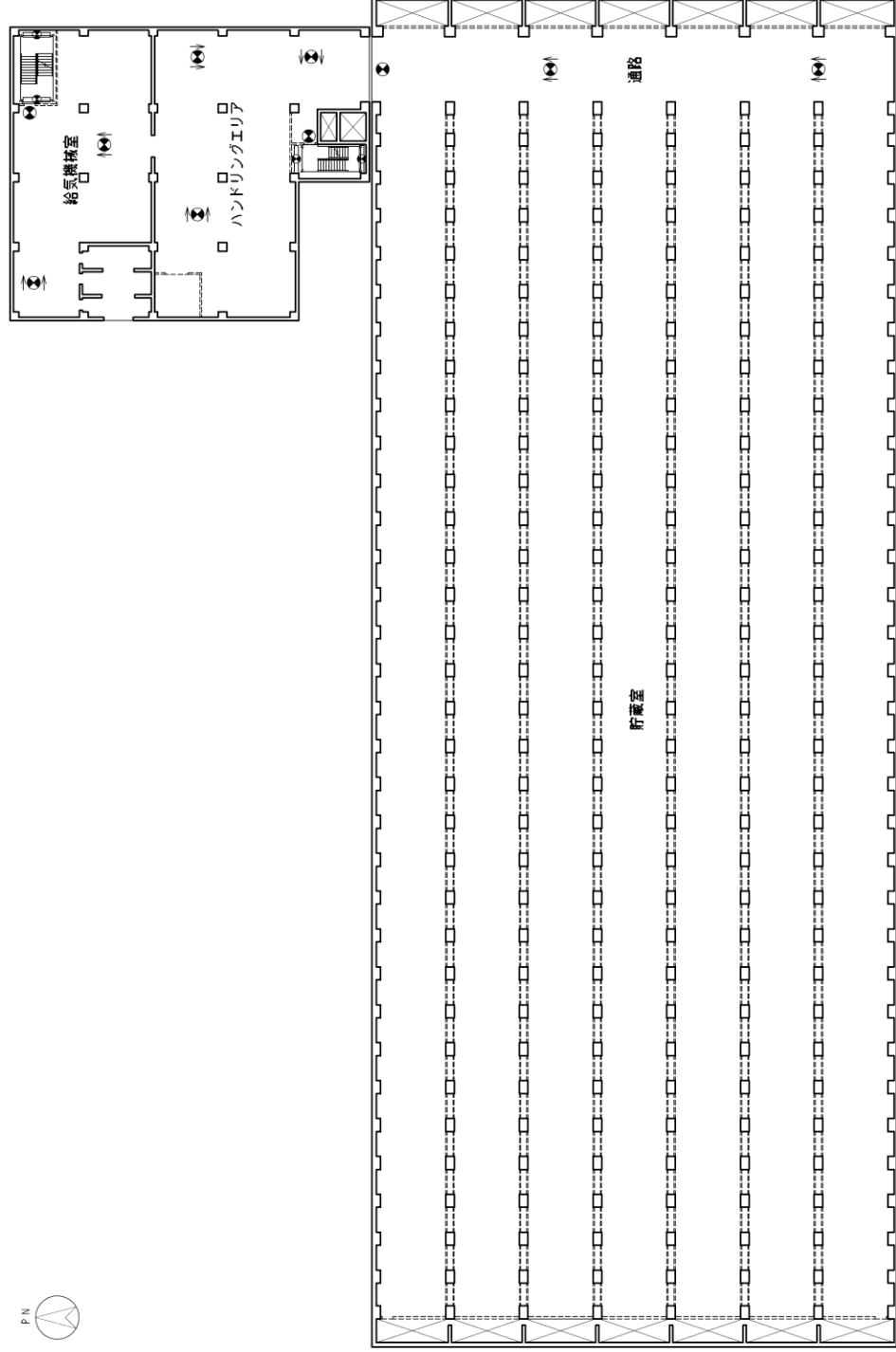
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 1階

図-2 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (3/5)

変更理由

記載の適正化

変更前



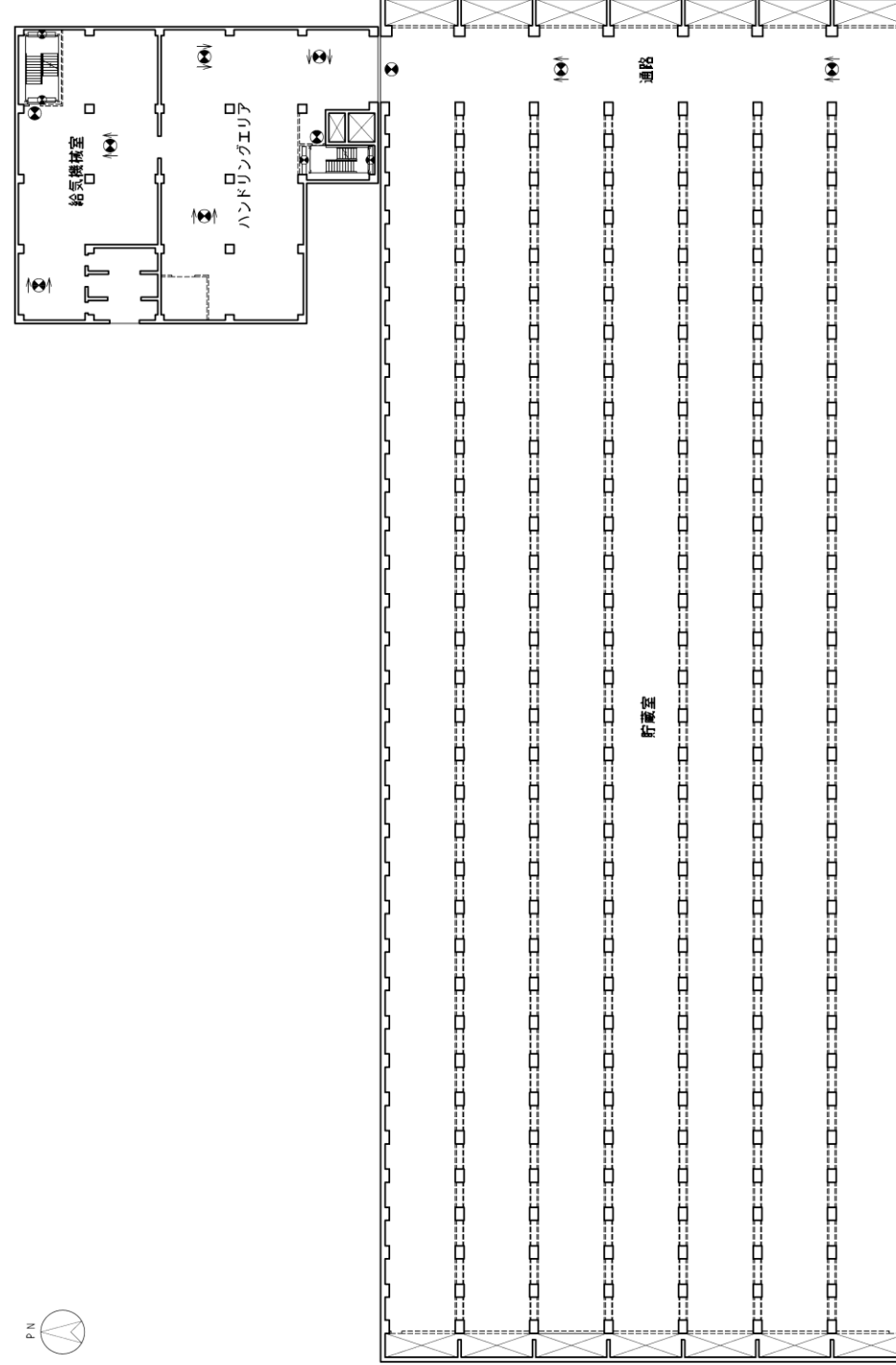
凡 例

●	避難口誘導灯 (電池内蔵型)
○	通路誘導灯 (電池内蔵型)
●	非常用照明器具 (電池内蔵型)
□	階段通路誘導灯 (電池内蔵型)

固体廃棄物貯蔵庫第9棟 2階

図-1 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (4/5)

変更後



凡 例

●	避難口誘導灯 (電池内蔵型)
○	通路誘導灯 (電池内蔵型)
●	非常用照明器具 (電池内蔵型)
□	階段通路誘導灯 (電池内蔵型)

固体廃棄物貯蔵庫第9棟 2階

図-2 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (4/5)

変更理由

記載の適正化

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟 屋上階</p> <p style="text-align: center;">図-1 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (5/5)</p>	<p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟 屋上階</p> <p style="text-align: center;">図-2 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (5/5)</p>	<p>記載の適正化</p>

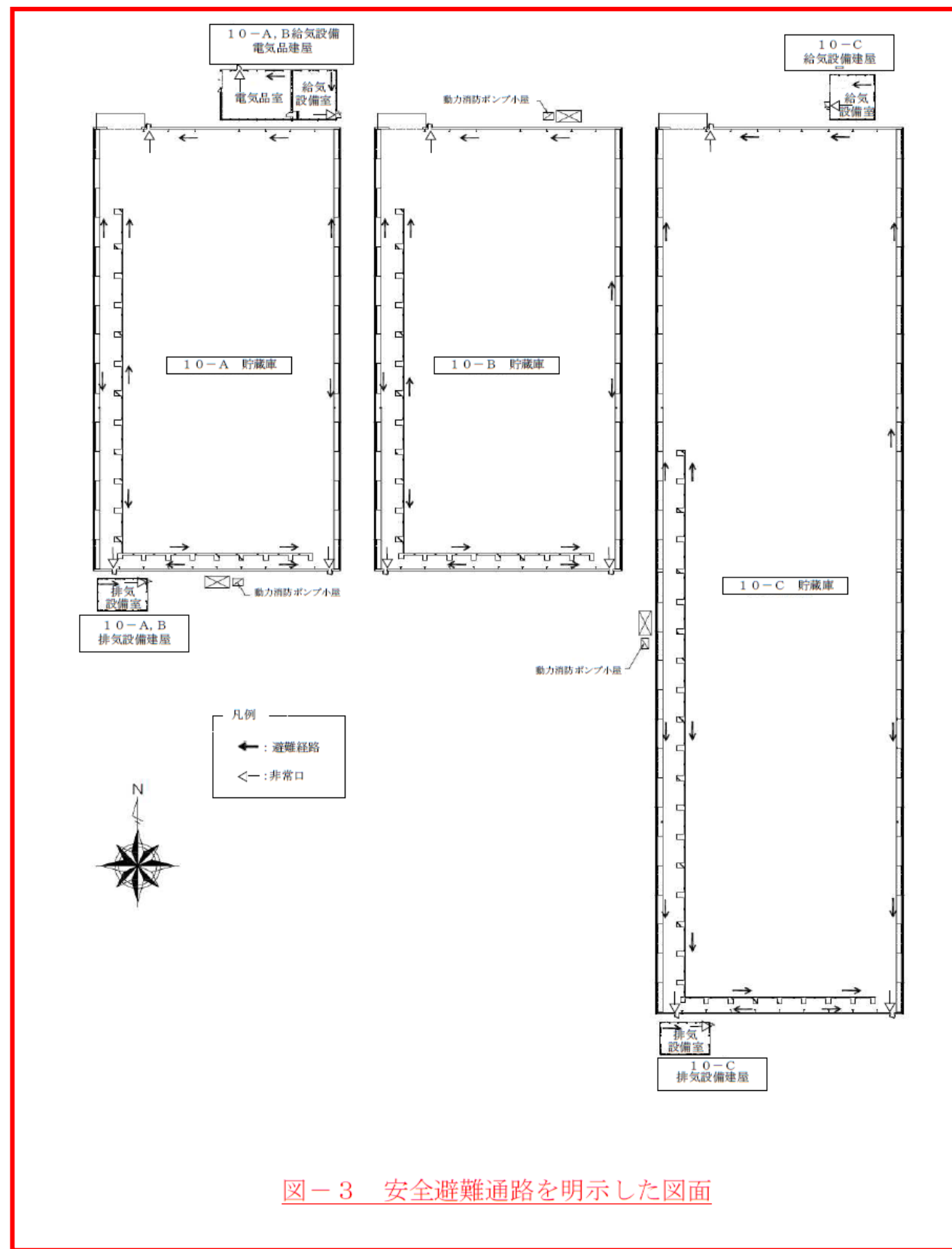
変更前

(現行記載なし)

変更後

変更理由

固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加



変更前

(現行記載なし)

変更後

変更理由

固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加

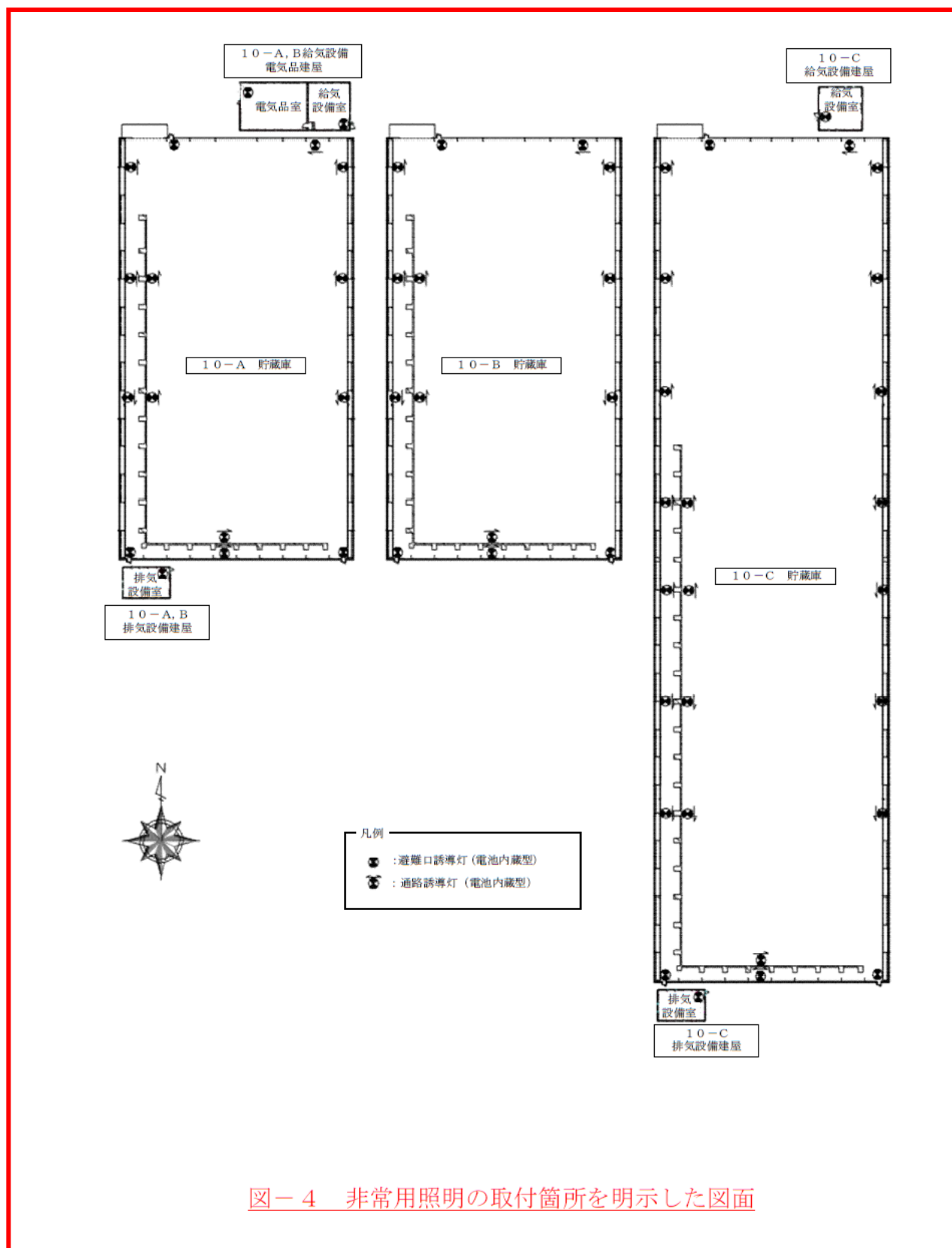


図-4 非常用照明の取付箇所を明示した図面

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: right;"><u>添付資料－9</u></p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第9棟の構造強度に関する検討結果</p> <p>(中略)</p> <p>3. 別添 別添－1 杭の許容支持力の算定に関する説明書 別添－2 耐震Bクラス相当の地震力に対する参考評価について <u>別添－3 自然現象（津波、豪雨、台風、竜巻等）を考慮した構造設計について</u></p> <p style="text-align: right;"><u>添付資料－9</u> 別添－1</p> <p>杭の許容支持力の算定に関する説明</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: right;"><u>添付資料－9</u> 別添－2</p> <p>耐震Bクラス相当の地震力に対する参考評価について</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: right;"><u>添付資料－9</u> 別添－3</p> <p><u>自然現象（津波、豪雨、台風、竜巻等）を考慮した構造設計について</u></p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫第9棟は、アウターライズ津波が到達しないと考えられる T.P. +約 42m に建設するため、津波による影響は受けない。</u> <u>台風・竜巻など暴風時の設計は、建築基準法及び関係法令に準拠した風圧力に対して行っている。なお、その風圧力は、その地方における観測記録に基づくものとなっている。</u> <u>豪雨に対しては、構造設計上考慮することはないが、屋根面の排水等、適切に排水計画を行っている。</u> <u>その他自然現象としては、積雪時に対しては、建築基準法及び関係法令、福島県建築基準法施行規則細則第19条に準拠した積雪荷重に対し設計している。なお、その積雪荷重は、その地方における垂直積雪量を考慮したものとなっている。</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>別紙－3</u></p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第9棟の構造強度に関する検討結果</p> <p>(中略)</p> <p>3. 別添 別添－1 杭の許容支持力の算定に関する説明書 別添－2 耐震Bクラス相当の地震力に対する参考評価について</p> <p style="text-align: right;">別添－1</p> <p>杭の許容支持力の算定に関する説明書</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: right;">別添－2</p> <p>耐震Bクラス相当の地震力に対する参考評価について</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(記載の削除)</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載削除</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	<p><u>別紙－4 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の耐震クラスの位置付けについて</u> (新規記載)</p> <p>(以下, 省略)</p> <p><u>別紙－5 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の構造強度及び耐震性に関する検討結果</u> (新規記載)</p> <p>(以下, 省略)</p> <p><u>別紙－6 固体廃棄物貯蔵庫の地震以外に想定される自然現象(津波, 豪雨, 台風, 竜巻等)に対する設計上の考慮について</u> (新規記載)</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>新規追加</p> <p>新規追加</p> <p>新規追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: right;"><u>添付資料-12</u></p> <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟の火災防護に関する説明書 並びに消火設備の取付箇所を明示した図面</p> <p>1. 火災防護に関する基本方針</p> <p>（中略）</p> <p>2. 火災の発生防止</p> <p>2.1 不燃性材料，難燃性材料の使用</p> <p>（中略）</p> <p>2.2 自然現象による火災発生防止</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第9棟の建物，系統及び機器は，落雷，地震等の自然現象により火災が生じることがないように防護した設計とするが，固体廃棄物貯蔵庫第9棟は高さが20mを超えないため，建築基準法及び関係法令に従い避雷設備は設置しない。</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第9棟は「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成18年9月19日）（以下，「耐震設計審査指針」という。）に従い設計を行い，破壊又は倒壊を防ぐことにより，火災発生を防止する設計とする。</p> <p>3. 火災の検知及び消火</p> <p>3.1 火災検出設備及び消火設備</p> <p>（中略）</p> <p>3.2 自然現象に対する消火装置の性能維持</p> <p>（中略）</p> <p>4. 火災の影響の軽減</p> <p>（中略）</p> <p>5. 消火設備の取付箇所を明示した図面</p> <p>（中略）</p>	<p style="text-align: right;"><u>別紙-7</u></p> <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫の火災防護に関する説明書 並びに消火設備の取付箇所を明示した図面</p> <p><u>1. 固体廃棄物貯蔵庫第9棟</u></p> <p>1.1. 火災防護に関する基本方針</p> <p>（中略）</p> <p>1.2. 火災の発生防止</p> <p>1.2.1 不燃性材料，難燃性材料の使用</p> <p>（中略）</p> <p>1.2.2 自然現象による火災発生防止</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第9棟の建物，系統及び機器は，落雷，地震等の自然現象により火災が生じることがないように防護した設計とするが，固体廃棄物貯蔵庫第9棟は高さが20mを超えないため，建築基準法及び関係法令に従い避雷設備は設置しない。<u>また，防火帯の内側に設置することにより，外部火災の影響を防止する設計とする。</u></p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第9棟は「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成18年9月19日）（以下，「耐震設計審査指針」という。）に従い設計を行い，破壊又は倒壊を防ぐことにより，火災発生を防止する設計とする。</p> <p>1.3. 火災の検知及び消火</p> <p>1.3.1 火災検出設備及び消火設備</p> <p>（中略）</p> <p>1.3.2 自然現象に対する消火装置の性能維持</p> <p>（中略）</p> <p>1.4. 火災の影響の軽減</p> <p>（中略）</p> <p>1.5. 消火設備の取付箇所を明示した図面</p> <p>（中略）</p> <p><u>2. 固体廃棄物貯蔵庫第10棟</u></p> <p>2.1. 火災防護に関する基本方針</p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟は，火災により安全性が損なわれることを防止するために，火災の発生防止対策，火災の検知及び消火対策，火災の影響の軽減対策の3方策を適切に組み合わせた措置を講じる。</u></p> <p>2.2. 火災の発生防止</p> <p>2.2.1 不燃性材料，難燃性材料の使用</p> <p><u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の主要構造部である壁，柱，床，梁，屋根は，実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。また，間仕切り壁についても，建築基準法及び関係法令に基づき，実用上可</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変更前	変更後	変更理由
	<p><u>能な限り不燃性材料を使用する。</u> <u>更に、建屋内の機器、配管、ダクト、トレイ、電線路、盤の筐体、及びこれらの支持構造物についても、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、幹線ケーブル及び動力ケーブルは難燃ケーブルを使用する他、消防設備用のケーブルは消防法に基づき、耐火ケーブルや耐熱ケーブルを使用する。</u></p> <p><u>2.2.2 自然現象による火災発生防止</u> <u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の建物、系統及び機器は、落雷、地震等の自然現象により火災が生じることがないように防護した設計とし、建築基準法及び関連法令に基づき避雷設備を設置する。また、建屋の耐火性能により外部火災の影響を軽減する設計とする。</u> <u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟は耐震クラス分類と地震動の適用の考え方にに基づき設計を行い、破壊又は倒壊を防ぐことにより、火災発生を防止する設計とする。</u></p> <p><u>2.3. 火災の検知及び消火</u> <u>2.3.1 火災検出設備及び消火設備</u> <u>火災検出設備及び消火設備は、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の早期消火を行えるよう消防法及び関係法令に基づいた設計とする。</u></p> <p><u>① 火災検出設備</u> <u>放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して感知器の型式を選定する。ただし、貯蔵庫は可燃物を保管しないため、感知器は設置しない。また、火災検出設備は外部電源喪失時に機能を失わないよう電池を内蔵した設計とする。</u></p> <p><u>② 消火設備</u> <u>消火設備は、動力消防ポンプ設備及び消火器で構成する。</u> <u>消防法に基づき、動力消防ポンプ設備の消火水槽（容量：20m³）を設置し早期消火が行える設計とする。また、福島第一原子力発電所内の消防水利に消防車を連結することにより、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の消火が可能である。</u></p> <p><u>2.3.2 自然現象に対する消火装置の性能維持</u> <u>火災検出設備及び消火設備は地震等の自然現象によっても、その性能が著しく阻害されることがないように措置を講じる。消火設備は、消防法及び関係法令に基づいた設計とし、耐震設計は耐震クラス分類と地震動の適用の考え方にに基づいた設計とする。</u></p> <p><u>2.4. 火災の影響の軽減</u> <u>電気品等に使用するケーブルについては、その延焼による影響を軽減するため、消防法等に基づき、難燃性、耐火性又は耐熱性を有する設計とする。また、主要構造部の外壁は、建築基準法及び関係法令に基づき、必要な耐火性能を有する設計とする。</u></p> <p><u>2.5. 消火設備の取付箇所を明示した図面</u> <u>消火設備の取付箇所について、図-2に示す。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>

変更前

(現行記載なし)

変更後

変更理由

固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加

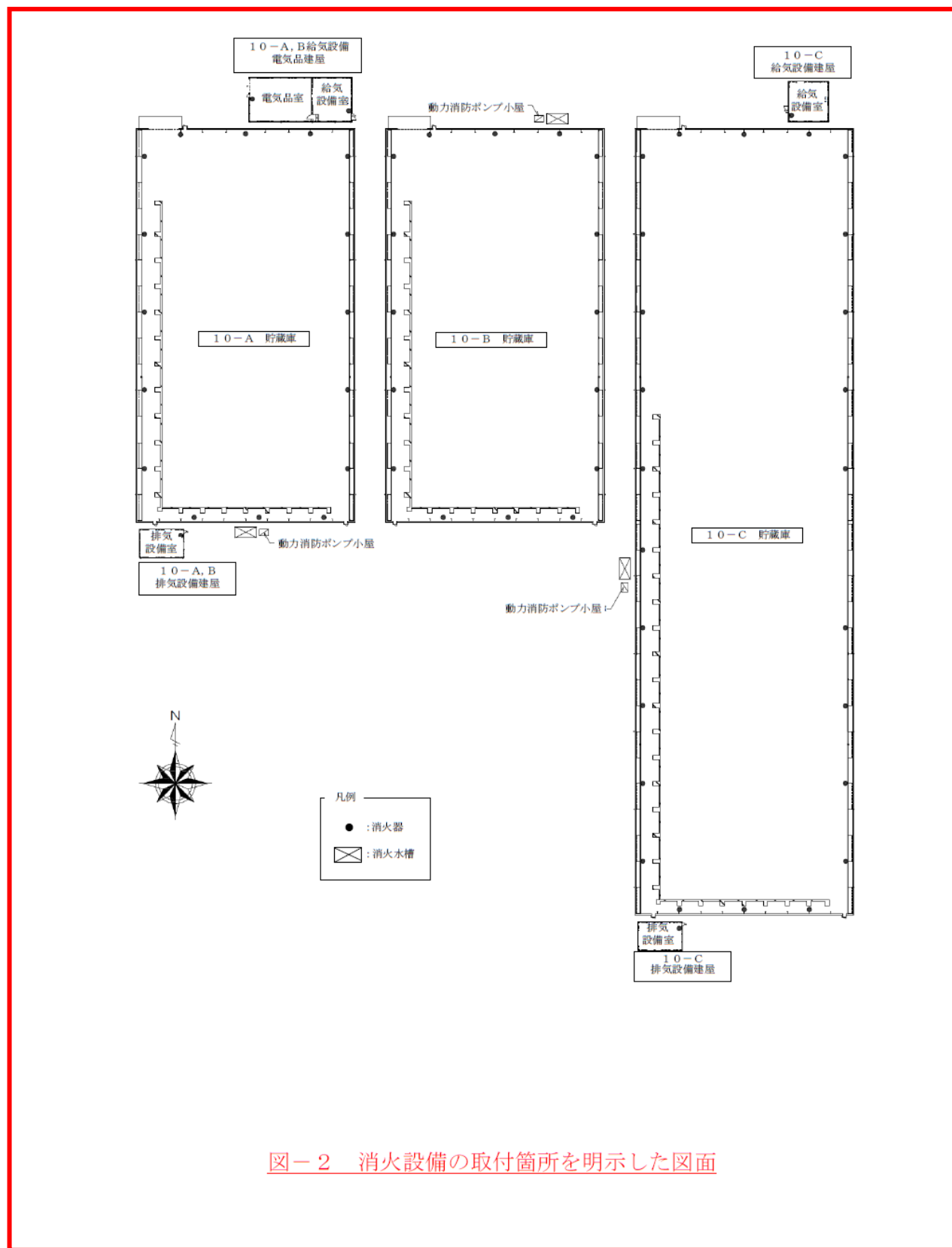


図-2 消火設備の取付箇所を明示した図面

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	<p><u>別紙－8 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の貯蔵形態について</u> (新規記載)</p> <p>(以下、省略)</p>	新規追加

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																			
<p style="text-align: right;">添付資料－<u>15</u></p> <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第9棟に係る確認事項</p> <p>確認事項 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の工事に係る主要な確認項目を表－1に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: right;">添付資料－<u>9</u></p> <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫に係る確認事項</p> <p>1. <u>固体廃棄物貯蔵庫第9棟に係る確認事項</u> 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の工事に係る主要な確認項目を表－1に示す。</p> <p>(中略)</p> <p>2. <u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟に係る確認事項</u> 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の建屋の工事に係る主要な確認事項を表－2～表－3に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>表－2 確認事項（建屋）</u></p> <table border="1" data-bbox="1380 676 2427 1367"> <thead> <tr> <th>確認事項</th> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">構造強度</td> <td rowspan="2">材料確認</td> <td>構造体コンクリートの圧縮強度を確認する。</td> <td>構造体コンクリート強度が、実施計画に記載されている設計基準強度に対して、JASS 5Nの基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋の材質、強度、化学成分を確認する。</td> <td>JIS G 3112に適合すること。</td> </tr> <tr> <td>寸法確認</td> <td>構造体コンクリート部材の断面寸法を確認する。</td> <td>構造体コンクリート部材の断面寸法が、実施計画に記載されている寸法に対して、JASS 5Nの基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貯蔵能力</td> <td rowspan="2">寸法確認</td> <td>鉄筋の径、間隔を確認する。</td> <td>鉄筋の径が、実施計画に記載されている通りであること。鉄筋の間隔が実施計画に記載しているピッチにほぼ均等に分布していること。</td> </tr> <tr> <td>貯蔵室の寸法を確認する。</td> <td>貯蔵室の寸法に対して、実施計画に記載されている寸法であること。</td> </tr> </tbody> </table>	確認事項	確認項目	確認内容	判定基準	構造強度	材料確認	構造体コンクリートの圧縮強度を確認する。	構造体コンクリート強度が、実施計画に記載されている設計基準強度に対して、JASS 5Nの基準を満足すること。	鉄筋の材質、強度、化学成分を確認する。	JIS G 3112に適合すること。	寸法確認	構造体コンクリート部材の断面寸法を確認する。	構造体コンクリート部材の断面寸法が、実施計画に記載されている寸法に対して、JASS 5Nの基準を満足すること。	貯蔵能力	寸法確認	鉄筋の径、間隔を確認する。	鉄筋の径が、実施計画に記載されている通りであること。鉄筋の間隔が実施計画に記載しているピッチにほぼ均等に分布していること。	貯蔵室の寸法を確認する。	貯蔵室の寸法に対して、実施計画に記載されている寸法であること。	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>
確認事項	確認項目	確認内容	判定基準																		
構造強度	材料確認	構造体コンクリートの圧縮強度を確認する。	構造体コンクリート強度が、実施計画に記載されている設計基準強度に対して、JASS 5Nの基準を満足すること。																		
		鉄筋の材質、強度、化学成分を確認する。	JIS G 3112に適合すること。																		
	寸法確認	構造体コンクリート部材の断面寸法を確認する。	構造体コンクリート部材の断面寸法が、実施計画に記載されている寸法に対して、JASS 5Nの基準を満足すること。																		
貯蔵能力	寸法確認	鉄筋の径、間隔を確認する。	鉄筋の径が、実施計画に記載されている通りであること。鉄筋の間隔が実施計画に記載しているピッチにほぼ均等に分布していること。																		
		貯蔵室の寸法を確認する。	貯蔵室の寸法に対して、実施計画に記載されている寸法であること。																		

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変更前	変更後	変更理由																																														
	<p style="text-align: center;"><u>表-3 確認事項（遮蔽壁）</u></p> <table border="1" data-bbox="1380 268 2427 688"> <thead> <tr> <th>確認事項</th> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">遮蔽機能</td> <td>外観確認</td> <td>目視により外観を確認する。</td> <td>有意な欠陥がないこと。</td> </tr> <tr> <td>材料確認</td> <td>コンクリートの乾燥単位容積質量を確認する。</td> <td>コンクリートの乾燥単位容積質量が、実施計画に記載されている通りであること。</td> </tr> <tr> <td>寸法確認</td> <td>遮蔽部材の断面寸法を確認する。</td> <td>遮蔽部材の断面寸法が、実施計画に記載されている寸法以上であること。</td> </tr> <tr> <td>据付確認</td> <td>遮蔽壁の据付状況について確認する。</td> <td>実施計画のとおり施工・据付されていること。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設備の工事に係る確認事項を表-4～表-6に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>表-4 確認事項（遮蔽蓋）</u></p> <table border="1" data-bbox="1380 835 2427 1161"> <thead> <tr> <th>確認事項</th> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">遮蔽機能</td> <td>外観確認</td> <td>目視により外観を確認する。</td> <td>有意な欠陥がないこと。</td> </tr> <tr> <td>材料確認</td> <td>コンクリートの乾燥単位容積質量を確認する。</td> <td>コンクリートの乾燥単位容積質量が、実施計画に記載されている通りであること。</td> </tr> <tr> <td>寸法確認</td> <td>遮蔽部材の寸法を確認する。</td> <td>遮蔽部材の寸法が、実施計画に記載されている寸法であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>表-5 確認事項（送風機，排風機）</u></p> <table border="1" data-bbox="1389 1272 2415 1692"> <thead> <tr> <th>確認事項</th> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">構造強度・耐震性</td> <td>外観確認</td> <td>各部の外観を確認する。</td> <td>外観上、有意な傷・へこみ・変形がないこと。</td> </tr> <tr> <td>据付確認</td> <td>機器の据付状態について確認する。</td> <td>実施計画に記載されている台数が施工・据付されていること。</td> </tr> <tr> <td>性能</td> <td>運転性能確認</td> <td>送風機，排風機の運転確認を行う。</td> <td>実施計画に記載されている容量を満足すること。また、異音，異臭，振動の異常がないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	確認事項	確認項目	確認内容	判定基準	遮蔽機能	外観確認	目視により外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。	材料確認	コンクリートの乾燥単位容積質量を確認する。	コンクリートの乾燥単位容積質量が、実施計画に記載されている通りであること。	寸法確認	遮蔽部材の断面寸法を確認する。	遮蔽部材の断面寸法が、実施計画に記載されている寸法以上であること。	据付確認	遮蔽壁の据付状況について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。	確認事項	確認項目	確認内容	判定基準	遮蔽機能	外観確認	目視により外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。	材料確認	コンクリートの乾燥単位容積質量を確認する。	コンクリートの乾燥単位容積質量が、実施計画に記載されている通りであること。	寸法確認	遮蔽部材の寸法を確認する。	遮蔽部材の寸法が、実施計画に記載されている寸法であること。	確認事項	確認項目	確認内容	判定基準	構造強度・耐震性	外観確認	各部の外観を確認する。	外観上、有意な傷・へこみ・変形がないこと。	据付確認	機器の据付状態について確認する。	実施計画に記載されている台数が施工・据付されていること。	性能	運転性能確認	送風機，排風機の運転確認を行う。	実施計画に記載されている容量を満足すること。また、異音，異臭，振動の異常がないこと。	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>
確認事項	確認項目	確認内容	判定基準																																													
遮蔽機能	外観確認	目視により外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。																																													
	材料確認	コンクリートの乾燥単位容積質量を確認する。	コンクリートの乾燥単位容積質量が、実施計画に記載されている通りであること。																																													
	寸法確認	遮蔽部材の断面寸法を確認する。	遮蔽部材の断面寸法が、実施計画に記載されている寸法以上であること。																																													
	据付確認	遮蔽壁の据付状況について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。																																													
確認事項	確認項目	確認内容	判定基準																																													
遮蔽機能	外観確認	目視により外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。																																													
	材料確認	コンクリートの乾燥単位容積質量を確認する。	コンクリートの乾燥単位容積質量が、実施計画に記載されている通りであること。																																													
	寸法確認	遮蔽部材の寸法を確認する。	遮蔽部材の寸法が、実施計画に記載されている寸法であること。																																													
確認事項	確認項目	確認内容	判定基準																																													
構造強度・耐震性	外観確認	各部の外観を確認する。	外観上、有意な傷・へこみ・変形がないこと。																																													
	据付確認	機器の据付状態について確認する。	実施計画に記載されている台数が施工・据付されていること。																																													
性能	運転性能確認	送風機，排風機の運転確認を行う。	実施計画に記載されている容量を満足すること。また、異音，異臭，振動の異常がないこと。																																													

変更前	変更後	変更理由															
	<p style="text-align: center;"><u>表-6 確認事項（排気フィルタユニット）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"><u>確認事項</u></th> <th style="width: 10%;"><u>確認項目</u></th> <th style="width: 30%;"><u>確認内容</u></th> <th style="width: 50%;"><u>判定基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>構造強度</u> <u>・耐震性</u></td> <td><u>外観確認</u></td> <td><u>各部の外観を確認する。</u></td> <td><u>外観上、有意な傷・へこみ・変形がないこと。</u></td> </tr> <tr> <td><u>据付確認</u></td> <td><u>機器の据付状態について確認する。</u></td> <td><u>実施計画に記載されている台数が施工・据付されていること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>性能</u></td> <td><u>運転性能確認</u></td> <td><u>運転状態にてフィルタユニットの容量を確認する。また、異音、異臭、振動の異常がないことを確認する。</u></td> <td><u>実施計画に記載されている容量を満足すること。また、異音、異臭、振動の異常がないこと。</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>確認事項</u>	<u>確認項目</u>	<u>確認内容</u>	<u>判定基準</u>	<u>構造強度</u> <u>・耐震性</u>	<u>外観確認</u>	<u>各部の外観を確認する。</u>	<u>外観上、有意な傷・へこみ・変形がないこと。</u>	<u>据付確認</u>	<u>機器の据付状態について確認する。</u>	<u>実施計画に記載されている台数が施工・据付されていること。</u>	<u>性能</u>	<u>運転性能確認</u>	<u>運転状態にてフィルタユニットの容量を確認する。また、異音、異臭、振動の異常がないことを確認する。</u>	<u>実施計画に記載されている容量を満足すること。また、異音、異臭、振動の異常がないこと。</u>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>
<u>確認事項</u>	<u>確認項目</u>	<u>確認内容</u>	<u>判定基準</u>														
<u>構造強度</u> <u>・耐震性</u>	<u>外観確認</u>	<u>各部の外観を確認する。</u>	<u>外観上、有意な傷・へこみ・変形がないこと。</u>														
	<u>据付確認</u>	<u>機器の据付状態について確認する。</u>	<u>実施計画に記載されている台数が施工・据付されていること。</u>														
<u>性能</u>	<u>運転性能確認</u>	<u>運転状態にてフィルタユニットの容量を確認する。また、異音、異臭、振動の異常がないことを確認する。</u>	<u>実施計画に記載されている容量を満足すること。また、異音、異臭、振動の異常がないこと。</u>														

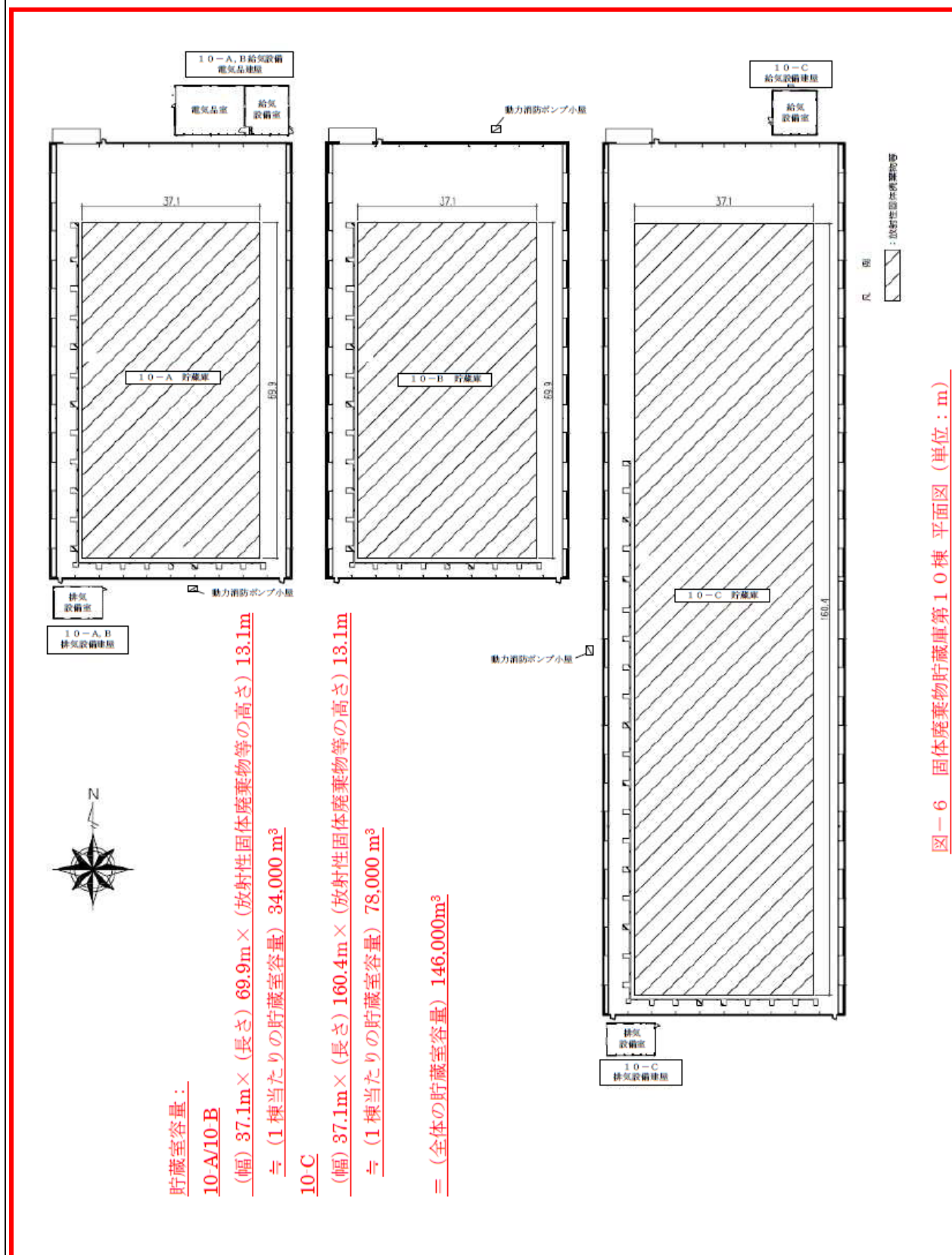
変更前

(現行記載なし)

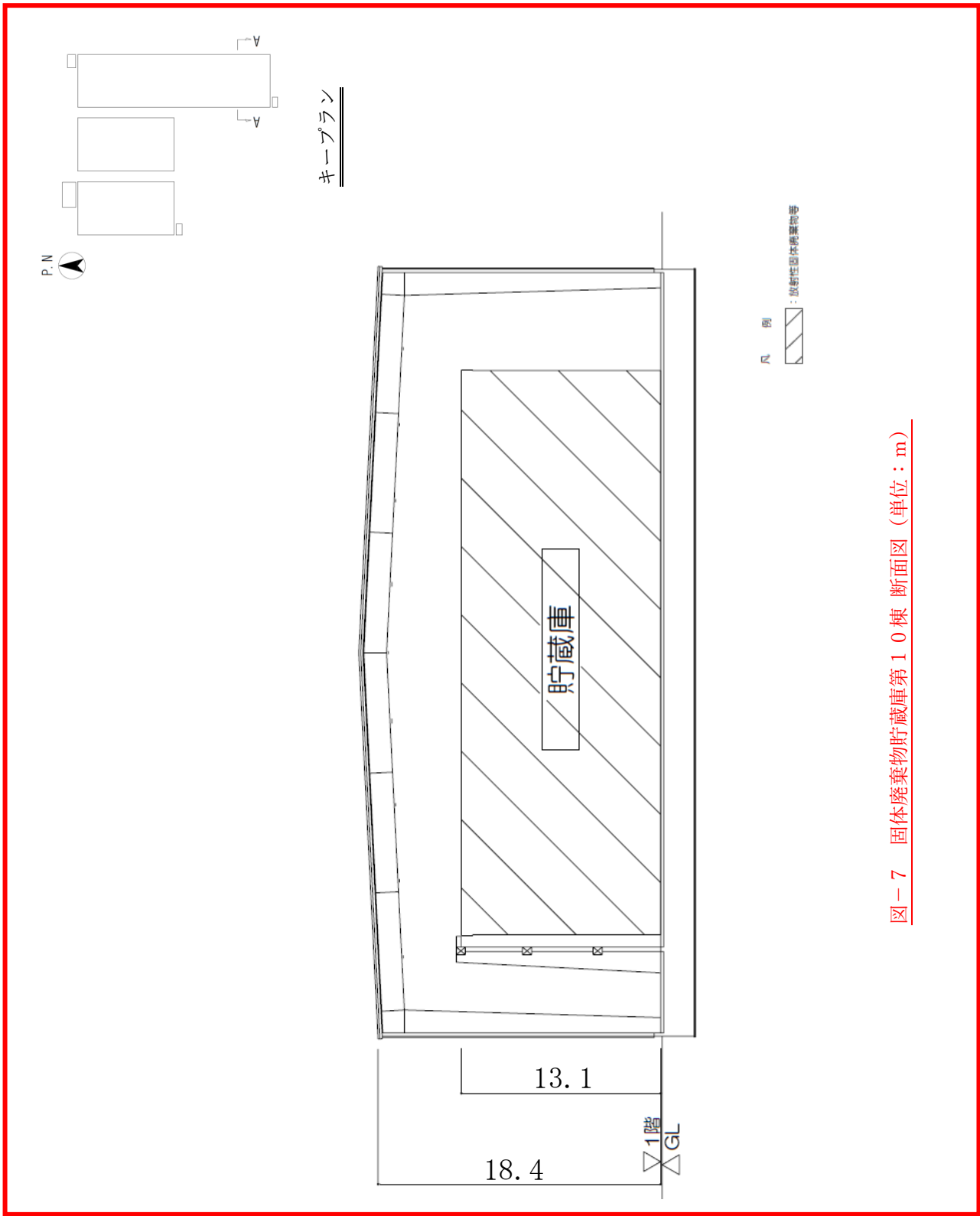
変更後

変更理由

固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加



貯蔵室容量:
 10-A/10-B
 (幅) 37.1m × (長さ) 69.9m × (放射性固体廃棄物等の高さ) 13.1m
 ≒ (1棟当たりの貯蔵室容量) 34,000 m³
 10-C
 (幅) 37.1m × (長さ) 160.4m × (放射性固体廃棄物等の高さ) 13.1m
 ≒ (1棟当たりの貯蔵室容量) 78,000 m³
 = (全体の貯蔵室容量) 146,000m³

変更前	変更後	変更理由
<p>(現行記載なし)</p>	 <p>図-7 固体廃棄物貯蔵庫第10棟 断面図 (単位：m)</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: right;">添付資料-<u>16</u></p> <p>一時保管エリア A1, A2 仮設保管設備（テント）解体 (以下, 省略)</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-<u>10</u></p> <p>一時保管エリア A1, A2 仮設保管設備（テント）解体 (以下, 省略)</p>	<p>記載の適正化</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由																																																																				
<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表42の2-1</p> <table border="1" data-bbox="83 520 1157 793"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼却炉建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="83 898 1157 1140"> <thead> <tr> <th>減容処理設備排気口</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> </tbody> </table>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	減容処理設備排気口	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表42の2-1</p> <table border="1" data-bbox="1302 520 2377 793"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼却炉建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1302 898 2377 1140"> <thead> <tr> <th>減容処理設備排気口</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム90濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1302 1140 2377 1381"> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>固体廃棄物貯蔵庫第9棟排気口</u></td> <td><u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</u></td> <td><u>試料放射能測定装置</u></td> <td><u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u></td> <td rowspan="2"><u>固体廃棄物GM</u></td> </tr> <tr> <td><u>ストロンチウム90濃度</u></td> <td><u>試料放射能測定装置</u></td> <td><u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1302 1381 2377 1623"> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口 (10-A/B, 10-C)</u></td> <td><u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</u></td> <td><u>試料放射能測定装置</u></td> <td><u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u></td> <td rowspan="2"><u>固体廃棄物GM</u></td> </tr> <tr> <td><u>ストロンチウム90濃度</u></td> <td><u>試料放射能測定装置</u></td> <td><u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u></td> </tr> </tbody> </table>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	減容処理設備排気口	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	<u>固体廃棄物貯蔵庫第9棟排気口</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<u>固体廃棄物GM</u>	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口 (10-A/B, 10-C)</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<u>固体廃棄物GM</u>	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<p>運用実態に合わせた変更</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟設置に伴う変更</p>
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																																		
焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																																		
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																																			
減容処理設備排気口	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																																		
	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																																		
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																																			
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																																		
焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																																		
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																																			
減容処理設備排気口	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																																		
	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM																																																																		
	ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)																																																																			
<u>固体廃棄物貯蔵庫第9棟排気口</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<u>固体廃棄物GM</u>																																																																		
	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>																																																																			
<u>固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口 (10-A/B, 10-C)</u>	<u>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全ベータ放射能)</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>	<u>固体廃棄物GM</u>																																																																		
	<u>ストロンチウム90濃度</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)</u>																																																																			

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和4年11月4日から施行する。</u></p> <p>2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和4年5月9日 原規規発第2205093号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第4条、第5条、第52条、第56条及び第57条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画（Ⅳ 特定核燃料物質の防護）変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和3年11月11日 原規規発第2111112号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第57条の図57、第60条の図60、添付1（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付2（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については、放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）における増設焼却炉建屋（1階・2階）の管理区域図面及び添付2（管理対象区域図）における増設焼却炉建屋（1階・2階）の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和3年9月22日 原規規発第2109223号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>2. 第4条及び第5条については、サイバーセキュリティグループを設置した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 第42条の2の表42の2-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和4年5月9日 原規規発第2205093号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第4条、第5条、第52条、第56条及び第57条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画（Ⅳ 特定核燃料物質の防護）変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和3年11月11日 原規規発第2111112号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第57条の図57、第60条の図60、添付1（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付2（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については、放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）における増設焼却炉建屋（1階・2階）の管理区域図面及び添付2（管理対象区域図）における増設焼却炉建屋（1階・2階）の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>サイバーセキュリティグループ設置に伴う記載削除 （令和3年10月8日設置）</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>附則（令和3年7月27日 原規規発第2107271号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、3号機原子炉格納容器内取水設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p>附則（令和3年7月27日 原規規発第2107271号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、3号機原子炉格納容器内取水設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟設置に伴う変更</p>

変更前						変更後						変更理由
(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。 (中略)						(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。 (中略)						
表89-1						表89-1						
分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	
放射性気体廃棄物	・5, 6号炉共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系運転時)	当直長	放射性気体廃棄物	・5, 6号炉共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系運転時)	当直長	運用実態に合わせた変更 固体廃棄物貯蔵庫第10棟設置に伴う変更
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)				よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)		
	・焼却炉建屋排気筒 ・増設焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	放射性気体廃棄物	・焼却炉建屋排気筒 ・増設焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	
		ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)				ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)		
	・減容処理設備排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	放射性気体廃棄物	・減容処理設備排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時)	運用支援GM	
		ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)				ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)		
							・固体廃棄物貯蔵庫第9棟排気口 ・固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口 (10-A/B, 10-C)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種, 全ベータ放射能) ストロンチウム90濃度	試料放射能測定装置 試料放射能測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運転時) 3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運転時)	固体廃棄物GM	
(省略)						(省略)						

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（令和4年7月22日 原規規発第2207222号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、令和4年8月1日から施行する。</u></p> <p>附則（令和4年5月9日 原規規発第2205093号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和4年5月16日から施行する。</u></p> <p>2. 第4条、第5条、第95条、第97条及び第98条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画（Ⅳ 特定核燃料物質の防護）変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和3年11月11日 原規規発第2111112号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第98条の図98、第101条の図101、添付1（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付2（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については、放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）における増設焼却炉建屋（1階・2階）の管理区域図面及び添付2（管理対象区域図）における増設焼却炉建屋（1階・2階）の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和3年9月22日 原規規発第2109223号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>2. 第4条及び第5条については、サイバーセキュリティグループを設置した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和4年5月9日 原規規発第2205093号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第4条、第5条、第95条、第97条及び第98条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画（Ⅳ 特定核燃料物質の防護）変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和3年11月11日 原規規発第2111112号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第98条の図98、第101条の図101、添付1（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付2（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については、放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）における増設焼却炉建屋（1階・2階）の管理区域図面及び添付2（管理対象区域図）における増設焼却炉建屋（1階・2階）の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>サイバーセキュリティグループ設置に伴う記載削除 （令和3年10月8日設置）</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>附則（令和3年7月27日 原規規発第2107271号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、3号機原子炉格納容器内取水設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p>附則（令和3年7月27日 原規規発第2107271号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、3号機原子炉格納容器内取水設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	


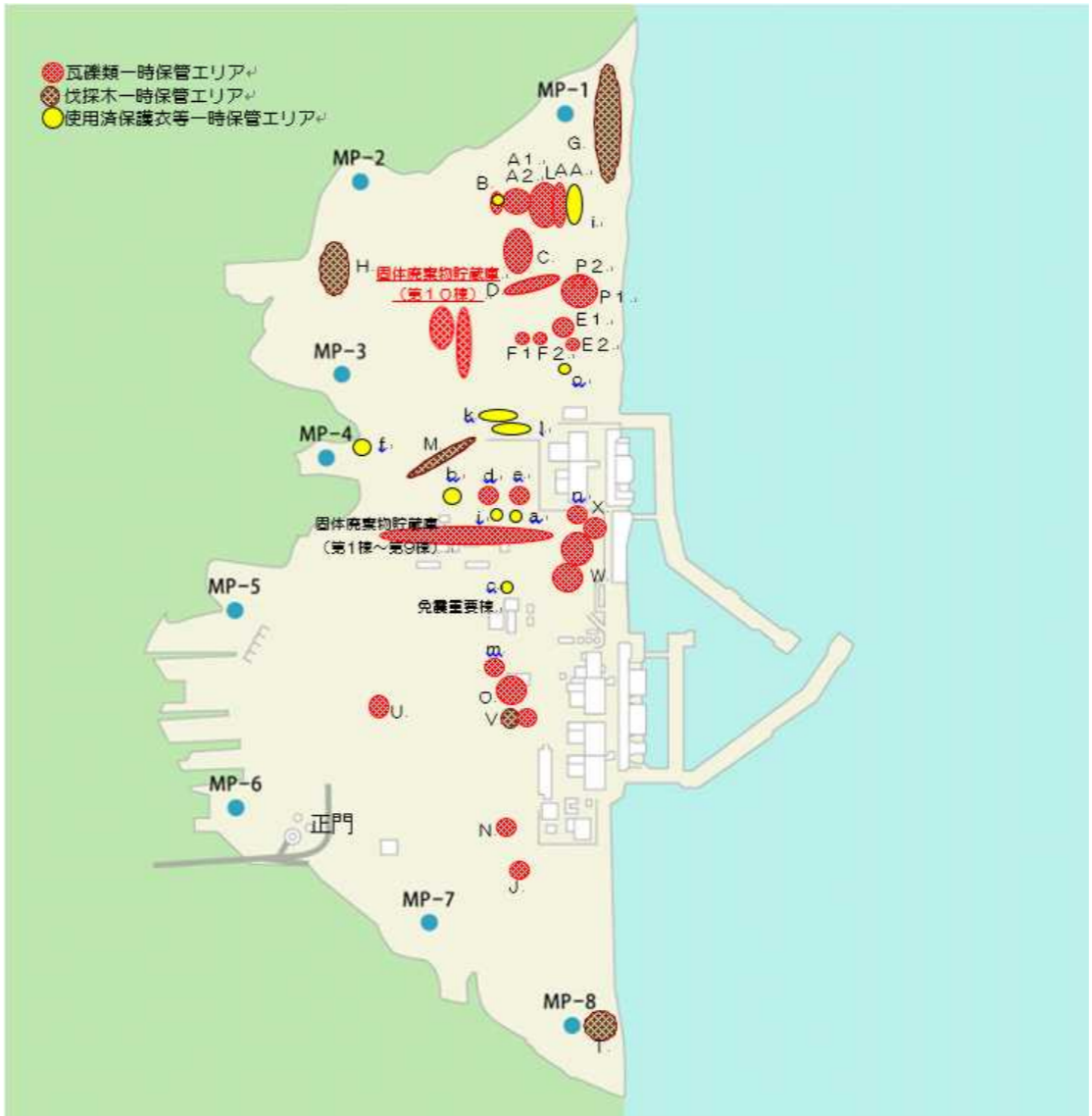
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表(第 章 第 3 編 2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理)

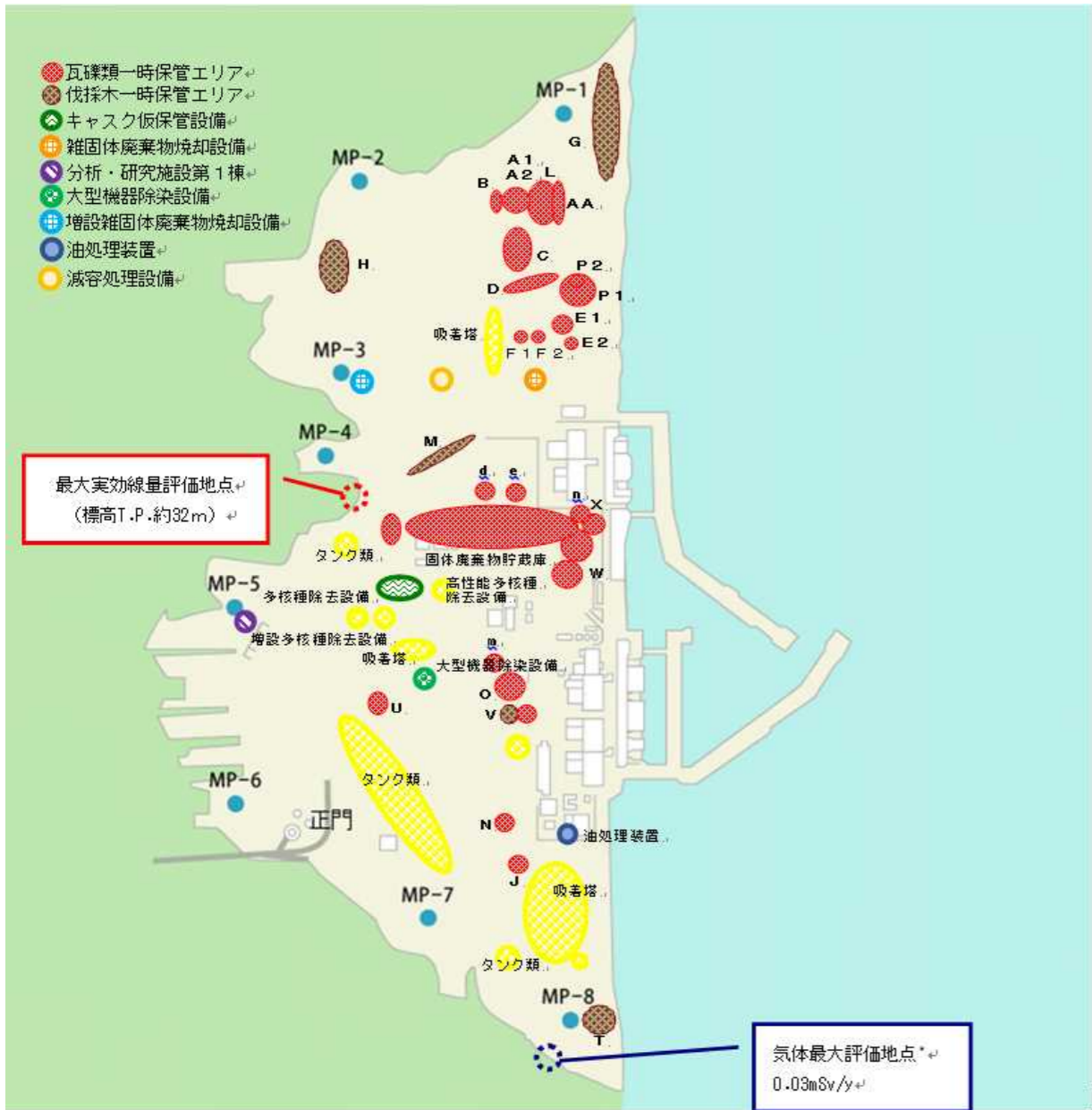

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明</p> <p>2.1 放射性廃棄物等の管理</p> <p>2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理</p> <p>(中略)</p> <p>表 2.1.1-1-1 一時保管エリアの保管容量, 受入目安表面線量率一覧表</p> <p>【瓦礫類】</p> <table border="1" data-bbox="284 590 1032 1925"> <thead> <tr> <th>エリア名称</th> <th>保管物</th> <th>保管容量(約m³)</th> <th>受入目安表面線量率(mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫(第1棟)</td><td>瓦礫類</td><td>600</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫(第2棟)</td><td>瓦礫類</td><td>3,200</td><td>5</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫(第3~第8棟)</td><td>瓦礫類</td><td>15,000</td><td>>30</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階</td><td>瓦礫類</td><td>15,300</td><td>>30</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階</td><td>瓦礫類</td><td>15,300</td><td>30</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地上1階</td><td>瓦礫類</td><td>15,300</td><td>1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアA1</td><td>瓦礫類</td><td>1(ケース1)2,400 (ケース2)4,300</td><td>1(ケース1)30 (ケース2)0.01</td></tr> <tr><td>一時保管エリアA2</td><td>瓦礫類</td><td>1(ケース1)4,700 (ケース2)9,500</td><td>1(ケース1)30 (ケース2)0.005</td></tr> <tr><td>一時保管エリアB</td><td>瓦礫類</td><td>5,300</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>一時保管エリアC</td><td>瓦礫類</td><td>67,000</td><td>0.01(31,000m³分) 0.025(35,000m³分) 0.1(1,000m³分)</td></tr> <tr><td>一時保管エリアD</td><td>瓦礫類</td><td>4,500</td><td>0.09(2,400m³分) 0.3(2,100m³分)</td></tr> <tr><td>一時保管エリアE1</td><td>瓦礫類</td><td>16,000</td><td>1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアE2</td><td>瓦礫類</td><td>1,800</td><td>10</td></tr> <tr><td>一時保管エリアF1</td><td>瓦礫類</td><td>650</td><td>10</td></tr> <tr><td>一時保管エリアF2</td><td>瓦礫類</td><td>7,500</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアJ</td><td>瓦礫類</td><td>8,000</td><td>0.005</td></tr> <tr><td>一時保管エリアL</td><td>瓦礫類</td><td>16,000</td><td>30</td></tr> <tr><td>一時保管エリアN</td><td>瓦礫類</td><td>10,000</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアO</td><td>瓦礫類</td><td>51,400</td><td>0.01(27,500m³分) 0.1(23,900m³分)</td></tr> <tr><td>一時保管エリアP1</td><td>瓦礫類</td><td>85,000</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアP2</td><td>瓦礫類</td><td>9,000</td><td>1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアU</td><td>瓦礫類</td><td>750</td><td>0.015(310m³分), 0.020(110m³分), 0.028(330m³分)</td></tr> <tr><td>一時保管エリアV</td><td>瓦礫類</td><td>6,000</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアW</td><td>瓦礫類</td><td>29,300</td><td>1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアX</td><td>瓦礫類</td><td>12,200</td><td>1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアAA</td><td>瓦礫類</td><td>36,400</td><td>0.001</td></tr> <tr><td>一時保管エリアd</td><td>瓦礫類</td><td>1,170</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアe</td><td>瓦礫類</td><td>6,660</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアm</td><td>瓦礫類</td><td>3,060</td><td>1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアn</td><td>瓦礫類</td><td>3,330</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	エリア名称	保管物	保管容量(約m ³)	受入目安表面線量率(mSv/h)	固体廃棄物貯蔵庫(第1棟)	瓦礫類	600	0.1	固体廃棄物貯蔵庫(第2棟)	瓦礫類	3,200	5	固体廃棄物貯蔵庫(第3~第8棟)	瓦礫類	15,000	>30	固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階	瓦礫類	15,300	>30	固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階	瓦礫類	15,300	30	固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地上1階	瓦礫類	15,300	1	一時保管エリアA1	瓦礫類	1(ケース1)2,400 (ケース2)4,300	1(ケース1)30 (ケース2)0.01	一時保管エリアA2	瓦礫類	1(ケース1)4,700 (ケース2)9,500	1(ケース1)30 (ケース2)0.005	一時保管エリアB	瓦礫類	5,300	0.01	一時保管エリアC	瓦礫類	67,000	0.01(31,000m ³ 分) 0.025(35,000m ³ 分) 0.1(1,000m ³ 分)	一時保管エリアD	瓦礫類	4,500	0.09(2,400m ³ 分) 0.3(2,100m ³ 分)	一時保管エリアE1	瓦礫類	16,000	1	一時保管エリアE2	瓦礫類	1,800	10	一時保管エリアF1	瓦礫類	650	10	一時保管エリアF2	瓦礫類	7,500	0.1	一時保管エリアJ	瓦礫類	8,000	0.005	一時保管エリアL	瓦礫類	16,000	30	一時保管エリアN	瓦礫類	10,000	0.1	一時保管エリアO	瓦礫類	51,400	0.01(27,500m ³ 分) 0.1(23,900m ³ 分)	一時保管エリアP1	瓦礫類	85,000	0.1	一時保管エリアP2	瓦礫類	9,000	1	一時保管エリアU	瓦礫類	750	0.015(310m ³ 分), 0.020(110m ³ 分), 0.028(330m ³ 分)	一時保管エリアV	瓦礫類	6,000	0.1	一時保管エリアW	瓦礫類	29,300	1	一時保管エリアX	瓦礫類	12,200	1	一時保管エリアAA	瓦礫類	36,400	0.001	一時保管エリアd	瓦礫類	1,170	0.1	一時保管エリアe	瓦礫類	6,660	0.1	一時保管エリアm	瓦礫類	3,060	1	一時保管エリアn	瓦礫類	3,330	1	<p>2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明</p> <p>2.1 放射性廃棄物等の管理</p> <p>2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理</p> <p>(中略)</p> <p>表 2.1.1-1-1 一時保管エリアの保管容量, 受入目安表面線量率一覧表</p> <p>【瓦礫類】</p> <table border="1" data-bbox="1614 590 2190 1925"> <thead> <tr> <th>エリア名称</th> <th>保管物</th> <th>保管容量(約m³)</th> <th>受入目安表面線量率(mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫(第1棟)</td><td>瓦礫類</td><td>600</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫(第2棟)</td><td>瓦礫類</td><td>3,200</td><td>5</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫(第3~第8棟)</td><td>瓦礫類</td><td>15,000</td><td>>30</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階</td><td>瓦礫類</td><td>15,300</td><td>>30</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階</td><td>瓦礫類</td><td>15,300</td><td>30</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地上1階</td><td>瓦礫類</td><td>15,300</td><td>1</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫第10棟 10-A</td><td>瓦礫類</td><td>34,000</td><td>2(ケース1)1 (ケース2)0.02</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫第10棟 10-B</td><td>瓦礫類</td><td>34,000</td><td>2(ケース1)1 (ケース2)0.02</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫第10棟 10-C</td><td>瓦礫類</td><td>78,000</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>一時保管エリアA1</td><td>瓦礫類</td><td>1(ケース1)2,400 (ケース2)4,300</td><td>1(ケース1)30 (ケース2)0.01</td></tr> <tr><td>一時保管エリアA2</td><td>瓦礫類</td><td>1(ケース1)4,700 (ケース2)9,500</td><td>1(ケース1)30 (ケース2)0.005</td></tr> <tr><td>一時保管エリアB</td><td>瓦礫類</td><td>5,300</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>一時保管エリアC</td><td>瓦礫類</td><td>67,000</td><td>0.01(31,000m³分) 0.025(35,000m³分) 0.1(1,000m³分)</td></tr> <tr><td>一時保管エリアD</td><td>瓦礫類</td><td>4,500</td><td>0.09(2,400m³分) 0.3(2,100m³分)</td></tr> <tr><td>一時保管エリアE1</td><td>瓦礫類</td><td>16,000</td><td>1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアE2</td><td>瓦礫類</td><td>1,800</td><td>10</td></tr> <tr><td>一時保管エリアF1</td><td>瓦礫類</td><td>650</td><td>10</td></tr> <tr><td>一時保管エリアF2</td><td>瓦礫類</td><td>7,500</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアJ</td><td>瓦礫類</td><td>8,000</td><td>0.005</td></tr> <tr><td>一時保管エリアL</td><td>瓦礫類</td><td>16,000</td><td>30</td></tr> <tr><td>一時保管エリアN</td><td>瓦礫類</td><td>10,000</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアO</td><td>瓦礫類</td><td>51,400</td><td>0.01(27,500m³分) 0.1(23,900m³分)</td></tr> <tr><td>一時保管エリアP1</td><td>瓦礫類</td><td>85,000</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアP2</td><td>瓦礫類</td><td>9,000</td><td>1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアU</td><td>瓦礫類</td><td>750</td><td>0.015(310m³分), 0.020(110m³分), 0.028(330m³分)</td></tr> <tr><td>一時保管エリアV</td><td>瓦礫類</td><td>6,000</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアW</td><td>瓦礫類</td><td>29,300</td><td>1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアX</td><td>瓦礫類</td><td>12,200</td><td>1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアAA</td><td>瓦礫類</td><td>36,400</td><td>0.001</td></tr> <tr><td>一時保管エリアd</td><td>瓦礫類</td><td>1,170</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアe</td><td>瓦礫類</td><td>6,660</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアm</td><td>瓦礫類</td><td>3,060</td><td>1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアn</td><td>瓦礫類</td><td>3,330</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	エリア名称	保管物	保管容量(約m ³)	受入目安表面線量率(mSv/h)	固体廃棄物貯蔵庫(第1棟)	瓦礫類	600	0.1	固体廃棄物貯蔵庫(第2棟)	瓦礫類	3,200	5	固体廃棄物貯蔵庫(第3~第8棟)	瓦礫類	15,000	>30	固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階	瓦礫類	15,300	>30	固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階	瓦礫類	15,300	30	固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地上1階	瓦礫類	15,300	1	固体廃棄物貯蔵庫第10棟 10-A	瓦礫類	34,000	2(ケース1)1 (ケース2)0.02	固体廃棄物貯蔵庫第10棟 10-B	瓦礫類	34,000	2(ケース1)1 (ケース2)0.02	固体廃棄物貯蔵庫第10棟 10-C	瓦礫類	78,000	0.02	一時保管エリアA1	瓦礫類	1(ケース1)2,400 (ケース2)4,300	1(ケース1)30 (ケース2)0.01	一時保管エリアA2	瓦礫類	1(ケース1)4,700 (ケース2)9,500	1(ケース1)30 (ケース2)0.005	一時保管エリアB	瓦礫類	5,300	0.01	一時保管エリアC	瓦礫類	67,000	0.01(31,000m ³ 分) 0.025(35,000m ³ 分) 0.1(1,000m ³ 分)	一時保管エリアD	瓦礫類	4,500	0.09(2,400m ³ 分) 0.3(2,100m ³ 分)	一時保管エリアE1	瓦礫類	16,000	1	一時保管エリアE2	瓦礫類	1,800	10	一時保管エリアF1	瓦礫類	650	10	一時保管エリアF2	瓦礫類	7,500	0.1	一時保管エリアJ	瓦礫類	8,000	0.005	一時保管エリアL	瓦礫類	16,000	30	一時保管エリアN	瓦礫類	10,000	0.1	一時保管エリアO	瓦礫類	51,400	0.01(27,500m ³ 分) 0.1(23,900m ³ 分)	一時保管エリアP1	瓦礫類	85,000	0.1	一時保管エリアP2	瓦礫類	9,000	1	一時保管エリアU	瓦礫類	750	0.015(310m ³ 分), 0.020(110m ³ 分), 0.028(330m ³ 分)	一時保管エリアV	瓦礫類	6,000	0.1	一時保管エリアW	瓦礫類	29,300	1	一時保管エリアX	瓦礫類	12,200	1	一時保管エリアAA	瓦礫類	36,400	0.001	一時保管エリアd	瓦礫類	1,170	0.1	一時保管エリアe	瓦礫類	6,660	0.1	一時保管エリアm	瓦礫類	3,060	1	一時保管エリアn	瓦礫類	3,330	1	<p>固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う追加</p>
エリア名称	保管物	保管容量(約m ³)	受入目安表面線量率(mSv/h)																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫(第1棟)	瓦礫類	600	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫(第2棟)	瓦礫類	3,200	5																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫(第3~第8棟)	瓦礫類	15,000	>30																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階	瓦礫類	15,300	>30																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階	瓦礫類	15,300	30																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地上1階	瓦礫類	15,300	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアA1	瓦礫類	1(ケース1)2,400 (ケース2)4,300	1(ケース1)30 (ケース2)0.01																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアA2	瓦礫類	1(ケース1)4,700 (ケース2)9,500	1(ケース1)30 (ケース2)0.005																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアB	瓦礫類	5,300	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアC	瓦礫類	67,000	0.01(31,000m ³ 分) 0.025(35,000m ³ 分) 0.1(1,000m ³ 分)																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアD	瓦礫類	4,500	0.09(2,400m ³ 分) 0.3(2,100m ³ 分)																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアE1	瓦礫類	16,000	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアE2	瓦礫類	1,800	10																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアF1	瓦礫類	650	10																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアF2	瓦礫類	7,500	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアJ	瓦礫類	8,000	0.005																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアL	瓦礫類	16,000	30																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアN	瓦礫類	10,000	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアO	瓦礫類	51,400	0.01(27,500m ³ 分) 0.1(23,900m ³ 分)																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアP1	瓦礫類	85,000	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアP2	瓦礫類	9,000	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアU	瓦礫類	750	0.015(310m ³ 分), 0.020(110m ³ 分), 0.028(330m ³ 分)																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアV	瓦礫類	6,000	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアW	瓦礫類	29,300	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアX	瓦礫類	12,200	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアAA	瓦礫類	36,400	0.001																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアd	瓦礫類	1,170	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアe	瓦礫類	6,660	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアm	瓦礫類	3,060	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアn	瓦礫類	3,330	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
エリア名称	保管物	保管容量(約m ³)	受入目安表面線量率(mSv/h)																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫(第1棟)	瓦礫類	600	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫(第2棟)	瓦礫類	3,200	5																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫(第3~第8棟)	瓦礫類	15,000	>30																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階	瓦礫類	15,300	>30																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階	瓦礫類	15,300	30																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地上1階	瓦礫類	15,300	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫第10棟 10-A	瓦礫類	34,000	2(ケース1)1 (ケース2)0.02																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫第10棟 10-B	瓦礫類	34,000	2(ケース1)1 (ケース2)0.02																																																																																																																																																																																																																																																																			
固体廃棄物貯蔵庫第10棟 10-C	瓦礫類	78,000	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアA1	瓦礫類	1(ケース1)2,400 (ケース2)4,300	1(ケース1)30 (ケース2)0.01																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアA2	瓦礫類	1(ケース1)4,700 (ケース2)9,500	1(ケース1)30 (ケース2)0.005																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアB	瓦礫類	5,300	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアC	瓦礫類	67,000	0.01(31,000m ³ 分) 0.025(35,000m ³ 分) 0.1(1,000m ³ 分)																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアD	瓦礫類	4,500	0.09(2,400m ³ 分) 0.3(2,100m ³ 分)																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアE1	瓦礫類	16,000	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアE2	瓦礫類	1,800	10																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアF1	瓦礫類	650	10																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアF2	瓦礫類	7,500	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアJ	瓦礫類	8,000	0.005																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアL	瓦礫類	16,000	30																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアN	瓦礫類	10,000	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアO	瓦礫類	51,400	0.01(27,500m ³ 分) 0.1(23,900m ³ 分)																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアP1	瓦礫類	85,000	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアP2	瓦礫類	9,000	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアU	瓦礫類	750	0.015(310m ³ 分), 0.020(110m ³ 分), 0.028(330m ³ 分)																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアV	瓦礫類	6,000	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアW	瓦礫類	29,300	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアX	瓦礫類	12,200	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアAA	瓦礫類	36,400	0.001																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアd	瓦礫類	1,170	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアe	瓦礫類	6,660	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアm	瓦礫類	3,060	1																																																																																																																																																																																																																																																																			
一時保管エリアn	瓦礫類	3,330	1																																																																																																																																																																																																																																																																			

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表 (第 章 第 3 編 2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理)

変更前	変更後	変更理由
<p>1 : ケース 1 高線量の瓦礫類に遮蔽を行い一時保管した場合 ケース 2 低線量の瓦礫類を一時保管した場合 尚、A 1 , A 2 とも、2019 年度にケース 1 からケース 2 へ切り替えを実施</p> <p>(中略)</p>  <p>図 2 . 1 . 1 - 1 一時保管エリア配置図</p>	<p>1 : ケース 1 高線量の瓦礫類に遮蔽を行い一時保管した場合 ケース 2 低線量の瓦礫類を一時保管した場合 尚、A 1 , A 2 とも、2019 年度にケース 1 からケース 2 へ切り替えを実施</p> <p><u>2 : ケース 1 瓦礫類の屋外保管の早期リスク低減のため、今後増設する固体廃棄物貯蔵庫へ移送するまでの期間</u> <u>ケース 2 今後増設する固体廃棄物貯蔵庫へ移送完了後</u></p> <p>(中略)</p>  <p>図 2 . 1 . 1 - 1 一時保管エリア配置図</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第 1 0 棟の設置に伴う追加</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫第 1 0 棟の設置に伴う追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表(第 章 第 3 編 2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量)

変更前	変更後	変更理由
<p>2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量</p> <p>(中略)</p> <p>2.2.2.2.5 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>(中略)</p>	<p>2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量</p> <p>(中略)</p> <p>2.2.2.2.5 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>(中略)</p> <p><u>(10)第 10 固体廃棄物貯蔵庫</u> <u>第 10 固体廃棄物貯蔵庫は、1mSv/時までの瓦礫類を保管する場合のケース 1 と、0.02mSv/時の瓦礫類を保管する場合のケース 2 により運用し、敷地境界における線量評価はケース 1 にて実施する。なお、1mSv/時までの瓦礫類を全て移送し、ケース 2 により運用開始した際は、敷地境界における線量評価をケース 2 にて実施する。</u></p> <p><u>(ケース 1)</u> <u>貯 蔵 容 量： 10-A 部分 約 34,000m³</u> <u>10-B 部分 約 34,000m³</u> <u>10-C 部分 約 78,000m³</u> <u>エ リ ア 面 積： 約 11,200m²</u> <u>積 上 げ 高 さ： 約 13.1m</u> <u>表 面 線 量 率： 10-A 部分 約 0.01mSv/時, 約 0.1mSv/時, 約 1mSv/時</u> <u>10-B 部分 約 0.01mSv/時, 約 0.1mSv/時, 約 1mSv/時</u> <u>10-C 部分 約 0.01mSv/時, 約 0.02mSv/時</u> <u>遮 蔽： 遮蔽壁 遮蔽蓋:コンクリート 厚さ 遮蔽壁約 300mm 遮蔽蓋約 500mm</u> <u>密度 約 2.15g/cm³</u> <u>評価地点までの距離： 約 410m</u> <u>線 源 の 標 高： T.P.約 33m</u> <u>線 源 形 状： 直方体</u> <u>か さ 密 度： 鉄 0.8g/cm³</u> <u>土 1.7g/cm³</u> <u>評 価 結 果： 約 4.19 × 10⁻³mSv/年</u></p> <p><u>(ケース 2)</u> <u>貯 蔵 容 量： 10-A 部分 約 34,000m³</u> <u>10-B 部分 約 34,000m³</u> <u>10-C 部分 約 78,000m³</u> <u>エ リ ア 面 積： 約 11,200m²</u> <u>積 上 げ 高 さ： 約 13.1m</u> <u>表 面 線 量 率： 10-A 部分 約 0.01mSv/時, 約 0.02mSv/時</u> <u>10-B 部分 約 0.01mSv/時, 約 0.02mSv/時</u> <u>10-C 部分 約 0.01mSv/時, 約 0.02mSv/時</u> <u>遮 蔽： 遮蔽壁 遮蔽蓋:コンクリート 厚さ 遮蔽壁約 300mm 遮蔽蓋約 500mm</u> <u>密度 約 2.15g/cm³</u> <u>評価地点までの距離： 約 410m</u> <u>線 源 の 標 高： T.P.約 33m</u> <u>線 源 形 状： 直方体</u> <u>か さ 密 度： 鉄 0.8g/cm³</u> <u>土 1.7g/cm³</u> <u>評 価 結 果： 約 2.72 × 10⁻³mSv/年</u></p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟の設置に伴う追加</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(中略)</p>  <p>図 2.2.2 - 2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点</p> <p>* : 1~4号機原子炉建屋(原子炉格納容器を含む)以外からの追加的放出は極めて少ないと考えられるため、1~4号機原子炉建屋からの放出量により評価</p>	<p>(中略)</p>  <p>図 2.2.2 - 2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点</p> <p>* : 1~4号機原子炉建屋(原子炉格納容器を含む)以外からの追加的放出は極めて少ないと考えられるため、1~4号機原子炉建屋からの放出量により評価</p>	<p>固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟の設置に伴う追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第 章 第 3 編 2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量）

変更前			変更後			変更理由
添付資料 - 4			添付資料 - 4			
敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果			敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果			
敷地境界 評価地点	評価地点 の標高 「m」	敷地内各施設からの 直接線・スカイシャイン線 「単位:mSv/年」	敷地境界 評価地点	評価地点 の標高 「m」	敷地内各施設からの 直接線・スカイシャイン線 「単位:mSv/年」	
No.1	T.P.約4	0.06	No.51	T.P.約32	0.02	
No.2	T.P.約18	0.11	No.52	T.P.約39	0.03	
No.3	T.P.約18	0.10	No.53	T.P.約39	0.16	
No.4	T.P.約19	0.18	No.54	T.P.約39	0.16	
No.5	T.P.約16	0.29	No.55	T.P.約39	0.04	
No.6	T.P.約16	0.29	No.56	T.P.約33	0.01	
No.7	T.P.約21	0.53	No.57	T.P.約39	0.02	
No.8	T.P.約16	0.31	No.58	T.P.約39	0.04	
No.9	T.P.約14	0.17	No.59	T.P.約39	0.09	
No.10	T.P.約15	0.09	No.60	T.P.約41	0.05	
No.11	T.P.約17	0.18	No.61	T.P.約42	0.02	
No.12	T.P.約17	0.14	No.62	T.P.約38	0.02	
No.13	T.P.約16	0.14	No.63	T.P.約44	0.04	
No.14	T.P.約18	0.15	No.64	T.P.約44	0.07	
No.15	T.P.約21	0.13	No.65	T.P.約41	0.14	
No.16	T.P.約26	0.11	No.66	T.P.約40	0.53	
No.17	T.P.約34	0.15	No.67	T.P.約39	0.31	
No.18	T.P.約37	0.09	No.68	T.P.約37	0.42	
No.19	T.P.約33	0.03	No.69	T.P.約36	0.27	
No.20	T.P.約37	0.04	No.70	T.P.約35	0.57	
No.21	T.P.約38	0.03	No.71	T.P.約32	0.59	
No.22	T.P.約34	0.02	No.72	T.P.約29	0.52	
No.23	T.P.約35	0.02	No.73	T.P.約29	0.25	
No.24	T.P.約38	0.03	No.74	T.P.約35	0.11	
No.25	T.P.約39	0.03	No.75	T.P.約31	0.08	
No.26	T.P.約32	0.02	No.76	T.P.約31	0.12	
No.27	T.P.約31	0.02	No.77	T.P.約15	0.43	
No.28	T.P.約39	0.04	No.78	T.P.約19	0.49	
No.29	T.P.約39	0.12	No.79	T.P.約19	0.25	
No.30	T.P.約39	0.12	No.80	T.P.約19	0.08	
No.31	T.P.約39	0.04	No.81	T.P.約35	0.12	
No.32	T.P.約31	0.01	No.82	T.P.約38	0.22	
No.33	T.P.約33	0.01	No.83	T.P.約40	0.12	
No.34	T.P.約38	0.02	No.84	T.P.約41	0.05	
No.35	T.P.約38	0.02	No.85	T.P.約37	0.03	
No.36	T.P.約39	0.05	No.86	T.P.約33	0.05	
No.37	T.P.約39	0.13	No.87	T.P.約26	0.06	
No.38	T.P.約39	0.13	No.88	T.P.約22	0.15	
No.39	T.P.約39	0.04	No.89	T.P.約20	0.35	
No.40	T.P.約32	0.01	No.90	T.P.約20	0.49	
No.41	T.P.約31	0.01	No.91	T.P.約20	0.34	
No.42	T.P.約39	0.03	No.92	T.P.約21	0.51	
No.43	T.P.約39	0.11	No.93	T.P.約20	0.53	
No.44	T.P.約39	0.11	No.94	T.P.約28	0.41	
No.45	T.P.約39	0.04	No.95	T.P.約21	0.27	
No.46	T.P.約30	0.01	No.96	T.P.約19	0.15	
No.47	T.P.約32	0.01	No.97	T.P.約15	0.06	
No.48	T.P.約39	0.03	No.98	T.P.約23	0.08	
No.49	T.P.約39	0.03	No.99	T.P.約25	0.04	
No.50	T.P.約35	0.02	No.100	T.P.約-1	0.02	
(中略)			(中略)			固体廃棄物貯蔵庫第10棟の 評価結果を反映